

頁	現 行	修正理由	修 正 案
表紙	<p style="text-align: center;"> 福島県地域防災計画 原子力災害対策編 （平成24年度11月修正） 福島県防災会議 </p>	<p style="text-align: center;">時点修正</p>	<p style="text-align: center;"> 福島県地域防災計画 原子力災害対策編 （平成25年__3月修正） 福島県防災会議 </p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修正理由	修 正 案
目次 1	<p>目次</p> <p>第1 総則</p> <p>1 目的 1</p> <p>2 計画の性格 1</p> <p>3 原子力防災対策の特殊性及び複合災害への備え 2</p> <p>4 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域¹の範囲 2</p> <p>5 防災関係機関の事務²または業務の大綱 3</p> <p>6 広域的な活動体制 8</p> <p>7 本県以外で発生した原子力災害への対応 8</p> <p>第2 原子力災害³予防計画</p> <p>1 原子力発電所における予防措置等 9</p> <p>2 報告の徴収、立入検査 9</p> <p>3 原子力防災専門官との連携 9</p> <p>4 情報の収集・連絡体制等の整備 10</p> <p>5 災害応急体制の整備 11</p> <p>6 緊急事態応急対策拠点施設⁴の整備 12</p> <p>7 環境放射線モニタリング体制の整備 12</p> <p>8 住民等への的確な情報伝達体制の整備 13</p> <p>9 避難収容活動体制の整備 14</p> <p>10 緊急輸送活動体制の整備 19</p> <p>11 緊急被ばく医療体制の整備 20</p> <p>12 消防活動体制等の整備 21</p> <p>13 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 21</p> <p>14 原子力防災対策上必要な資料の整備 21</p> <p>15 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発 22</p> <p>16 防災業務関係者に対する教育 23</p> <p>17 原子力防災に関する訓練 23</p> <p>18 原子力発電所上空の飛行規制 24</p> <p>19 計画に基づく行動マニュアル等の整備 24</p> <p>20 暫定的な重点地域⁵以外の地域⁶に対する体制の整備 24</p> <p>21 特定事象未満の事象に対する体制の整備 24</p> <p>22 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備 25</p>	<p>文言整理</p> <p>減災も含めた対策を講ずるため、事前対策に変更</p> <p>防災基本計画の反映</p> <p>文言整理</p>	<p>目次</p> <p>第1 総則</p> <p>1 目的 1</p> <p>2 計画の性格 1</p> <p>3 原子力防災対策の特殊性及び複合災害への備え 2</p> <p>4 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域¹の範囲 2</p> <p>5 防災関係機関の事務²又は業務の大綱 3</p> <p>6 広域的な活動体制 8</p> <p>7 本県以外で発生した原子力災害への対応 8</p> <p>第2 原子力災害³事前対策</p> <p>1 原子力発電所における予防措置等 9</p> <p>2 報告の徴収、立入検査 9</p> <p>3 原子力防災専門官との連携 9</p> <p>4 情報の収集・連絡体制等の整備 10</p> <p>5 災害応急体制の整備 11</p> <p>6 緊急事態応急対策拠点施設⁴等の整備 12</p> <p>7 環境放射線モニタリング体制の整備 12</p> <p>8 住民等への的確な情報伝達体制の整備 13</p> <p>9 避難収容活動体制の整備 14</p> <p>10 緊急輸送活動体制の整備 19</p> <p>11 緊急被ばく医療体制の整備 20</p> <p>12 消防活動体制等の整備 21</p> <p>13 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 21</p> <p>14 原子力防災対策上必要な資料の整備 21</p> <p>15 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発 22</p> <p>16 防災業務関係者に対する教育 23</p> <p>17 原子力防災に関する訓練 23</p> <p>18 原子力発電所上空の飛行規制 24</p> <p>19 計画に基づく行動マニュアル等の整備 24</p> <p>20 暫定的な重点区域⁵以外の区域⁶に対する体制の整備 24</p> <p>21 特定事象未満の事象に対する体制の整備 24</p> <p>22 本県以外で発生した原子力災害に対する体制の整備 25</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修正理由	修 正 案
目次			
2	第3 原子力災害応急対策計画 1 事故状況の把握及び連絡 26 2 災害対策本部の設置 31 3 緊急事態応急対策拠点施設における活動 52 4 住民等に対する指示の伝達と広報 56 5 緊急時環境放射線モニタリング 59 6 退避及び避難 62 7 立入制限措置等 70 8 犯罪の予防等社会秩序の維持 70 9 飲食物の摂取制限等 70 10 緊急被ばく医療活動 72 11 救助・救急・消火活動 80 12 緊急輸送活動 80 13 防災業務関係者の安全確保 81		第3 原子力災害応急対策計画 1 事故状況の把握及び連絡 26 2 災害対策本部の設置 31 3 緊急事態応急対策拠点施設における活動 52 4 住民等に対する指示の伝達と広報 56 5 緊急時環境放射線モニタリング 59 6 退避及び避難 62 7 立入制限措置等 70 8 犯罪の予防等社会秩序の維持 70 9 飲食物の摂取制限等 70 10 緊急被ばく医療活動 72 11 救助・救急・消火活動 80 12 緊急輸送活動 80 13 防災業務関係者の安全確保 81
	第4 原子力災害復旧計画 1 放射性物質による汚染の除去 83 2 各種制限措置の解除 83 3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 83 4 住民の健康調査の実施 83 5 損害賠償の請求等に必要資料の作成 84 6 適正な流通の促進 84 _____ _____ _____ 7 災害対策本部の解散 85	マニユアルの反映	第4 原子力災害中長期対策 1 放射性物質による環境汚染への対処 83 2 緊急事態解除宣言後の対応 83 3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 83 4 心身の健康相談体制の整備 83 5 災害地域住民に係る記録等の作成 84 6 適正な流通の促進 84 7 被災者等の生活再建等の支援 84 8 被災中小企業等に対する支援 85 9 復旧・復興事業からの暴力団排除 85 10 災害対策本部の解散 85

頁	現 行	修正理由	修 正 案
1	<p>第1 総則</p> <p>1 目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、廃止措置が決定された原子炉及び運転を停止している原子炉施設から放射性物質 <u>また</u> は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務 <u>また</u> は業務の遂行によって県民の安全を図ることを目的とする。</p> <p>2 計画の性格</p> <p>(1) 福島県地域防災計画との関係 この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、福島県防災会議が作成する「福島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めたものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものである。この計画に定めるもの以外の必要な対策については、「福島県地域防災計画（一般災害対策編及び震災対策編）」に準拠するものとする。</p> <p>(2) 市町村地域防災計画との関係 市町村が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成 <u>また</u> は修正するに <u>あ</u> たっては、この計画を基本として、各市町村における具体的な計画を定めておくものとする。</p> <hr/> <p>(3) 国の役割 国は、原子力災害に際して、現地における原子力防災対策の拠点としてあらかじめ指定した緊急事態応急対策拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）において、現地事故対策連絡会議の開催等、原子力防災専門官を中心とした初期活動を行うとともに、原子力緊急事態に該当する場合には、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出して原子力災害対策本部を設置し、迅速な応急対策を決定し、県及び市町村に指示する体制を整備するとともに、現地においては、対策拠点施設に設けられる原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）に要員及び専門家を派遣して、県及び市町村が行う応急対策を支援するなど、原災法、防災基本計画に基づき必要な措置を講じることとされている。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(4) 計画の周知徹底 県は、この計画について、広く県民に周知を図るとともに、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を 図るものとする。 また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。</p>	<p>文言整理</p> <p>マニュアルの反映</p> <p>原子力事業者の役割の追加</p> <p>文言整理</p>	<p>第1 総則</p> <p>1 目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、廃止措置が決定された原子炉及び運転を停止している原子炉施設から放射性物質 <u>又</u> は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村及び防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務 <u>又</u> は業務の遂行によって県民の安全を図ることを目的とする。</p> <p>2 計画の性格</p> <p>(1) 福島県地域防災計画との関係 この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、福島県防災会議が作成する「福島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めたものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて作成したものである。この計画に定めるもの以外の必要な対策については、「福島県地域防災計画（一般災害対策編及び震災対策編）」に準拠するものとする。</p> <p>(2) 市町村地域防災計画との関係 市町村が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成 <u>又</u> は修正するに <u>当</u> たっては、この計画を基本として、各市町村における具体的な計画を定めておくものとする。 <u>なお、県は、市町村の原子力災害対策編の作成又は修正に協力するものとする。</u></p> <p>(3) 国の役割 国は、原子力災害に際して、現地における原子力防災対策の拠点としてあらかじめ指定した緊急事態応急対策拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）において、現地事故対策連絡会議の開催等、原子力防災専門官を中心とした初期活動を行うとともに、原子力緊急事態に該当する場合には、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出して原子力災害対策本部を設置し、迅速な応急対策を決定し、県及び市町村に指示する体制を整備するとともに、現地においては、対策拠点施設に設けられる原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）に要員及び専門家を派遣して、県及び市町村が行う応急対策を支援するなど、原災法、防災基本計画に基づき必要な措置を講じることとされている。</p> <p><u>(4) 事業者の役割</u> <u>原子力事業者は、原子炉施設等から、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害対策特別措置法に定める対策を確実に実施するとともに、本計画に基づき、県、市町村及び原子力災害関係機関が実施する原子力災害対策に関して全面的に協力するものとする。</u></p> <p><u>(5) 計画の周知徹底</u> 県は、この計画について、広く県民に周知を図るとともに、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を 図るものとする。 また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。</p>

頁	現 行	修正理由	修 正 案																		
2	<p>3 原子力防災対策の特殊性及び複合災害への備え 原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処するためには放射線等に対する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。 また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、建物、道路及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡などの応急対策活動が極めて困難な状況に置かれることとなる。 このため、本計画においては、これらを踏まえ、住民に対する放射線等に関する知識の普及及び防災訓練等の参加を通じた役割の周知、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資機材の整備、通信設備の多重化、非常用電源設備の整備等、必要な体制をあらかじめ確立するとともに、複合災害時においても、原子力災害対策を講ずる上で必要となる放射線モニタリング等の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう所要の措置を定めるものとする。</p> <p>4 原子力防災対策を重点的に充実すべき地域^アの範囲 本県における原子力発電所の設置状況は、資料1-4-1のとおりである。 本県において、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時環境放射線モニタリング体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法の周知、避難経路及び場所の明示等原子力防災対策を重点的に充実すべき地域（以下「重点地域」という。）の範囲を定めるにあたっては、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故に伴う原子力災害において、国の指示に基づく避難（計画的避難を含む）及び屋内退避の防護措置が講じられた範囲を考慮し、暫定的に地域を定めるものとする。 また、地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町村については、この地域を含む市町村とする。</p> <p>(1) 暫定的な重点地域の範囲 本県における暫定的な重点地域を有する市町村及び地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町村は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="237 1386 1335 1669"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>^ア 東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所に係る地域 いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村（各市町村全域）</p> <p>なお、暫定的な重点地域の地域図を資料1-4-2、行政区名を資料1-4-3、方位別・距離別行政区を資料1-4-4に示す。</p>										<p>一般災害対策編の規定との整合</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>原子力災害対策指針の反映</p> <p>市町村意見</p> <p>文言整理</p>	<p><u>(6) 計画の修正</u> <u>この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の行政組織の見直し等により修正の必要がある場合にはこれを変更するものとする。</u></p> <p>3 原子力防災対策の特殊性及び複合災害への備え 原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処するためには放射線等に対する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。 また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、建物、道路及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡などの応急対策活動が極めて困難な状況に置かれることとなる。 このため、本計画においては、これらを踏まえ、住民に対する放射線等に関する知識の普及及び防災訓練等の参加を通じた役割の周知、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資機材の整備、通信設備の多重化、非常用電源設備の整備等、必要な体制をあらかじめ確立するとともに、複合災害時においても、原子力災害対策を講ずる上で必要となる放射線モニタリング等の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう所要の措置を定めるものとする。</p> <p>4 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域^アの範囲 本県における原子力発電所の設置状況は、資料1-4-1のとおりである。 本県において、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時環境放射線モニタリング体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法の周知、避難経路及び場所の明示等原子力防災対策を重点的に充実すべき区域（以下「重点区域」という。）の範囲を定めるにあたっては、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故に伴う原子力災害において、国の指示に基づく避難（計画的避難を含む）及び屋内退避の防護措置が講じられた範囲を考慮し、暫定的に区域を定めるものとする。 また、地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町村については、この区域を含む市町村とする。</p> <p>(1) 暫定的な重点区域の範囲 本県における暫定的な重点区域を有する市町村及び地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町村は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1632 1386 2730 1669"> <tr> <td></td> <td><u>福島第一原子力発電所</u></td> <td><u>福島第二原子力発電所</u></td> </tr> <tr> <td><u>予防的防護措置を準備する区域（PAZ）</u></td> <td><u>原子力施設から半径5kmを目安に行政区画、地形等を考慮し設定する</u></td> <td><u>原子力施設から半径5kmを目安に行政区画、地形等を考慮し設定する</u></td> </tr> <tr> <td><u>緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）</u></td> <td colspan="2">いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村（各市町村全域）</td> </tr> </table> <p>なお、暫定的な重点区域の区域図を資料1-4-2、行政区名を資料1-4-3、方位別・距離別行政区を資料1-4-4に示す。（略）</p>		<u>福島第一原子力発電所</u>	<u>福島第二原子力発電所</u>	<u>予防的防護措置を準備する区域（PAZ）</u>	<u>原子力施設から半径5kmを目安に行政区画、地形等を考慮し設定する</u>	<u>原子力施設から半径5kmを目安に行政区画、地形等を考慮し設定する</u>	<u>緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）</u>	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村（各市町村全域）	
	<u>福島第一原子力発電所</u>	<u>福島第二原子力発電所</u>																			
<u>予防的防護措置を準備する区域（PAZ）</u>	<u>原子力施設から半径5kmを目安に行政区画、地形等を考慮し設定する</u>	<u>原子力施設から半径5kmを目安に行政区画、地形等を考慮し設定する</u>																			
<u>緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）</u>	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村（各市町村全域）																				

頁	現 行	修正理由	修 正 案																																										
3	<p>(2) 暫定的な重点<u>地域</u>以外の<u>地域</u>への対応 県は、暫定的な重点<u>地域</u>以外の<u>地域</u>に対しても、情報の提供、空間放射線の測定、健康診断の実施等の対応を行うものとし、これらの市町村においては、住民等への情報提供、他市町村からの避難者の受入など原子力災害発生時に必要となる事項を定めた地域防災計画を作成するものとする。</p> <p>5 防災関係機関の事務<u>また</u>は業務の大綱 原子力防災に関し、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災機関が処理すべき事務<u>また</u>は業務の大綱は、福島県地域防災計画（一般災害対策編）第1章第5節第2に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とするが、主な機関の事務及び業務の大綱は次のとおりとする。 各機関は、防災活動の実効性を確保するため、事務<u>また</u>は業務の実施細目を作成しておくものとする。</p> <p>(1) 福島県（教育庁、<u> </u>警察本部を除く）</p> <table border="1" data-bbox="240 751 1371 1377"> <thead> <tr> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 県民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。</td></tr> <tr><td>2 緊急時通信連絡網の整備に関すること。</td></tr> <tr><td>3 原子力防災対策の実<u>お</u>施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。</td></tr> <tr><td>4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。</td></tr> <tr><td>5 事故状況の把握及び連絡に関すること。</td></tr> <tr><td>6 緊急時環境放射線モニタリングに関すること。</td></tr> <tr><td>7 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの整備・維持に関すること。</td></tr> <tr><td>8 市町村が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援に関すること。</td></tr> <tr><td>9 緊急被ばく医療活動に関すること（いわき市保健所が担う業務を除く）。</td></tr> <tr><td>10 飲食物の摂取制限等に関すること。</td></tr> <tr><td>11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。</td></tr> <tr><td>12 汚染物質の除去等に関すること。</td></tr> <tr><td>13 各種制限措置等の解除決定の調整に関すること。</td></tr> <tr><td>14 市町村の原子力防災対策に対する指導及び助言に関すること。</td></tr> <tr><td>15 防災関係機関との連絡調整に関すること。</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 福島県教育庁</p> <table border="1" data-bbox="240 1440 1371 1686"> <thead> <tr> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 県内の小・中学校及び県立学校に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。</td></tr> <tr><td>2 児童、生徒の安全の確保に関すること。</td></tr> <tr><td>3 退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること。</td></tr> <tr><td>4 小・中学校及び県立学校への災害情報の伝達、広報に関すること。</td></tr> </tbody> </table>	事 務 又 は 業 務	1 県民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。	2 緊急時通信連絡網の整備に関すること。	3 原子力防災対策の実 <u>お</u> 施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。	4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。	5 事故状況の把握及び連絡に関すること。	6 緊急時環境放射線モニタリングに関すること。	7 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの整備・維持に関すること。	8 市町村が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援に関すること。	9 緊急被ばく医療活動に関すること（いわき市保健所が担う業務を除く）。	10 飲食物の摂取制限等に関すること。	11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。	12 汚染物質の除去等に関すること。	13 各種制限措置等の解除決定の調整に関すること。	14 市町村の原子力防災対策に対する指導及び助言に関すること。	15 防災関係機関との連絡調整に関すること。	事 務 又 は 業 務	1 県内の小・中学校及び県立学校に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。	2 児童、生徒の安全の確保に関すること。	3 退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること。	4 小・中学校及び県立学校への災害情報の伝達、広報に関すること。	<p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p> <p>パブリックコメントの反映</p>	<p>(2) 暫定的な重点<u>区域</u>以外の<u>区域</u>への対応 県は、暫定的な重点<u>区域</u>以外の<u>区域</u>に対しても、情報の提供、空間放射線の測定、健康診断の実施等の対応を行うものとし、これらの市町村においては、住民等への情報提供、他市町村からの避難者の受入など原子力災害発生時に必要となる事項を定めた地域防災計画を作成するものとする。</p> <p>5 防災関係機関の事務<u>又</u>は業務の大綱 原子力防災に関し、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災機関が処理すべき事務<u>又</u>は業務の大綱は、福島県地域防災計画（一般災害対策編）第1章第5節第2に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とするが、主な機関の事務及び業務の大綱は次のとおりとする。 各機関は、防災活動の実効性を確保するため、事務<u>又</u>は業務の実施細目を作成しておくものとする。</p> <p>(1) 福島県（教育庁、<u>県</u>警察本部を除く）</p> <table border="1" data-bbox="1644 751 2775 1377"> <thead> <tr> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 県民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。</td></tr> <tr><td>2 緊急時通信連絡網の整備に関すること。</td></tr> <tr><td>3 原子力防災対策の実<u> </u>施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。</td></tr> <tr><td>4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。</td></tr> <tr><td>5 事故状況の把握及び連絡に関すること。</td></tr> <tr><td>6 緊急時環境放射線モニタリングに関すること。</td></tr> <tr><td>7 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの整備・維持に関すること。</td></tr> <tr><td>8 市町村が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援に関すること。</td></tr> <tr><td>9 緊急被ばく医療活動に関すること（いわき市保健所が担う業務を除く）。</td></tr> <tr><td>10 飲食物の摂取制限等に関すること。</td></tr> <tr><td>11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。</td></tr> <tr><td>12 汚染物質の除去等に関すること。</td></tr> <tr><td>13 各種制限措置等の解除決定の調整に関すること。</td></tr> <tr><td>14 市町村の原子力防災対策に対する指導及び助言に関すること。</td></tr> <tr><td>15 防災関係機関との連絡調整に関すること。</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 福島県教育庁</p> <table border="1" data-bbox="1644 1440 2775 1686"> <thead> <tr> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 県内の小・中学校及び県立学校に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。</td></tr> <tr><td>2 児童、生徒の安全の確保に関すること。</td></tr> <tr><td>3 退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること。</td></tr> <tr><td>4 小・中学校及び県立学校への災害情報の伝達、広報に関すること。</td></tr> </tbody> </table>	事 務 又 は 業 務	1 県民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。	2 緊急時通信連絡網の整備に関すること。	3 原子力防災対策の実 <u> </u> 施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。	4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。	5 事故状況の把握及び連絡に関すること。	6 緊急時環境放射線モニタリングに関すること。	7 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの整備・維持に関すること。	8 市町村が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援に関すること。	9 緊急被ばく医療活動に関すること（いわき市保健所が担う業務を除く）。	10 飲食物の摂取制限等に関すること。	11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。	12 汚染物質の除去等に関すること。	13 各種制限措置等の解除決定の調整に関すること。	14 市町村の原子力防災対策に対する指導及び助言に関すること。	15 防災関係機関との連絡調整に関すること。	事 務 又 は 業 務	1 県内の小・中学校及び県立学校に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。	2 児童、生徒の安全の確保に関すること。	3 退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること。	4 小・中学校及び県立学校への災害情報の伝達、広報に関すること。
事 務 又 は 業 務																																													
1 県民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。																																													
2 緊急時通信連絡網の整備に関すること。																																													
3 原子力防災対策の実 <u>お</u> 施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。																																													
4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。																																													
5 事故状況の把握及び連絡に関すること。																																													
6 緊急時環境放射線モニタリングに関すること。																																													
7 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの整備・維持に関すること。																																													
8 市町村が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援に関すること。																																													
9 緊急被ばく医療活動に関すること（いわき市保健所が担う業務を除く）。																																													
10 飲食物の摂取制限等に関すること。																																													
11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。																																													
12 汚染物質の除去等に関すること。																																													
13 各種制限措置等の解除決定の調整に関すること。																																													
14 市町村の原子力防災対策に対する指導及び助言に関すること。																																													
15 防災関係機関との連絡調整に関すること。																																													
事 務 又 は 業 務																																													
1 県内の小・中学校及び県立学校に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。																																													
2 児童、生徒の安全の確保に関すること。																																													
3 退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること。																																													
4 小・中学校及び県立学校への災害情報の伝達、広報に関すること。																																													
事 務 又 は 業 務																																													
1 県民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。																																													
2 緊急時通信連絡網の整備に関すること。																																													
3 原子力防災対策の実 <u> </u> 施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。																																													
4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。																																													
5 事故状況の把握及び連絡に関すること。																																													
6 緊急時環境放射線モニタリングに関すること。																																													
7 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの整備・維持に関すること。																																													
8 市町村が行う住民の退避、避難等に対する助言及び支援に関すること。																																													
9 緊急被ばく医療活動に関すること（いわき市保健所が担う業務を除く）。																																													
10 飲食物の摂取制限等に関すること。																																													
11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。																																													
12 汚染物質の除去等に関すること。																																													
13 各種制限措置等の解除決定の調整に関すること。																																													
14 市町村の原子力防災対策に対する指導及び助言に関すること。																																													
15 防災関係機関との連絡調整に関すること。																																													
事 務 又 は 業 務																																													
1 県内の小・中学校及び県立学校に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。																																													
2 児童、生徒の安全の確保に関すること。																																													
3 退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること。																																													
4 小・中学校及び県立学校への災害情報の伝達、広報に関すること。																																													

頁	現 行	修正理由	修 正 案																																
4	<p>(3) 福島県警察本部</p> <table border="1" data-bbox="240 331 1371 611"> <thead> <tr> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1 住民に対する広報に関すること。 2 住民避難等の誘導に関すること。 3 立入制限措置に関すること。 4 災害警備及び交通規制に関すること。 5 緊急輸送のための交通確保に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 関係市町村</p> <table border="1" data-bbox="240 680 1371 1274"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> いわき市 田村市 南相馬市 川俣町 広野町 楢葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 飯館村 </td> <td> 1 住民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。 2 通信連絡網の整備に関すること。 3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。 4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。 5 事故状況の把握及び連絡に関すること。 6 県の緊急時環境放射線モニタリング活動の協力に関すること。 7 住民の退避、避難及び立入制限に関すること。 8 緊急被ばく医療活動に関すること（いわき市保健所が担う業務に限る）。 9 緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること。 10 飲食物の摂取制限等に関すること。 11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。 12 各種制限措置等の解除に関すること。 13 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="240 1341 1371 1848"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北管区警察局</td> <td> 1 災害状況の把握と報告連絡に関すること。 2 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 3 関係職員の派遣に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>東北財務局 福島財務事務所</td> <td> 1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせんに関すること。 2 金融機関の緊急措置等の指示に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>東北厚生局</td> <td>災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整。</td> </tr> <tr> <td>東北農政局</td> <td> 1 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。 2 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	事 務 又 は 業 務	1 住民に対する広報に関すること。 2 住民避難等の誘導に関すること。 3 立入制限措置に関すること。 4 災害警備及び交通規制に関すること。 5 緊急輸送のための交通確保に関すること。	機 関	事 務 又 は 業 務	いわき市 田村市 南相馬市 川俣町 広野町 楢葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 飯館村	1 住民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。 2 通信連絡網の整備に関すること。 3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。 4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。 5 事故状況の把握及び連絡に関すること。 6 県の緊急時環境放射線モニタリング活動の協力に関すること。 7 住民の退避、避難及び立入制限に関すること。 8 緊急被ばく医療活動に関すること（いわき市保健所が担う業務に限る）。 9 緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること。 10 飲食物の摂取制限等に関すること。 11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。 12 各種制限措置等の解除に関すること。 13 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること。	機 関	事 務 又 は 業 務	東北管区警察局	1 災害状況の把握と報告連絡に関すること。 2 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 3 関係職員の派遣に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。	東北財務局 福島財務事務所	1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせんに関すること。 2 金融機関の緊急措置等の指示に関すること。	東北厚生局	災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整。	東北農政局	1 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。 2 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。		<p>(3) 福島県警察本部</p> <table border="1" data-bbox="1644 331 2775 611"> <thead> <tr> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1 住民に対する広報に関すること。 2 住民避難等の誘導に関すること。 3 立入制限措置に関すること。 4 災害警備及び交通規制に関すること。 5 緊急輸送のための交通確保に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 関係市町村</p> <table border="1" data-bbox="1644 680 2775 1274"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> いわき市 田村市 南相馬市 川俣町 広野町 楢葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 飯館村 </td> <td> 1 住民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。 2 通信連絡網の整備に関すること。 3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。 4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。 5 事故状況の把握及び連絡に関すること。 6 県の緊急時環境放射線モニタリング活動の協力に関すること。 7 住民の退避、避難及び立入制限に関すること。 8 緊急被ばく医療活動に関すること（いわき市保健所が担う業務に限る）。 9 緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること。 10 飲食物の摂取制限等に関すること。 11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。 12 各種制限措置等の解除に関すること。 13 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1644 1341 2775 1848"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北管区警察局</td> <td> 1 災害状況の把握と報告連絡に関すること。 2 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 3 関係職員の派遣に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>東北財務局 福島財務事務所</td> <td> 1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせんに関すること。 2 金融機関の緊急措置等の指示に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>東北厚生局</td> <td>災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整。</td> </tr> <tr> <td>東北農政局</td> <td> 1 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。 2 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	事 務 又 は 業 務	1 住民に対する広報に関すること。 2 住民避難等の誘導に関すること。 3 立入制限措置に関すること。 4 災害警備及び交通規制に関すること。 5 緊急輸送のための交通確保に関すること。	機 関	事 務 又 は 業 務	いわき市 田村市 南相馬市 川俣町 広野町 楢葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 飯館村	1 住民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。 2 通信連絡網の整備に関すること。 3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。 4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。 5 事故状況の把握及び連絡に関すること。 6 県の緊急時環境放射線モニタリング活動の協力に関すること。 7 住民の退避、避難及び立入制限に関すること。 8 緊急被ばく医療活動に関すること（いわき市保健所が担う業務に限る）。 9 緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること。 10 飲食物の摂取制限等に関すること。 11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。 12 各種制限措置等の解除に関すること。 13 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること。	機 関	事 務 又 は 業 務	東北管区警察局	1 災害状況の把握と報告連絡に関すること。 2 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 3 関係職員の派遣に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。	東北財務局 福島財務事務所	1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせんに関すること。 2 金融機関の緊急措置等の指示に関すること。	東北厚生局	災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整。	東北農政局	1 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。 2 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。
事 務 又 は 業 務																																			
1 住民に対する広報に関すること。 2 住民避難等の誘導に関すること。 3 立入制限措置に関すること。 4 災害警備及び交通規制に関すること。 5 緊急輸送のための交通確保に関すること。																																			
機 関	事 務 又 は 業 務																																		
いわき市 田村市 南相馬市 川俣町 広野町 楢葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 飯館村	1 住民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。 2 通信連絡網の整備に関すること。 3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。 4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。 5 事故状況の把握及び連絡に関すること。 6 県の緊急時環境放射線モニタリング活動の協力に関すること。 7 住民の退避、避難及び立入制限に関すること。 8 緊急被ばく医療活動に関すること（いわき市保健所が担う業務に限る）。 9 緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること。 10 飲食物の摂取制限等に関すること。 11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。 12 各種制限措置等の解除に関すること。 13 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること。																																		
機 関	事 務 又 は 業 務																																		
東北管区警察局	1 災害状況の把握と報告連絡に関すること。 2 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 3 関係職員の派遣に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。																																		
東北財務局 福島財務事務所	1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせんに関すること。 2 金融機関の緊急措置等の指示に関すること。																																		
東北厚生局	災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整。																																		
東北農政局	1 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。 2 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。																																		
事 務 又 は 業 務																																			
1 住民に対する広報に関すること。 2 住民避難等の誘導に関すること。 3 立入制限措置に関すること。 4 災害警備及び交通規制に関すること。 5 緊急輸送のための交通確保に関すること。																																			
機 関	事 務 又 は 業 務																																		
いわき市 田村市 南相馬市 川俣町 広野町 楢葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 飯館村	1 住民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。 2 通信連絡網の整備に関すること。 3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。 4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。 5 事故状況の把握及び連絡に関すること。 6 県の緊急時環境放射線モニタリング活動の協力に関すること。 7 住民の退避、避難及び立入制限に関すること。 8 緊急被ばく医療活動に関すること（いわき市保健所が担う業務に限る）。 9 緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること。 10 飲食物の摂取制限等に関すること。 11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。 12 各種制限措置等の解除に関すること。 13 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること。																																		
機 関	事 務 又 は 業 務																																		
東北管区警察局	1 災害状況の把握と報告連絡に関すること。 2 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 3 関係職員の派遣に関すること。 4 関係機関との連絡調整に関すること。																																		
東北財務局 福島財務事務所	1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせんに関すること。 2 金融機関の緊急措置等の指示に関すること。																																		
東北厚生局	災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整。																																		
東北農政局	1 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。 2 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。																																		

福島県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修正理由	修 正 案																																																
5	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="231 275 498 327">関東森林管理局</td> <td data-bbox="498 275 1374 327">林野、林産物の汚染対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 327 498 380">東北農政局福島地域センター</td> <td data-bbox="498 327 1374 380">主要食糧等の供給対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 380 498 432">東北経済産業局</td> <td data-bbox="498 380 1374 432">原子力発電所の災害に関する情報収集及び防災に係る協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 432 498 558">関東東北産業保安監督部 東北支部</td> <td data-bbox="498 432 1374 558">電気の安全確保に関する指導監督に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 558 498 611">東北運輸局福島運輸支局</td> <td data-bbox="498 558 1374 611">陸上輸送機関との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 611 498 726">東北運輸局福島運輸支局 (小名浜庁舎)</td> <td data-bbox="498 611 1374 726">海上輸送機関との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 726 498 863">東京航空局 仙台空港事務所、 福島空港出張所</td> <td data-bbox="498 726 1374 863">1 航空機の安全航行に関すること。 2 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 863 498 915">福島地方気象台</td> <td data-bbox="498 863 1374 915">気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 915 498 1136">福島海上保安部</td> <td data-bbox="498 915 1374 1136">1 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示に関すること。 2 船舶に対する情報提供及び海上における治安の維持に関すること。 3 海上における緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。 4 海上における救助・救急に関すること。 5 緊急輸送を行うための船舶交通の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1136 498 1188">東北総合通信局</td> <td data-bbox="498 1136 1374 1188">電気通信の確保及び非常通信の運用監督に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1188 498 1367">東北地方整備局 福島河川国道事務所 郡山国道事務所 磐城国道事務所</td> <td data-bbox="498 1188 1374 1367">1 国道の通行確保に関すること。 2 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="231 1367 498 1472">福島労働局</td> <td data-bbox="498 1367 1374 1472">1 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 2 労働災害調査、労働者の労災補償に関すること。</td> </tr> </table>	関東森林管理局	林野、林産物の汚染対策に関すること。	東北農政局福島地域センター	主要食糧等の供給対策に関すること。	東北経済産業局	原子力発電所の災害に関する情報収集及び防災に係る協力に関すること。	関東東北産業保安監督部 東北支部	電気の安全確保に関する指導監督に関すること。	東北運輸局福島運輸支局	陸上輸送機関との連絡調整に関すること。	東北運輸局福島運輸支局 (小名浜庁舎)	海上輸送機関との連絡調整に関すること。	東京航空局 仙台空港事務所、 福島空港出張所	1 航空機の安全航行に関すること。 2 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。	福島地方気象台	気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表。	福島海上保安部	1 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示に関すること。 2 船舶に対する情報提供及び海上における治安の維持に関すること。 3 海上における緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。 4 海上における救助・救急に関すること。 5 緊急輸送を行うための船舶交通の確保に関すること。	東北総合通信局	電気通信の確保及び非常通信の運用監督に関すること。	東北地方整備局 福島河川国道事務所 郡山国道事務所 磐城国道事務所	1 国道の通行確保に関すること。 2 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。	福島労働局	1 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 2 労働災害調査、労働者の労災補償に関すること。		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1641 275 1908 327">関東森林管理局</td> <td data-bbox="1908 275 2783 327">林野、林産物の汚染対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1641 327 1908 380">東北農政局福島地域センター</td> <td data-bbox="1908 327 2783 380">主要食糧等の供給対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1641 380 1908 432">東北経済産業局</td> <td data-bbox="1908 380 2783 432">原子力発電所の災害に関する情報収集及び防災に係る協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1641 432 1908 558">関東東北産業保安監督部 東北支部</td> <td data-bbox="1908 432 2783 558">電気の安全確保に関する指導監督に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1641 558 1908 611">東北運輸局福島運輸支局</td> <td data-bbox="1908 558 2783 611">陸上輸送機関との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1641 611 1908 726">東北運輸局福島運輸支局 (小名浜庁舎)</td> <td data-bbox="1908 611 2783 726">海上輸送機関との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1641 726 1908 863">東京航空局 仙台空港事務所、 福島空港出張所</td> <td data-bbox="1908 726 2783 863">1 航空機の安全航行に関すること。 2 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1641 863 1908 915">福島地方気象台</td> <td data-bbox="1908 863 2783 915">気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1641 915 1908 1136">福島海上保安部</td> <td data-bbox="1908 915 2783 1136">1 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示に関すること。 2 船舶に対する情報提供及び海上における治安の維持に関すること。 3 海上における緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。 4 海上における救助・救急に関すること。 5 緊急輸送を行うための船舶交通の確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1641 1136 1908 1188">東北総合通信局</td> <td data-bbox="1908 1136 2783 1188">電気通信の確保及び非常通信の運用監督に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1641 1188 1908 1367">東北地方整備局 福島河川国道事務所 郡山国道事務所 磐城国道事務所</td> <td data-bbox="1908 1188 2783 1367">1 国道の通行確保に関すること。 2 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1641 1367 1908 1472">福島労働局</td> <td data-bbox="1908 1367 2783 1472">1 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 2 労働災害調査、労働者の労災補償に関すること。</td> </tr> </table>	関東森林管理局	林野、林産物の汚染対策に関すること。	東北農政局福島地域センター	主要食糧等の供給対策に関すること。	東北経済産業局	原子力発電所の災害に関する情報収集及び防災に係る協力に関すること。	関東東北産業保安監督部 東北支部	電気の安全確保に関する指導監督に関すること。	東北運輸局福島運輸支局	陸上輸送機関との連絡調整に関すること。	東北運輸局福島運輸支局 (小名浜庁舎)	海上輸送機関との連絡調整に関すること。	東京航空局 仙台空港事務所、 福島空港出張所	1 航空機の安全航行に関すること。 2 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。	福島地方気象台	気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表。	福島海上保安部	1 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示に関すること。 2 船舶に対する情報提供及び海上における治安の維持に関すること。 3 海上における緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。 4 海上における救助・救急に関すること。 5 緊急輸送を行うための船舶交通の確保に関すること。	東北総合通信局	電気通信の確保及び非常通信の運用監督に関すること。	東北地方整備局 福島河川国道事務所 郡山国道事務所 磐城国道事務所	1 国道の通行確保に関すること。 2 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。	福島労働局	1 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 2 労働災害調査、労働者の労災補償に関すること。
関東森林管理局	林野、林産物の汚染対策に関すること。																																																		
東北農政局福島地域センター	主要食糧等の供給対策に関すること。																																																		
東北経済産業局	原子力発電所の災害に関する情報収集及び防災に係る協力に関すること。																																																		
関東東北産業保安監督部 東北支部	電気の安全確保に関する指導監督に関すること。																																																		
東北運輸局福島運輸支局	陸上輸送機関との連絡調整に関すること。																																																		
東北運輸局福島運輸支局 (小名浜庁舎)	海上輸送機関との連絡調整に関すること。																																																		
東京航空局 仙台空港事務所、 福島空港出張所	1 航空機の安全航行に関すること。 2 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。																																																		
福島地方気象台	気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表。																																																		
福島海上保安部	1 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示に関すること。 2 船舶に対する情報提供及び海上における治安の維持に関すること。 3 海上における緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。 4 海上における救助・救急に関すること。 5 緊急輸送を行うための船舶交通の確保に関すること。																																																		
東北総合通信局	電気通信の確保及び非常通信の運用監督に関すること。																																																		
東北地方整備局 福島河川国道事務所 郡山国道事務所 磐城国道事務所	1 国道の通行確保に関すること。 2 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。																																																		
福島労働局	1 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 2 労働災害調査、労働者の労災補償に関すること。																																																		
関東森林管理局	林野、林産物の汚染対策に関すること。																																																		
東北農政局福島地域センター	主要食糧等の供給対策に関すること。																																																		
東北経済産業局	原子力発電所の災害に関する情報収集及び防災に係る協力に関すること。																																																		
関東東北産業保安監督部 東北支部	電気の安全確保に関する指導監督に関すること。																																																		
東北運輸局福島運輸支局	陸上輸送機関との連絡調整に関すること。																																																		
東北運輸局福島運輸支局 (小名浜庁舎)	海上輸送機関との連絡調整に関すること。																																																		
東京航空局 仙台空港事務所、 福島空港出張所	1 航空機の安全航行に関すること。 2 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。																																																		
福島地方気象台	気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表。																																																		
福島海上保安部	1 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示に関すること。 2 船舶に対する情報提供及び海上における治安の維持に関すること。 3 海上における緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。 4 海上における救助・救急に関すること。 5 緊急輸送を行うための船舶交通の確保に関すること。																																																		
東北総合通信局	電気通信の確保及び非常通信の運用監督に関すること。																																																		
東北地方整備局 福島河川国道事務所 郡山国道事務所 磐城国道事務所	1 国道の通行確保に関すること。 2 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。																																																		
福島労働局	1 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 2 労働災害調査、労働者の労災補償に関すること。																																																		
	<p>(6) 自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="231 1549 498 1602">機 関</th> <th data-bbox="498 1549 1374 1602">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="231 1602 498 1812">陸上自衛隊 東北方面総監部 海上自衛隊 航空自衛隊</td> <td data-bbox="498 1602 1374 1812">1 災害応急救護に関すること。 2 空からの緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。 3 海上における緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。 4 緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	事 務 又 は 業 務	陸上自衛隊 東北方面総監部 海上自衛隊 航空自衛隊	1 災害応急救護に関すること。 2 空からの緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。 3 海上における緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。 4 緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること。		<p>(6) 自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1641 1549 1908 1602">機 関</th> <th data-bbox="1908 1549 2783 1602">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1641 1602 1908 1812">陸上自衛隊 東北方面総監部 海上自衛隊 航空自衛隊</td> <td data-bbox="1908 1602 2783 1812">1 災害応急救護に関すること。 2 空からの緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。 3 海上における緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。 4 緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	事 務 又 は 業 務	陸上自衛隊 東北方面総監部 海上自衛隊 航空自衛隊	1 災害応急救護に関すること。 2 空からの緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。 3 海上における緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。 4 緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること。																																								
機 関	事 務 又 は 業 務																																																		
陸上自衛隊 東北方面総監部 海上自衛隊 航空自衛隊	1 災害応急救護に関すること。 2 空からの緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。 3 海上における緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。 4 緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること。																																																		
機 関	事 務 又 は 業 務																																																		
陸上自衛隊 東北方面総監部 海上自衛隊 航空自衛隊	1 災害応急救護に関すること。 2 空からの緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。 3 海上における緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。 4 緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること。																																																		

頁	現 行	修正理由	修 正 案																																
6	<p>(7) 関係市町村を管轄する消防本部</p> <table border="1" data-bbox="240 327 1371 611"> <thead> <tr> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1 広報車等による住民に対する広報に関すること。 2 住民避難等の誘導に関すること。 3 緊急被ばく医療活動に関すること。 4 救急、救助活動の実施に関すること。 5 防護対策地区の防火活動に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 県内各消防本部</p> <table border="1" data-bbox="240 680 1371 795"> <thead> <tr> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県広域消防相互協定に基づく防災活動の実施に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="240 865 1371 1854"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)福島支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドットコム東北 KDDI(株)</td> <td> 1 通信の確保に関すること。 2 災害時優先電話に関すること。 3 仮設回線の設置に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株) 仙台支社福島支店</td> <td>救援物質及び避難者の輸送の協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社福島県支部</td> <td> 1 医療班救護チーム等への派遣に関すること。 2 義援金の募集に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	事 務 又 は 業 務	1 広報車等による住民に対する広報に関すること。 2 住民避難等の誘導に関すること。 3 緊急被ばく医療活動に関すること。 4 救急、救助活動の実施に関すること。 5 防護対策地区の防火活動に関すること。	事 務 又 は 業 務	県広域消防相互協定に基づく防災活動の実施に関すること。	機 関	事 務 又 は 業 務					東日本電信電話(株)福島支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドットコム東北 KDDI(株)	1 通信の確保に関すること。 2 災害時優先電話に関すること。 3 仮設回線の設置に関すること。	東日本旅客鉄道(株) 仙台支社福島支店	救援物質及び避難者の輸送の協力に関すること。	日本赤十字社福島県支部	1 医療班救護チーム等への派遣に関すること。 2 義援金の募集に関すること。	<p>原子力災害対策上重要な指定公共機関を追加</p>	<p>(7) 関係市町村を管轄する消防本部</p> <table border="1" data-bbox="1644 327 2775 611"> <thead> <tr> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1 広報車等による住民に対する広報に関すること。 2 住民避難等の誘導に関すること。 3 緊急被ばく医療活動に関すること。 4 救急、救助活動の実施に関すること。 5 防護対策地区の防火活動に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 県内各消防本部</p> <table border="1" data-bbox="1644 680 2775 795"> <thead> <tr> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県広域消防相互協定に基づく防災活動の実施に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1644 865 2775 1835"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>独立行政法人 放射線医学総合研究所</u></td> <td> <u>1 緊急被ばく医療活動に関すること。</u> <u>2 専門機関との連携強化に関すること。</u> <u>3 専門家の派遣に関すること。</u> <u>4 緊急時環境放射線モニタリング体制の整備に関すること。</u> <u>5 避難の際の住民等に対するスクリーニング支援に関すること。</u> <u>6 住民相談窓口の設置等に関すること。</u> <u>7 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td><u>独立行政法人 日本原子力研究開発機構</u></td> <td> <u>1 関係機関との連携強化に関すること。</u> <u>2 専門家の派遣に関すること。</u> <u>3 緊急時環境放射線モニタリング体制の整備に関すること。</u> <u>4 避難の際の住民等に対するスクリーニング支援に関すること。</u> <u>5 住民相談窓口の設置等に関すること。</u> <u>6 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>東日本電信電話(株)福島支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドットコム東北 KDDI(株)</td> <td> 1 通信の確保に関すること。 2 災害時優先電話に関すること。 3 仮設回線の設置に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株) 仙台支社福島支店</td> <td>救援物質及び避難者の輸送の協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社福島県支部</td> <td> 1 医療班救護チーム等への派遣に関すること。 2 義援金の募集に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	事 務 又 は 業 務	1 広報車等による住民に対する広報に関すること。 2 住民避難等の誘導に関すること。 3 緊急被ばく医療活動に関すること。 4 救急、救助活動の実施に関すること。 5 防護対策地区の防火活動に関すること。	事 務 又 は 業 務	県広域消防相互協定に基づく防災活動の実施に関すること。	機 関	事 務 又 は 業 務	<u>独立行政法人 放射線医学総合研究所</u>	<u>1 緊急被ばく医療活動に関すること。</u> <u>2 専門機関との連携強化に関すること。</u> <u>3 専門家の派遣に関すること。</u> <u>4 緊急時環境放射線モニタリング体制の整備に関すること。</u> <u>5 避難の際の住民等に対するスクリーニング支援に関すること。</u> <u>6 住民相談窓口の設置等に関すること。</u> <u>7 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。</u>	<u>独立行政法人 日本原子力研究開発機構</u>	<u>1 関係機関との連携強化に関すること。</u> <u>2 専門家の派遣に関すること。</u> <u>3 緊急時環境放射線モニタリング体制の整備に関すること。</u> <u>4 避難の際の住民等に対するスクリーニング支援に関すること。</u> <u>5 住民相談窓口の設置等に関すること。</u> <u>6 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。</u>	東日本電信電話(株)福島支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドットコム東北 KDDI(株)	1 通信の確保に関すること。 2 災害時優先電話に関すること。 3 仮設回線の設置に関すること。	東日本旅客鉄道(株) 仙台支社福島支店	救援物質及び避難者の輸送の協力に関すること。	日本赤十字社福島県支部	1 医療班救護チーム等への派遣に関すること。 2 義援金の募集に関すること。
事 務 又 は 業 務																																			
1 広報車等による住民に対する広報に関すること。 2 住民避難等の誘導に関すること。 3 緊急被ばく医療活動に関すること。 4 救急、救助活動の実施に関すること。 5 防護対策地区の防火活動に関すること。																																			
事 務 又 は 業 務																																			
県広域消防相互協定に基づく防災活動の実施に関すること。																																			
機 関	事 務 又 は 業 務																																		
東日本電信電話(株)福島支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドットコム東北 KDDI(株)	1 通信の確保に関すること。 2 災害時優先電話に関すること。 3 仮設回線の設置に関すること。																																		
東日本旅客鉄道(株) 仙台支社福島支店	救援物質及び避難者の輸送の協力に関すること。																																		
日本赤十字社福島県支部	1 医療班救護チーム等への派遣に関すること。 2 義援金の募集に関すること。																																		
事 務 又 は 業 務																																			
1 広報車等による住民に対する広報に関すること。 2 住民避難等の誘導に関すること。 3 緊急被ばく医療活動に関すること。 4 救急、救助活動の実施に関すること。 5 防護対策地区の防火活動に関すること。																																			
事 務 又 は 業 務																																			
県広域消防相互協定に基づく防災活動の実施に関すること。																																			
機 関	事 務 又 は 業 務																																		
<u>独立行政法人 放射線医学総合研究所</u>	<u>1 緊急被ばく医療活動に関すること。</u> <u>2 専門機関との連携強化に関すること。</u> <u>3 専門家の派遣に関すること。</u> <u>4 緊急時環境放射線モニタリング体制の整備に関すること。</u> <u>5 避難の際の住民等に対するスクリーニング支援に関すること。</u> <u>6 住民相談窓口の設置等に関すること。</u> <u>7 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。</u>																																		
<u>独立行政法人 日本原子力研究開発機構</u>	<u>1 関係機関との連携強化に関すること。</u> <u>2 専門家の派遣に関すること。</u> <u>3 緊急時環境放射線モニタリング体制の整備に関すること。</u> <u>4 避難の際の住民等に対するスクリーニング支援に関すること。</u> <u>5 住民相談窓口の設置等に関すること。</u> <u>6 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。</u>																																		
東日本電信電話(株)福島支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) (株)エヌ・ティ・ティ・ドットコム東北 KDDI(株)	1 通信の確保に関すること。 2 災害時優先電話に関すること。 3 仮設回線の設置に関すること。																																		
東日本旅客鉄道(株) 仙台支社福島支店	救援物質及び避難者の輸送の協力に関すること。																																		
日本赤十字社福島県支部	1 医療班救護チーム等への派遣に関すること。 2 義援金の募集に関すること。																																		

福島県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修正理由	修 正 案																				
7	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="240 285 557 636"> 日本放送協会福島放送局 福島テレビ(株) (株)福島中央テレビ (株)福島放送 (株)テレビユー福島 (株)ラジオ福島 (株)エフエム福島 (株)福島民報社 福島民友新聞(株) </td> <td data-bbox="557 285 1371 636"> 1 災害情報及び各種指示の伝達に関する事 2 原子力防災に関する知識の普及に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 636 557 873"> 日本通運(株)福島支店 (社)福島県バス協会 福島交通(株) 新常磐交通(株) 会津乗合自動車(株) (社)福島県トラック協会 </td> <td data-bbox="557 636 1371 873"> 緊急輸送に対する協力に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 873 557 978"> 東日本高速道路(株) いわき管理事務所 </td> <td data-bbox="557 873 1371 978"> 1 利用者に対する事故情報及び各種措置の伝達に関する事 2 緊急輸送に対する協力に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="240 978 557 1083"> (社)福島県医師会 (社)福島県放射線技師会 </td> <td data-bbox="557 978 1371 1083"> 緊急被ばく医療活動に対する協力に関する事 </td> </tr> </table> <p>(10) 東京電力株式会社</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 1152 1371 1220">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 1220 1371 1537"> 1 原子力災害対策特別措置法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関する事 2 原子力施設の防災管理に関する事 3 従業員等に対する教育、訓練に関する事 4 関係機関に対する情報の提供に関する事 5 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事 6 緊急時環境放射線モニタリング活動に対する協力に関する事 7 緊急被ばく医療活動に関する事 8 県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	日本放送協会福島放送局 福島テレビ(株) (株)福島中央テレビ (株)福島放送 (株)テレビユー福島 (株)ラジオ福島 (株)エフエム福島 (株)福島民報社 福島民友新聞(株)	1 災害情報及び各種指示の伝達に関する事 2 原子力防災に関する知識の普及に関する事	日本通運(株)福島支店 (社)福島県バス協会 福島交通(株) 新常磐交通(株) 会津乗合自動車(株) (社)福島県トラック協会	緊急輸送に対する協力に関する事	東日本高速道路(株) いわき管理事務所	1 利用者に対する事故情報及び各種措置の伝達に関する事 2 緊急輸送に対する協力に関する事	(社)福島県医師会 (社)福島県放射線技師会	緊急被ばく医療活動に対する協力に関する事	事 務 又 は 業 務	1 原子力災害対策特別措置法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関する事 2 原子力施設の防災管理に関する事 3 従業員等に対する教育、訓練に関する事 4 関係機関に対する情報の提供に関する事 5 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事 6 緊急時環境放射線モニタリング活動に対する協力に関する事 7 緊急被ばく医療活動に関する事 8 県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関する事		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1650 285 1967 636"> 日本放送協会福島放送局 福島テレビ(株) (株)福島中央テレビ (株)福島放送 (株)テレビユー福島 (株)ラジオ福島 (株)エフエム福島 (株)福島民報社 福島民友新聞 (株) </td> <td data-bbox="1967 285 2781 636"> 1 災害情報及び各種指示の伝達に関する事 2 原子力防災に関する知識の普及に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1650 636 1967 873"> 日本通運(株)福島支店 (社)福島県バス協会 福島交通(株) 新常磐交通(株) 会津乗合自動車(株) (社)福島県トラック協会 </td> <td data-bbox="1967 636 2781 873"> 緊急輸送に対する協力に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1650 873 1967 978"> 東日本高速道路(株) いわき管理事務所 </td> <td data-bbox="1967 873 2781 978"> 1 利用者に対する事故情報及び各種措置の伝達に関する事 2 緊急輸送に対する協力に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1650 978 1967 1083"> (社)福島県医師会 (社)福島県放射線技師会 </td> <td data-bbox="1967 978 2781 1083"> 緊急被ばく医療活動に対する協力に関する事 </td> </tr> </table> <p>(10) 東京電力株式会社</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1650 1152 2781 1220">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1650 1220 2781 1537"> 1 原子力災害対策特別措置法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関する事 2 原子力施設の防災管理に関する事 3 従業員等に対する教育、訓練に関する事 4 関係機関に対する情報の提供に関する事 5 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事 6 緊急時環境放射線モニタリング活動に対する協力に関する事 7 緊急被ばく医療活動に関する事 8 県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	日本放送協会福島放送局 福島テレビ(株) (株)福島中央テレビ (株)福島放送 (株)テレビユー福島 (株)ラジオ福島 (株)エフエム福島 (株)福島民報社 福島民友新聞 (株)	1 災害情報及び各種指示の伝達に関する事 2 原子力防災に関する知識の普及に関する事	日本通運(株)福島支店 (社)福島県バス協会 福島交通(株) 新常磐交通(株) 会津乗合自動車(株) (社)福島県トラック協会	緊急輸送に対する協力に関する事	東日本高速道路(株) いわき管理事務所	1 利用者に対する事故情報及び各種措置の伝達に関する事 2 緊急輸送に対する協力に関する事	(社)福島県医師会 (社)福島県放射線技師会	緊急被ばく医療活動に対する協力に関する事	事 務 又 は 業 務	1 原子力災害対策特別措置法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関する事 2 原子力施設の防災管理に関する事 3 従業員等に対する教育、訓練に関する事 4 関係機関に対する情報の提供に関する事 5 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事 6 緊急時環境放射線モニタリング活動に対する協力に関する事 7 緊急被ばく医療活動に関する事 8 県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関する事
日本放送協会福島放送局 福島テレビ(株) (株)福島中央テレビ (株)福島放送 (株)テレビユー福島 (株)ラジオ福島 (株)エフエム福島 (株)福島民報社 福島民友新聞(株)	1 災害情報及び各種指示の伝達に関する事 2 原子力防災に関する知識の普及に関する事																						
日本通運(株)福島支店 (社)福島県バス協会 福島交通(株) 新常磐交通(株) 会津乗合自動車(株) (社)福島県トラック協会	緊急輸送に対する協力に関する事																						
東日本高速道路(株) いわき管理事務所	1 利用者に対する事故情報及び各種措置の伝達に関する事 2 緊急輸送に対する協力に関する事																						
(社)福島県医師会 (社)福島県放射線技師会	緊急被ばく医療活動に対する協力に関する事																						
事 務 又 は 業 務																							
1 原子力災害対策特別措置法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関する事 2 原子力施設の防災管理に関する事 3 従業員等に対する教育、訓練に関する事 4 関係機関に対する情報の提供に関する事 5 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事 6 緊急時環境放射線モニタリング活動に対する協力に関する事 7 緊急被ばく医療活動に関する事 8 県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関する事																							
日本放送協会福島放送局 福島テレビ(株) (株)福島中央テレビ (株)福島放送 (株)テレビユー福島 (株)ラジオ福島 (株)エフエム福島 (株)福島民報社 福島民友新聞 (株)	1 災害情報及び各種指示の伝達に関する事 2 原子力防災に関する知識の普及に関する事																						
日本通運(株)福島支店 (社)福島県バス協会 福島交通(株) 新常磐交通(株) 会津乗合自動車(株) (社)福島県トラック協会	緊急輸送に対する協力に関する事																						
東日本高速道路(株) いわき管理事務所	1 利用者に対する事故情報及び各種措置の伝達に関する事 2 緊急輸送に対する協力に関する事																						
(社)福島県医師会 (社)福島県放射線技師会	緊急被ばく医療活動に対する協力に関する事																						
事 務 又 は 業 務																							
1 原子力災害対策特別措置法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関する事 2 原子力施設の防災管理に関する事 3 従業員等に対する教育、訓練に関する事 4 関係機関に対する情報の提供に関する事 5 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事 6 緊急時環境放射線モニタリング活動に対する協力に関する事 7 緊急被ばく医療活動に関する事 8 県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関する事																							

頁	現 行	修正理由	修 正 案								
8	<p>(II) その他の公共的団体</p> <table border="1" data-bbox="240 331 1371 611"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 331 557 401">機 関</th> <th data-bbox="557 331 1371 401">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 401 557 611"> 農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 商工会議所、商工会等商工業関係団体 </td> <td data-bbox="557 401 1371 611"> 1 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 2 農畜水産物の出荷制限に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>6 広域的な活動体制 原子力防災対策は、その特殊性及び対策の実施にあたって高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国が、県及び市町村に対して、技術的助言、専門家の派遣、要員・機器等の動員等、全面的に応援協力を行うことをはじめとして、関係機関は、相互に広域的な活動体制の確立に努めるものとする。</p> <p>7 本県以外で発生した原子力災害への対応 県は、本県以外で原子力災害が発生した場合、県民の安全を確保するため、必要な事務または業務を行うものとする。</p>	機 関	事 務 又 は 業 務	農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 商工会議所、商工会等商工業関係団体	1 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 2 農畜水産物の出荷制限に関すること。	<p>文言整理</p> <p>応援について計画に追加（予防計画22(2)との整合)</p>	<p>(II) その他の公共的団体</p> <table border="1" data-bbox="1644 331 2775 611"> <thead> <tr> <th data-bbox="1644 331 1961 401">機 関</th> <th data-bbox="1961 331 2775 401">事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1644 401 1961 611"> 農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 商工会議所、商工会等商工業関係団体 </td> <td data-bbox="1961 401 2775 611"> 1 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 2 農畜水産物の出荷制限に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>6 広域的な活動体制 原子力防災対策は、その特殊性及び対策の実施に当あた^たって高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国が、県及び市町村に対して、技術的助言、専門家の派遣、要員・機器等の動員等、全面的に応援協力を行うことをはじめとして、関係機関は、相互に広域的な活動体制の確立に努めるものとする。</p> <p>7 本県以外で発生した原子力災害への対応 県は、本県以外で原子力災害が発生した場合、県民の安全を確保するとともに、災害が発生した都道府県への応援のため、必要な事務又は業務を行うものとする。</p>	機 関	事 務 又 は 業 務	農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 商工会議所、商工会等商工業関係団体	1 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 2 農畜水産物の出荷制限に関すること。
機 関	事 務 又 は 業 務										
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 商工会議所、商工会等商工業関係団体	1 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 2 農畜水産物の出荷制限に関すること。										
機 関	事 務 又 は 業 務										
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 商工会議所、商工会等商工業関係団体	1 事故情報及び各種措置の伝達に関すること。 2 農畜水産物の出荷制限に関すること。										

頁	現 行	修正理由	修 正 案
9	<p>第2 原子力災害<u>予防計画</u></p> <p>本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。</p> <p>1 原子力発電所における予防措置等</p> <p>(1) 原子力事業者の責務</p> <p>原子力事業者（以下「事業者」という。）は、原子力発電所の安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質の異常放出により、住民に影響が及ぶことのないよう安全を確保するとともに、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害<u>から</u>の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を<u>講ずるものとする</u>。</p> <p>また、原子力発電事業に係る業務に従事する<u>もの</u>に対しては、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うとともに、県、市町村と<u>の</u>有機的な連携体制の確立を図り、原子力防災体制の整備に万全を期するものとする。</p> <p>(2) 防災業務計画に関する協議</p> <p>県〔県民安全総室〕は、事業者が原災法第7条第2項に基づき作成<u>また</u>は修正しようとする原子力事業者防災業務計画案について、本計画との整合を保つ観点から、事業者が計画案を修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するものとする。協議に<u>あ</u>たっては、関係周辺市町村へその写しを送付し、関係周辺市町村の意見を聴き、必要に応じて協議に反映させるものとする。</p> <p>関係周辺市町村は、原子力発電所ごとに次のとおりとする。</p> <p>ア 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る関係周辺市町村 いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村</p> <p>イ 東京電力株式会社福島第二原子力発電所に係る関係周辺市町村 いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村</p> <p>(3) 事業者の届出の受理等</p> <p>県〔県民安全総室〕は、原災法に基づく次の事項について、事業者から届出があった場合は、その写しを速やかに関係周辺市町村へ送付するものとする。</p> <p>ア 原子力防災要員の現況</p> <p>イ 原子力防災管理者<u>また</u>は副原子力防災管理者の選任<u>また</u>は解任</p> <p>ウ 放射線測定設備及び原子力防災活動資機材の現況</p> <p>2 報告の徴収、立入検査</p> <p>(1) 県〔県民安全総室〕は、原災法第31条、第32条の規定に基づき、同法の施行に必要な範囲において、必要に応じ、事業者から報告の徴収及び適時適切な事業所等への立入検査を実施すること等により、原災法及び原子力事業者防災業務計画に基づき事業者が行うこととされている原子力災害の予防（再発防止を含む）のための措置が、適切に行われているかどうかについて確認するものとする。</p> <p>(2) 立入検査を実施する県の職員は、原災法第32条第2項に基づき、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。</p> <p>3 原子力防災専門官との連携</p> <p>県〔県民安全総室〕は、本計画の作成、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、対策拠点施設の運用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの緊急時対応等について、定期的な連絡会議の開催や訓練の実施等により、関係市町村、関係機関も含め、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。</p>	<p>文言整理</p> <p>同上</p> <p>学識経験者意見</p> <p>文言整理</p> <p>同上</p>	<p>第2 原子力災害<u>事前対策</u></p> <p>本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。</p> <p>1 原子力発電所における予防措置等</p> <p>(1) 原子力事業者の責務</p> <p>原子力事業者（以下「事業者」という。）は、原子力発電所の安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質の異常放出により、住民に影響が及ぶことのないよう安全を確保するとともに、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害<u>から</u>の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を<u>十分に</u>講ずるものとする。</p> <p>また、原子力発電事業に係る業務に従事する<u>者</u>に対しては、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うとともに、県、市町村と<u>平常時から防災等関係情報をわかりやすくかつ定期的に提供することや、各種防災訓練の実施等を通じて</u>有機的な連携体制の確立を図り、原子力防災体制の整備に万全を期するものとする。</p> <p>(2) 防災業務計画に関する協議</p> <p>県〔県民安全総室〕は、事業者が原災法第7条第2項に基づき作成<u>又</u>は修正しようとする原子力事業者防災業務計画案について、本計画との整合を保つ観点から、事業者が計画案を修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始するものとする。協議に<u>当</u>たっては、関係周辺市町村へその写しを送付し、関係周辺市町村の意見を聴き、必要に応じて協議に反映させるものとする。</p> <p>関係周辺市町村は、原子力発電所ごとに次のとおりとする。</p> <p>ア 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に係る関係周辺市町村 いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村</p> <p>イ 東京電力株式会社福島第二原子力発電所に係る関係周辺市町村 いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村</p> <p>(3) 事業者の届出の受理等</p> <p>県〔県民安全総室〕は、原災法に基づく次の事項について、事業者から届出があった場合は、その写しを速やかに関係周辺市町村へ送付するものとする。</p> <p>ア 原子力防災要員の現況</p> <p>イ 原子力防災管理者<u>又</u>は副原子力防災管理者の選任<u>又</u>は解任</p> <p>ウ 放射線測定設備及び原子力防災活動資機材の現況</p> <p>2 報告の徴収、立入検査</p> <p>(1) 県〔県民安全総室〕は、原災法第31条、第32条の規定に基づき、同法の施行に必要な範囲において、必要に応じ、事業者から報告の徴収及び適時適切な事業所等への立入検査を実施すること等により、原災法及び原子力事業者防災業務計画に基づき事業者が行うこととされている原子力災害の予防（再発防止を含む）のための措置が、適切に行われているかどうかについて確認するものとする。</p> <p>(2) 立入検査を実施する県の職員は、原災法第32条第2項に基づき、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。</p> <p>3 原子力防災専門官との連携</p> <p>県〔県民安全総室〕は、本計画の作成、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、対策拠点施設の運用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの緊急時対応等について、定期的な連絡会議の開催や訓練の実施等により、関係市町村、関係機関も含め、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。</p>

頁	現 行	修正理由	修 正 案
10	<p>4 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>県は、原子力災害_____に対し万全を期すため、国、市町村、事業者その他防災関係機関との間において情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備し、充実を図るものとする。</p> <p>ア 通報連絡者名簿等の整備</p> <p>関係機関においては、連絡・指導を行うべき施設や傘下機関を明確にするとともに、通報連絡を、緊急時に迅速、確実に行うため、連絡責任者、連絡先、優先順位、通信手段等の連絡内容を記載した名簿等を整備するものとする。その際、夜間・休日においても対応できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>イ 機動的な情報収集体制</p> <p>県〔県民安全総室、__警察本部〕は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び関係市町村と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>ウ 非常通信協議会との連携</p> <p>県〔県民安全総室〕は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。</p> <p>エ 移動通信系の活用体制</p> <p>県〔県民安全総室、__警察本部〕は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、衛星携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(2) 通信手段の確保</p> <p>県____、関係市町村及び事業者は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に<u>伴う諸設備等の整備を行う</u>_____ものとする。</p> <p>なお、通信手段の整備に当たっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努めるものとする。</p> <p>ア 専用回線網の整備</p> <p>(7) 県と国、関係市町村との間の専用回線網の整備</p> <p>県〔県民安全総室〕は、国及び関係市町村との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>(4) 対策拠点施設との間の専用回線網の整備</p> <p>県〔県民安全総室〕は、国と連携し、対策拠点施設と県及び関係市町村との間の通信連絡のための専用回線網等の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>イ 通信手段・経路の多様化</p> <p>(7) 県防災行政無線の原子力防災への活用</p> <p>県〔県民安全総室〕は、県防災行政無線の原子力防災への活用に努めるものとする。</p> <p>(4) 機動性のある緊急通信手段の確保</p> <p>県〔県民安全総室〕は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、地域衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。</p> <p>また、衛星携帯電話等非常用通信機器の整備及び防災関係機関への整備促進に努めるものとする。</p> <p>(9) 多様な情報収集・伝達システムの整備</p> <p>県〔県民安全総室、__警察本部〕は、災害情報を迅速に収集するため、画像伝送システム、ヘリコプターテレビ電送システムの構築_____と活用に努めるものとする。</p>	<p>文言整理</p> <p>防災基本計画の反映</p> <p>文言整理</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>4 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>県は、原子力災害<u>の予防と拡大防止</u>に対し万全を期すため、国、市町村、事業者その他防災関係機関との間において情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備し、充実を図るものとする。</p> <p>ア 通報連絡者名簿等の整備</p> <p>関係機関においては、連絡・指導を行うべき施設や傘下機関を明確にするとともに、通報連絡を、緊急時に迅速、確実に行うため、連絡責任者、連絡先、優先順位、通信手段等の連絡内容を記載した名簿等を整備するものとする。その際、夜間・休日においても対応できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>イ 機動的な情報収集体制</p> <p>県〔県民安全総室、<u>県</u>警察本部〕は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び関係市町村と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。</p> <p>ウ 非常通信協議会との連携</p> <p>県〔県民安全総室〕は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。</p> <p>エ 移動通信系の活用体制</p> <p>県〔県民安全総室、<u>県</u>警察本部〕は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、衛星携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。</p> <p><u>オ 情報の整理及び活用</u></p> <p><u>県は、収集した情報を的確に整理し、活用するため、平時から国及び市町村等と連携して情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化の推進するものとする。また、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を聴取するものとする。</u></p> <p>(2) 通信手段の確保</p> <p>県は、<u>国</u>、関係市町村及び事業者<u>と連携し</u>、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に<u>必要な諸設備等を整備し、その操作方法等について習熟に努めるものとする。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置については事前に調整する</u>ものとする。</p> <p>なお、通信手段の整備に当たっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努めるものとする。</p> <p>ア 専用回線網の整備</p> <p>(7) 県と国、関係市町村との間の専用回線網の整備</p> <p>県〔県民安全総室〕は、国及び関係市町村との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>(4) 対策拠点施設との間の専用回線網の整備</p> <p>県〔県民安全総室〕は、国と連携し、対策拠点施設と県及び関係市町村との間の通信連絡のための専用回線網等の整備・維持に努めるものとする。</p> <p>イ 通信手段・経路の多様化</p> <p>(7) 県防災行政無線の原子力防災への活用</p> <p>県〔県民安全総室〕は、県防災行政無線の原子力防災への活用に努めるものとする。</p> <p>(4) 機動性のある緊急通信手段の確保</p> <p>県〔県民安全総室〕は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、地域衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。</p> <p>また、衛星携帯電話等非常用通信機器の整備及び防災関係機関への整備促進に努めるものとする。</p> <p>(9) 多様な情報収集・伝達システムの整備</p> <p>県〔県民安全総室、<u>県</u>警察本部〕は、災害情報を迅速に収集するため、画像伝送システム、ヘリコプターテレビ電送システムの構築<u>等による画像情報の収集</u>と活用に努めるものとする。</p>

頁	現 行	修正理由	修 正 案
12	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>6 緊急事態応急対策拠点施設<u>の整備</u></p> <p>(1) 国、県〔県民安全総室〕<u>関係市町村</u>、事業者は、相互に連携し、それぞれの役割に応じて、緊急時 応急対策拠点施設<u>が</u>、複合災害時においても確実に機能するよう施設、設備、資機材、 資料等について、適切に整備、維持、管理を行うものとする。</p> <p>_____</p> <p><u>(2) 国、県〔県民安全総室〕関係市町村</u>、事業者は、対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点と して、平常時から、訓練等に活用するものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>7 環境放射線モニタリング体制の整備</p> <p>県〔県民安全総室〕は、緊急時における原子力施設からの放射性物質<u>または</u>放射線の放出による周辺環 境への影響の評価に資する観点から、平常時より環境放射線モニタリングを実施し、原災法に基づく異常 事態発生時の通報<u>があった場合に</u>、<u>速やかに対応</u> できるモニタリング体制を整備しておくものとする。</p> <p>また、緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）計画の策定、モニタリ ング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等の緊急時モニ タリング実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(1) 緊急時モニタリング計画の策定</p> <p>県〔県民安全総室〕は、国が方針を定めるまでの間、従前原子力安全委員会が定めた「原子力施設等 の防災対策について」（以下、「防災指針」という。）に基づき、<u>緊急時モニタリング計画を策定するものとする。</u></p> <p><u>また、緊急時モニタリング計画を踏まえ、緊急時モニタリング実施要領を策定するものとする。</u></p> <p>(2) モニタリング設備・機器の整備・維持</p> <p>県〔県民安全総室〕は、平常時<u>または</u>緊急時における周辺環境への放射性物質<u>または</u>放射線による影 響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング 設備・機器<u>等を</u>整備・維持するとともに、平常時よりその操作の習熟に努める ものとする。</p> <p>空間線量率等を自動で連続測定するモニタリングポストの整備に当たっては、自然災害に頑健性を有 するものとし、非常用電源対策の強化、データ通信手段の多重化に努めるものとする。</p> <p>また、モニタリングの長期化等に備え、モニタリング用の消耗品や燃料等をあらかじめ適切に確保し ておくものとする。</p> <p>なお、市町村においては、気象状況を把握できる施設等を整備するよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本 計画・マ ニュアル の反映</p> <p>防災基本 計画の反 映</p> <p>マニユ ールの反映</p> <p>文言整理</p> <p>防災基本 計画の反 映</p> <p>文言整理</p> <p>同上</p> <p>連絡手段 の追加</p>	<p><u>(10) 長期化に備えた動員体制の整備</u> <u>県は、国、所在町、関係周辺市町村及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の</u> <u>動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。</u></p> <p><u>(11) 防災関係機関相互の連携体制</u> <u>県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係周辺都道府県、所在町、関係周辺市町</u> <u>村、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者</u> <u>及びその他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあら</u> <u>かじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。</u></p> <p>6 緊急事態応急対策拠点施設<u>等</u>の整備</p> <p>(1) 国、県〔県民安全総室〕<u>関係市町村</u>、事業者は、相互に連携し、それぞれの役割に応じて、緊急時 応急対策拠点施設<u>及びその代替施設が</u>、複合災害時においても確実に機能するよう施設、設備、資機材、 資料等について、適切に整備、維持、管理を行うものとする。</p> <p><u>(2) 原子力事業者は、原子力事業所災害対策支援拠点（後方支援拠点）をあらかじめ選定し、緊急時応急</u> <u>対策拠点施設等との確実な連携を図るために必要な機能の整備を行うものとする。</u></p> <p><u>(3) 国、県〔県民安全総室〕関係市町村及び事業者は、対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点</u> <u>として、平常時から、訓練等に活用するものとする。</u></p> <p><u>(4) 県及び国は相互に連携して、対策拠点施設に非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星</u> <u>電話その他非常用通信機器の整備を推進するものとする。</u></p> <p><u>(5) 県及び国は相互に連携して、過酷事故においても継続的に活動することのできる対策拠点施設の施設、</u> <u>設備、防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。</u></p> <p><u>(6) 県及び国は相互に連携して、対策拠点施設からの移転・立上げ体制を確立するとともに、搬送資機材</u> <u>の搬送計画をあらかじめ定めておくものとする。</u></p> <p>7 環境放射線モニタリング体制の整備</p> <p>県〔県民安全総室〕は、緊急時における原子力施設からの放射性物質<u>又は</u>放射線の放出による周辺環境 への影響の評価に資する観点から、平常時より環境放射線モニタリングを実施し、原災法に基づく異常事 態発生時の通報<u>や異常な放射線量の検出があった場合には</u>、<u>原子力規制委員会の統括の下、速やかに対応</u> できるモニタリング体制を整備しておくものとする。</p> <p>また、緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）計画の策定、モニタリ ング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等の緊急時モニ タリング実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(1) 緊急時モニタリング計画の策定</p> <p>県〔県民安全総室〕は、国が方針を定めるまでの間、従前原子力安全委員会が定めた「原子力施設等 の防災対策について」（以下、「防災指針」という。）に基づき、<u>体制、資機材整備、実施方法などを緊</u> <u>急時モニタリング計画として策定するものとする。</u></p> <p><u>_____</u></p> <p>(2) モニタリング設備・機器の整備・維持</p> <p>県〔県民安全総室〕は、平常時<u>又は</u>緊急時における周辺環境への放射性物質<u>又は</u>放射線による影響を 把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備 ・機器、<u>携帯電話等の連絡手段等</u>を整備・維持するとともに、平常時よりその操作の習熟に努めるもの とする。</p> <p>空間線量率等を自動で連続測定するモニタリングポストの整備に当たっては、自然災害に頑健性を有 するものとし、非常用電源対策の強化、データ通信手段の多重化に努めるものとする。</p> <p>また、モニタリングの長期化等に備え、モニタリング用の消耗品や燃料等をあらかじめ適切に確保し ておくものとする。</p> <p>なお、市町村においては、気象状況を把握できる施設等を整備するよう努めるものとする。</p>

頁	現 行	修正理由	修 正 案
16	<p>エ 避難所及びコンクリート屋内退避所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者</p> <p>(7) 避難所等の選定 関係市町村における避難所等の選定基準等はおおむね次のとおりとするが、選定基準により難しい場合は、地域の実情に応じて定めるものとする。</p> <p>a 避難所は、発電所からの方角及び距離を踏まえて選定するものとする。</p> <p>b 避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。</p> <p>c 避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。</p> <p>d 原則として耐震構造の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公共施設とする。</p> <p>(イ) 避難地区分けの実施 a 避難地区分けの境界線は、市町村の実情に応じて定めるものとするが、できるだけ主要道路、鉄道、河川などを横断して避難することを避けるものとする。</p> <p>b 避難人口は、夜間人口によるが、勤務者や観光客等により昼間人口の増加が見込まれる地区は、避難場所の収容能力に余裕を持たせるものとする。</p> <p>(ウ) 学校を指定する場合の措置 学校を避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、避難所として機能させるため、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく_____。</p> <p>(エ) 県有施設の利用 県有施設を避難所として指定するときは、事前に当該施設の財産管理者の承諾を得るとともに、避難所の運営についてあらかじめ協議する。</p> <p>(オ) その他の施設の利用 関係市町村は、指定した避難所で不足する場合、<u>また</u>は避難が長期化する場合には、県を經由して厚生労働省と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく_____。</p> <p>県は、県内外の宿泊施設を避難所とする際に迅速な避難所開設を行うため、旅館業組合や旅行会社などの関係団体との協定を締結し連携を強化する。</p> <p>オ 他<u>の</u>市町村への避難の方法、他市町村からの避難の受け入れの体制 関係市町村は、災害の程度により、市町村内の避難所において避難者を収容できない場合に備え、他の市町村への避難の体制について検討しておくものとする。</p> <p>また、他の市町村からの避難者を受け入れる体制についても検討しておくものとする。</p> <p>この場合において、県〔県民安全総室〕は、当該市町村と避難先となる市町村との調整を行うものとする。</p> <p>カ 一次集合場所及び避難所への経路及び誘導方法 関係市町村は、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。</p> <p>キ 避難状況の確認体制 避難のための立ち退きの勧告<u>また</u>は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制について整備しておくものとする。</p> <p>ク 住民輸送に関する事項 (7) 避難路の確保 a 避難路は、概ね8メートル以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて選定する。</p> <p>b 避難路は相互に交差しないものとする。</p> <p>c 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないものとする。</p>	<p>文言整理</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>エ 避難所及びコンクリート屋内退避所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者</p> <p>(7) 避難所等の選定 関係市町村における避難所等の選定基準等はおおむね次のとおりとするが、選定基準により難しい場合は、地域の実情に応じて定めるものとする。</p> <p>a 避難所は、発電所からの方角及び距離を踏まえて選定するものとする。</p> <p>b 避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2平方メートル以上とする。</p> <p>c 避難所は、要避難地区のすべての住民を収容できるよう配置する。</p> <p>d 原則として耐震構造の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公共施設とする。</p> <p>(イ) 避難地区分けの実施 a 避難地区分けの境界線は、市町村の実情に応じて定めるものとするが、できるだけ主要道路、鉄道、河川などを横断して避難することを避けるものとする。</p> <p>b 避難人口は、夜間人口によるが、勤務者や観光客等により昼間人口の増加が見込まれる地区は、避難場所の収容能力に余裕を持たせるものとする。</p> <p>(ウ) 学校を指定する場合の措置 学校を避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、避難所として機能させるため、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく<u>ものとする</u>。</p> <p>(エ) 県有施設の利用 県有施設を避難所として指定するときは、事前に当該施設の財産管理者の承諾を得るとともに、避難所の運営についてあらかじめ協議する。</p> <p>(オ) その他の施設の利用 関係市町村は、指定した避難所で不足する場合、<u>又</u>は避難が長期化する場合には、県を經由して厚生労働省と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく<u>ものとする</u>。</p> <p>県は、県内外の宿泊施設を避難所とする際に迅速な避難所開設を行うため、旅館業組合や旅行会社などの関係団体との協定を締結し連携を強化する。</p> <p>オ 他<u>の</u>市町村への避難の方法、他市町村からの避難の受け入れの体制 関係市町村は、災害の程度により、市町村内の避難所において避難者を収容できない場合に備え、他の市町村への避難の体制について検討しておくものとする。</p> <p>また、他の市町村からの避難者を受け入れる体制についても検討しておくものとする。</p> <p>この場合において、県〔県民安全総室〕は、当該市町村と避難先となる市町村との調整を行うものとする。</p> <p>カ 一次集合場所及び避難所への経路及び誘導方法 関係市町村は、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。</p> <p>キ 避難状況の確認体制 避難のための立ち退きの勧告<u>又</u>は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制について整備しておくものとする。</p> <p>ク 住民輸送に関する事項 (7) 避難路の確保 a 避難路は、概ね8メートル以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて選定する。</p> <p>b 避難路は相互に交差しないものとする。</p> <p>c 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないものとする。</p>

頁	現 行	修正理由	修 正 案
21	<p>(3) 医療活動用資機材等の整備 県〔健康衛生総室〕は、国の協力の<u>もと</u>、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。</p> <hr/> <p>また、県〔健康衛生総室〕は、緊急被ばく医療についての資料を収集、整理しておくものとする。 <u>さらに、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、国と協力し、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、緊急被ばく医療派遣体制を整備・維持するものとする。</u></p> <p>緊急被ばく医療を行う医療機関、消防機関及び事業者は、それぞれの役割に応じて、緊急被ばく医療体制の整備を図るものとし、県〔健康衛生総室、県民安全総室〕は、必要に応じ、助言、資機材の貸与等を行うものとする。</p> <p>12 消防活動体制等の整備 (1) 救助・救急活動用資機材の整備 県〔県民安全総室〕は、国の協力の<u>もと</u>、関係市町村と協力し、救助・救急活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、関係市町村に対し、救助工作車、救急自動車、バス、広報車等の整備に努めるよう助言するものとする。 (2) 消火活動用資機材等の整備 県〔県民安全総室〕は、平常時から関係市町村、事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺施設における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備について助言するものとする。</p> <p>13 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 (1) 県〔県民安全総室、健康衛生総室、<u>警察本部</u>〕、関係市町村及び防災関係機関は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を整備するものとする。 (2) 県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、関係市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>14 原子力防災対策上必要な資料の整備 県〔県民安全総室、各部署、教育庁、<u>警察本部</u>〕及び関係市町村は、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、<u>定期的に更新するとともに、</u>県民安全総室を通じて対策拠点施設に適切に備え付ける<u>ものとする。</u> <u>また、これらの情報が迅速に利活用できるよう、情報の電子化についてその推進に努めるとともに、収集した情報を的確に分析整理するための職員の育成・確保及び必要に応じて専門家の意見を活用できる体制の整備に努めるものとする。</u> (1) 原子力発電所に関する資料 ア 原子力事業者防災業務計画 イ 原子力事業所の施設の配置図 (2) 社会環境に関する情報 ア 周辺の地図〔県民安全総室〕 イ 周辺地域の人口及び世帯数〔県民安全総室〕 (距離・方位別。災害時要援護者、観光客等の季節的な人口移動に関する資料を含む) ウ 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料 (道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、着陸可能機種等の情報を含む。) 〔県民安全総室、土木部、<u>警察本部</u>災害対策課〕</p>	<p>マニュアルの反映</p> <p>文言整理</p> <p>同上</p> <p>更新の仕組みの構築</p> <p>4 (1) 情報の収集・連絡体制の整備に「オ 情報の整理及び活用」の項を設け移動</p> <p>文言整理</p>	<p>(3) 医療活動用資機材等の整備 県〔健康衛生総室〕は、国の協力の<u>下</u>、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等を整備するものとする。 <u>なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布服用を行うための平常時の配備や、緊急時の配布の手順や体制を整備しておくものとする。</u> また、県〔健康衛生総室〕は、緊急被ばく医療についての資料を収集、整理しておくものとする。</p> <hr/> <p>緊急被ばく医療を行う医療機関、消防機関及び事業者は、それぞれの役割に応じて、緊急被ばく医療体制の整備を図るものとし、県〔健康衛生総室、県民安全総室〕は、必要に応じ、助言、資機材の貸与等を行うものとする。</p> <p>12 消防活動体制等の整備 (1) 救助・救急活動用資機材の整備 県〔県民安全総室〕は、国の協力の<u>下</u>、関係市町村と協力し、救助・救急活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、関係市町村に対し、救助工作車、救急自動車、バス、広報車等の整備に努めるよう助言するものとする。 (2) 消火活動用資機材等の整備 県〔県民安全総室〕は、平常時から関係市町村、事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺施設における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備について助言するものとする。</p> <p>13 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備 (1) 県〔県民安全総室、健康衛生総室、<u>県</u>警察本部〕、関係市町村及び防災関係機関は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を整備するものとする。 (2) 県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、関係市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>14 原子力防災対策上必要な資料の整備 県〔県民安全総室、各部署、教育庁、<u>県</u>警察本部〕及び関係市町村は、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、<u>県民安全総室を通じて対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、常に最新のものに更新するための仕組みを構築しておくものとする。</u></p> <hr/> <p>(1) 原子力発電所に関する資料 ア 原子力事業者防災業務計画 イ 原子力事業所の施設の配置図 (2) 社会環境に関する情報 ア 周辺の地図〔県民安全総室〕 イ 周辺地域の人口及び世帯数〔県民安全総室〕 (距離・方位別。災害時要援護者、観光客等の季節的な人口移動に関する資料を含む) ウ 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料 (道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、着陸可能機種等の情報を含む。) 〔県民安全総室、土木部、<u>県</u>警察本部災害対策課〕</p>

頁	現 行	修正理由	修 正 案
22	<p>エ コンクリート屋内退避所、避難所に関する資料及び避難誘導計画〔県民安全総室〕 （位置、収容能力、移動手段等の情報を含む）</p> <p>オ 周辺地域の公共施設、特殊施設（幼稚園、学校、病院、福祉施設等）に関する資料 （位置に関する情報を含む）〔県民安全総室、総務部、保健福祉部、教育庁〕</p> <p>カ 緊急被ばく医療施設（初期被ばく医療、二次被ばく医療）に関する資料〔健康衛生総室〕 （位置、対応能力、搬送ルート及び手段等についての情報を含む）</p> <p>キ 対策拠点施設における飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法〔県民安全総室〕</p> <p>(3) 防護措置の判断に関する資料</p> <p>ア 周辺地域の気象・海象資料〔県民安全総室〕 （過去3年間における風向・風速、大気安定度の季節及び日変化の情報等）</p> <p>イ 線量推定計算に関する資料〔県民安全総室〕</p> <p>ウ 平常時環境放射線モニタリング資料(事故前10年間及び過去3～10年間の統計値等)〔県民安全総室〕</p> <p>エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設等に関する資料〔健康衛生総室〕</p> <p>オ 農林水産物の生産及び出荷状況〔農林水産部〕</p> <p>(4) 防護活動資機材等に関する資料</p> <p>ア 資機材の整備・配備状況〔県民安全総室〕</p> <p>イ 広報車両・避難用車両の緊急時における運用体制〔県民安全総室〕</p> <p>ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の整備・配備状況〔健康衛生総室〕</p> <p>(5) 災害復旧に関する資料〔県民安全総室〕</p> <p>県は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除去に関する資料の収集・整備等を図るものとする。</p> <p>15 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発</p> <hr/> <p>県は、国、関係市町村及び事業者と協力して、災害時における住民の混乱と動揺を避けるため、<u>平素</u>から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めるものとする。また、暫定的な重点<u>地域</u>以外の住民に対しても、<u>平素</u>からわかりやすい知識の普及に努めるものとする。</p> <p>さらに、県は、関係市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し、必要な助言を行うものとする。</p> <p><u>教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。</u></p> <p>特に、安定ヨウ素剤の予防服用に<u>あ</u>たっては、防災指針を踏まえ、誤った服用による副作用の発生頻度を低減させるため、住民等を対象に服用対象者等についての情報を<u>普段</u>から提供しておくものとする。</p> <hr/> <p><u>なお、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国人その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。</u></p> <p><u>(2) 原子力発電所の概要に関すること。</u></p> <p><u>(3) 原子力災害とその特殊性に関すること。</u></p> <p><u>(4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。</u></p> <p><u>(5) 原子力災害時に県等が講じる対策の内容に関すること。</u></p> <p><u>(6) 安定ヨウ素剤の予防服用に関すること。</u></p> <p><u>(7) 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。</u></p> <p><u>(8) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。</u></p> <p><u>(9) コンクリート屋内退避所、避難所に関する事項に関すること。</u></p> <hr/> <p><u>(10) その他必要と認める事項</u></p>	<p>マニュアルの反映・文言整理</p>	<p>エ コンクリート屋内退避所、避難所に関する資料及び避難誘導計画〔県民安全総室〕 （位置、収容能力、移動手段等の情報を含む）</p> <p>オ 周辺地域の公共施設、特殊施設（幼稚園、学校、病院、福祉施設等）に関する資料 （位置に関する情報を含む）〔県民安全総室、総務部、保健福祉部、教育庁〕</p> <p>カ 緊急被ばく医療施設（初期被ばく医療、二次被ばく医療）に関する資料〔健康衛生総室〕 （位置、対応能力、搬送ルート及び手段等についての情報を含む）</p> <p>キ 対策拠点施設における飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法〔県民安全総室〕</p> <p>(3) 防護措置の判断に関する資料</p> <p>ア 周辺地域の気象・海象資料〔県民安全総室〕 （過去3年間における風向・風速、大気安定度の季節及び日変化の情報等）</p> <p>イ 線量推定計算に関する資料〔県民安全総室〕</p> <p>ウ 平常時環境放射線モニタリング資料(事故前10年間及び過去3～10年間の統計値等)〔県民安全総室〕</p> <p>エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設等に関する資料〔健康衛生総室〕</p> <p>オ 農林水産物の生産及び出荷状況〔農林水産部〕</p> <p>(4) 防護活動資機材等に関する資料</p> <p>ア 資機材の整備・配備状況〔県民安全総室〕</p> <p>イ 広報車両・避難用車両の緊急時における運用体制〔県民安全総室〕</p> <p>ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の整備・配備状況〔健康衛生総室〕</p> <p>(5) 災害復旧に関する資料〔県民安全総室〕</p> <p>県は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除去に関する資料の収集・整備等を図るものとする。</p> <p>15 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発</p> <p><u>(1)住民に対する知識の普及と啓発</u></p> <p>県は、国、関係市町村及び事業者と協力して、災害時における住民の混乱と動揺を避けるため、<u>平常時</u>から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めるものとする。また、暫定的な重点<u>区域</u>以外の住民に対しても、<u>平常時</u>からわかりやすい知識の普及に努めるものとする。</p> <p>さらに、県は、関係市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し、必要な助言を行うものとする。</p> <hr/> <p>特に、安定ヨウ素剤の予防服用に<u>当</u>たっては、防災指針を踏まえ、誤った服用による副作用の発生頻度を低減させるため、住民等を対象に服用対象者等についての情報を<u>平常時</u>から提供しておくものとする。</p> <hr/> <p><u>ア 放射線及び放射性物質の特性に関すること。</u></p> <p><u>イ 原子力発電所の概要に関すること。</u></p> <p><u>ウ 原子力災害とその特殊性に関すること。</u></p> <p><u>エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。</u></p> <p><u>オ 原子力災害時に県等が講じる対策の内容に関すること。</u></p> <p><u>カ 安定ヨウ素剤の予防服用に関すること。</u></p> <p><u>キ 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。</u></p> <p><u>ク 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。</u></p> <p><u>ケ コンクリート屋内退避所、避難所に関する事項に関すること。</u></p> <p><u>コ 災害時要援護者への支援に関すること。</u></p> <p><u>サ 避難所での運営管理、行動等に関すること。</u></p> <p><u>シ 指定避難所以外に避難した場合にとるべき行動に関すること。</u></p> <p><u>ス その他必要と認める事項</u></p>

頁	現 行	修正理由	修 正 案
24	<p>(2) 実践的な訓練の工夫と事後評価 県は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会の助言を受けて作成した想定を踏まえつつ訓練を実施するなど、現場における判断力の向上、迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。 また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練参加者に事前に訓練目的を周知するものとする。 さらに訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施して改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</p> <p>18 原子力発電所上空の飛行規制 原子力発電所上空の航空安全確保に関する規制等については、次のとおりである。 (1) 国の規制措置 航空機による原子力施設に対する災害を防止するため、原子力関係施設付近の上空の飛行は、できる限り避けることとされている。 なお、原子炉の位置については、A I P（Aeronautical Information Publication－航空路誌、国土交通省航空局）において示されている。 (2) 事業者は、原子力施設であることを示す黄色の閃光式灯火を設置し、維持管理に努めるものとする。</p> <p>19 計画に基づく行動マニュアル等の整備 県、関係市町村及び関係機関は、本計画に定める応急対策を迅速・確実に行うため、連絡、指導を行うべき施設や傘下機関を明確にするとともに、手順、連絡先等の行動についてあらかじめ定めたマニュアル等を整備するものとする。 また、訓練等の実施により明らかとなった課題を修正するとともに、現況に即した修正を随時行うものとする。</p> <p>20 暫定的な重点地域以外の地域に対する体制の整備 県〔県民安全総室、健康衛生総室、警察本部〕は、暫定的な重点地域以外の地域の住民の安全確保のため、暫定的な重点地域以外の地域に対しても、以下の事務または業務を行うものとし、あらかじめ必要な体制について整備し、マニュアル等に定めておくものとする。 (1) 原子力災害に関する情報収集と県内市町村への情報提供〔県民安全総室、警察本部〕 (2) 事故影響の有無を確認のための放射線モニタリングの実施〔県民安全総室〕 (3) 事故現場付近を通過した県民等に対する健康相談等の実施〔健康衛生総室〕 (4) その他必要な事項</p> <p>21 特定事象未満の事象に対する体制の整備 県〔県民安全総室、健康衛生総室、警察本部〕は、原災法第10条に定める特定事象未満（5マイクロシーベルト／時未満）の放射能(放射線)放出事象について、警戒するために必要な体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制、資料等を整備し、マニュアル等に定めておくものとする。 (1) 平常時における放射線モニタリング結果の収集、測定結果の通報体制 (2) 関係課における連絡体制 (3) 国との連絡体制 (4) 事業者との連絡体制 (5) 関係市町村、関係機関との連絡体制 (6) 県が実施すべき対応の整理 (7) 広報すべき内容の整理 (8) 県民等に対する健康相談等の実施〔健康衛生総室〕 (9) 農林水産物等の風評被害対策〔農林水産部〕 (10) その他必要な事項</p>	<p>定期的見直し の追加</p> <p>文言整理</p> <p>同上</p>	<p>(2) 実践的な訓練の工夫と事後評価 県は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会の助言を受けて作成した想定を踏まえつつ訓練を実施するなど、現場における判断力の向上、迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。 また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練参加者に事前に訓練目的を周知するものとする。 さらに訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施して改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</p> <p>18 原子力発電所上空の飛行規制 原子力発電所上空の航空安全確保に関する規制等については、次のとおりである。 (1) 国の規制措置 航空機による原子力施設に対する災害を防止するため、原子力関係施設付近の上空の飛行は、できる限り避けることとされている。 なお、原子炉の位置については、A I P（Aeronautical Information Publication－航空路誌、国土交通省航空局）において示されている。 (2) 事業者は、原子力施設であることを示す黄色の閃光式灯火を設置し、維持管理に努めるものとする。</p> <p>19 計画に基づく行動マニュアル等の整備 県、関係市町村及び関係機関は、本計画に定める応急対策を迅速・確実に行うため、連絡、指導を行うべき施設や傘下機関を明確にするとともに、手順、連絡先等の行動についてあらかじめ定めたマニュアル等を整備するものとする。 また、訓練等の実施により明らかとなった課題について、現況に即した修正を随時行うため、毎年検討を加え、修正の必要があると認める場合にはこれを行うものとする。</p> <p>20 暫定的な重点区域以外の区域に対する体制の整備 県〔県民安全総室、健康衛生総室、県警察本部〕は、暫定的な重点区域以外の区域の住民の安全確保のため、暫定的な重点区域以外の区域に対しても、以下の事務又は業務を行うものとし、あらかじめ必要な体制について整備し、マニュアル等に定めておくものとする。 (1) 原子力災害に関する情報収集と県内市町村への情報提供〔県民安全総室、県警察本部〕 (2) 事故影響の有無を確認のための放射線モニタリングの実施〔県民安全総室〕 (3) 事故現場付近を通過した県民等に対する健康相談等の実施〔健康衛生総室〕 (4) その他必要な事項</p> <p>21 特定事象未満の事象に対する体制の整備 県〔県民安全総室、健康衛生総室、県警察本部〕は、原災法第10条に定める特定事象未満（5マイクロシーベルト／時未満）の放射能(放射線)放出事象について、警戒するために必要な体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制、資料等を整備し、マニュアル等に定めておくものとする。 (1) 平常時における放射線モニタリング結果の収集、測定結果の通報体制 (2) 関係課における連絡体制 (3) 国との連絡体制 (4) 事業者との連絡体制 (5) 関係市町村、関係機関との連絡体制 (6) 県が実施すべき対応の整理 (7) 広報すべき内容の整理 (8) 県民等に対する健康相談等の実施〔健康衛生総室〕 (9) 農林水産物等の風評被害対策〔農林水産部〕 (10) その他必要な事項</p>

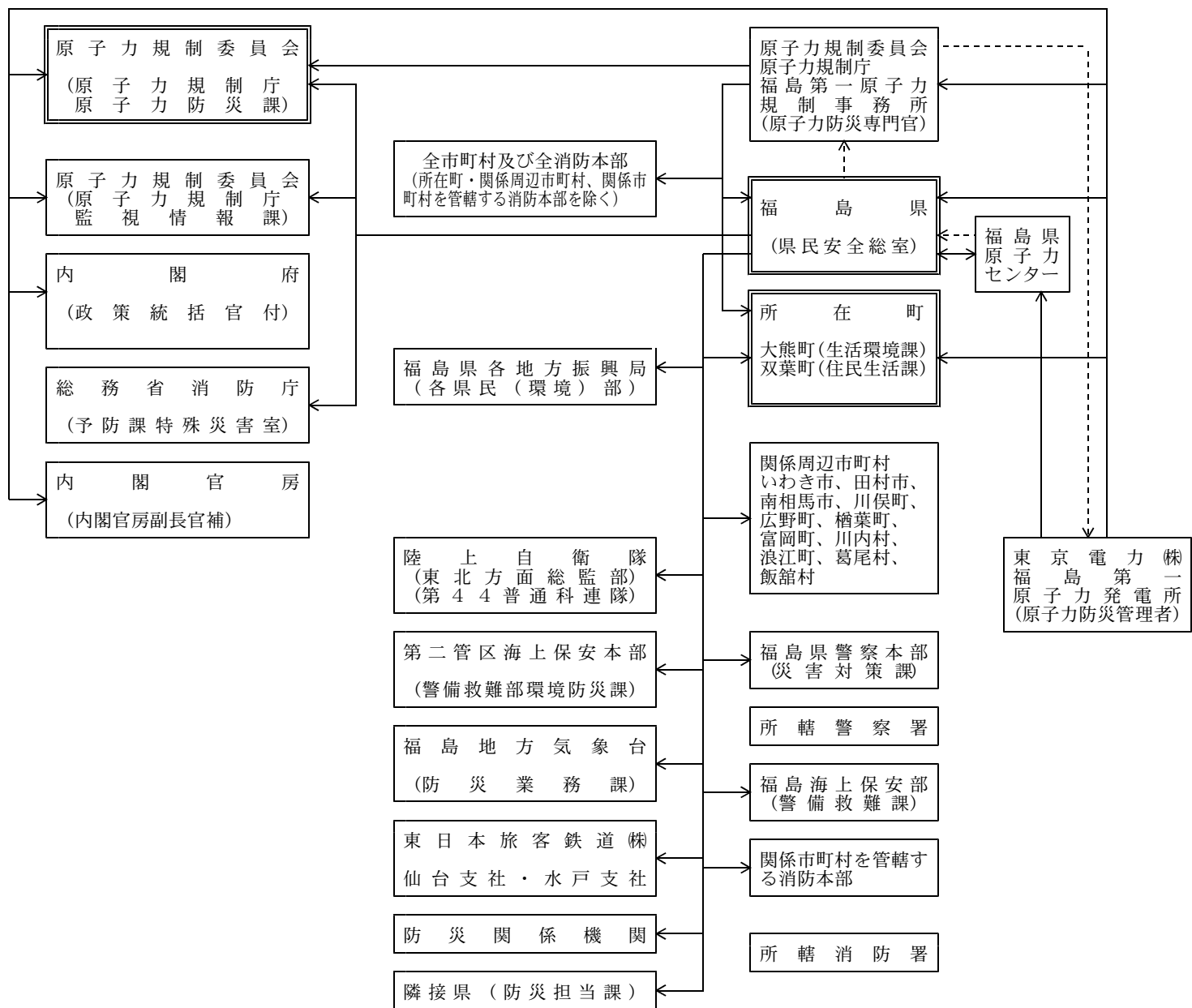
頁	現 行	修正理由	修 正 案
27	<p>ウ 原子力防災専門官からの連絡 (7) 原子力保安検査官は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官に連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報等を整理し、県〔県民安全総室〕、所在町に連絡することとされている。</p> <p>(イ) 原子力防災専門官は、現地における情報の収集を行うとともに、国、県、関係市町村、事業者、関係機関等で構成される現地事故対策連絡会議において連絡・調整等を行うこととされている。</p> <p>エ 県の通報連絡 (7) 県〔県民安全総室〕は、発電所からの特定事象発生等の通報、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕からの連絡及び環境放射線モニタリングやSPEED I等の拡散予測結果等、その他必要と思われる事項について、図3-1-1の通報連絡系統図に<u>よ</u>り、関係市町村及び関係機関に直ちに連絡するものとする。</p> <p>(イ) 県〔県民安全総室〕は、発電所からの通報がない状態において、県〔県民安全総室〕が設置しているモニタリングポスト等により特定事象発生時の通報を行うべき数値(5マイクロシーベルト/時)の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するものとする。</p> <p>なお、県〔県民安全総室〕から連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携して、発電所の原子力防災管理者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果について県〔県民安全総室〕、所在町に連絡することとされている。</p> <p>(ウ) 県〔県民安全総室〕は、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕、関係市町村、防災関係機関との間において、発電所から通報を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。</p> <p>オ 関係市町村の通報連絡 関係市町村は、発電所からの特定事象発生等の通報、<u>国</u>〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕及び県〔県民安全総室〕からの連絡等を受けた場合、直ちに、各市町村地域防災計画原子力災害対策編に定める指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。</p> <p>カ <u>警</u>察本部の通報連絡 <u>警</u>察本部〔災害対策課〕は、発電所からの特定事象発生等の通報、<u>国</u>〔原子力規制委員会〕及び県〔県民安全総室〕からの連絡等を受けた場合、直ちに関係する警察署に対し連絡を行うものとする。</p> <p>キ 関係市町村を管轄する消防本部の通報連絡 関係市町村を管轄する消防本部は、発電所からの特定事象発生等の通報、<u>県</u>〔県民安全総室〕からの連絡等を受けた場合、直ちに所属消防署等に対し連絡を行うものとする。</p> <p><u>(2)</u> 特定事象が原災法第15条に該当した場合の連絡 発電所において、発生している特定事象が原災法第15条の規定に該当した場合には、防災関係機関相互において、次により連絡を行うものとする。</p> <p>ア 発電所からの報告 発電所の原子力防災管理者は、発生している特定事象が原災法第15条の規定に該当した場合、直ちに、図3-1-1の通報連絡系統図により、国、県、暫定的な重点<u>地域</u>内の関係市町村、警察、海上保安部及び関係市町村を管轄する消防本部等に対し、<u>次に掲げる内容を記した</u>文書を、同時にファクシミリで送付し、電話でその着信を確認するものとする。</p> <p>さらに、事業者は、その後の事故の状況についても、上記に準じ定期的に<u>また</u>は事故の推移によっては随時、関係機関に正確な情報を速やかに報告する<u>よう努める</u>ものとする。</p> <p>また、県が、災害対策本部を設置した後は、県庁の災害対策本部〔事務局原子力班〕及び対策拠点施設の原子力現地災害対策本部〔連絡調整班〕にも連絡するものとする。</p> <p>なお、通信網が被災するなど、電話等による連絡が困難な場合に、事業者は衛星電話等を携帯した連絡員を県及び関係市町村に派遣するものとする。</p>	<p>系統図との整合</p> <p>文言整理</p> <p>同上</p>	<p>ウ 原子力防災専門官からの連絡 (7) 原子力保安検査官は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官に連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報等を整理し、県〔県民安全総室〕、所在町に連絡することとされている。</p> <p>(イ) 原子力防災専門官は、現地における情報の収集を行うとともに、国、県、関係市町村、事業者、関係機関等で構成される現地事故対策連絡会議において連絡・調整等を行うこととされている。</p> <p>エ 県の通報連絡 (7) 県〔県民安全総室〕は、発電所からの特定事象発生等の通報、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕からの連絡及び環境放射線モニタリングやSPEED I等の拡散予測結果等、その他必要と思われる事項について、図3-1-1の通報連絡系統図に<u>準</u>じ、関係市町村及び関係機関に直ちに連絡するものとする。</p> <p>(イ) 県〔県民安全総室〕は、発電所からの通報がない状態において、県〔県民安全総室〕が設置しているモニタリングポスト等により特定事象発生時の通報を行うべき数値(5マイクロシーベルト/時)の検出を発見した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するものとする。</p> <p>なお、県〔県民安全総室〕から連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携して、発電所の原子力防災管理者に施設の状況確認を行うよう指示し、その結果について県〔県民安全総室〕、所在町に連絡することとされている。</p> <p>(ウ) 県〔県民安全総室〕は、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕、関係市町村、防災関係機関との間において、発電所から通報を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。</p> <p>オ 関係市町村の通報連絡 関係市町村は、発電所からの特定事象発生等の通報、<u>又</u>は国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕及び県〔県民安全総室〕からの連絡等を受けた場合、直ちに、各市町村地域防災計画原子力災害対策編に定める指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。</p> <p>カ <u>県</u>警察本部の通報連絡 <u>県</u>警察本部〔災害対策課〕は、発電所からの特定事象発生等の通報、<u>又</u>は国〔原子力規制委員会〕及び県〔県民安全総室〕からの連絡等を受けた場合、直ちに関係する警察署に対し連絡を行うものとする。</p> <p>キ 関係市町村を管轄する消防本部の通報連絡 関係市町村を管轄する消防本部は、発電所からの特定事象発生等の通報、<u>又</u>は県〔県民安全総室〕からの連絡等を受けた場合、直ちに所属消防署等に対し連絡を行うものとする。</p> <p><u>(3)</u> 特定事象が原災法第15条に該当した場合の連絡 発電所において、発生している特定事象が原災法第15条の規定に該当した場合には、防災関係機関相互において、次により連絡を行うものとする。</p> <p>ア 発電所からの報告 発電所の原子力防災管理者は、発生している特定事象が原災法第15条の規定に該当した場合、直ちに、図3-1-1の通報連絡系統図により、国、県、暫定的な重点<u>区域</u>内の関係市町村、警察、海上保安部及び関係市町村を管轄する消防本部等に対し、<u>通報</u>文書を、同時にファクシミリで送付し、電話でその着信を確認するものとする。</p> <p>さらに、事業者は、その後の事故の状況についても、上記に準じ定期的に<u>又</u>は事故の推移によっては随時、関係機関に正確な情報を速やかに報告する<u> </u>ものとする。</p> <p>また、県が、災害対策本部を設置した後は、県庁の災害対策本部〔事務局原子力班〕及び対策拠点施設の原子力現地災害対策本部〔連絡調整班〕にも連絡するものとする。</p> <p>なお、通信網が被災するなど、電話等による連絡が困難な場合に、事業者は衛星電話等を携帯した連絡員を県及び関係市町村に派遣するものとする。</p>

頁	現 行	修正理由	修 正 案
28	<p>イ 国からの連絡</p> <p>(7) 国〔原子力規制委員会〕は、発生している特定事象について、原災法第15条の原子力緊急事態に該当すると判断し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したときは、緊急事態応急対策を実施すべき市町村長及び知事に対し、内閣総理大臣が示す避難のための立退き<u>また</u>は屋内への退避の勧告<u>また</u>は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示等を文書をもって連絡することとされている。</p> <p>(イ) 国〔現地対策本部<u>また</u>は災害対策本部〕は、事態の変化により、緊急事態応急対策を実施すべき市町村及び緊急事態応急対策の内容を変更したときは、緊急事態応急対策を実施すべき市町村長及び知事に対し、国災害対策本部長（内閣総理大臣）が示す避難のための立退き<u>また</u>は屋内への退避の勧告<u>また</u>は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示等を文書をもって連絡することとされている。</p> <p>ウ 県の連絡</p> <p>県〔県民安全総室〕は、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、国〔原子力規制委員会〕からの緊急事態応急対策に関する事項の指示及び環境放射線モニタリングやSPEED I等の拡散予測結果等、その他必要と思われる事項等について、図3-1-1の通報連絡系統図に<u>よ</u><u>り</u>、関係市町村及び関係機関に直ちに連絡するものとする。</p> <p>エ 関係市町村の連絡</p> <p>関係市町村は、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、国〔原子力規制委員会〕からの緊急事態応急対策に関する事項の指示等及び県〔県民安全総室〕からの連絡を受けた場合、直ちに各市町村地域防災計画原子力災害対策編に定める指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。</p> <p>オ <u>県</u>警察本部の連絡</p> <p><u>県</u>警察本部〔災害対策課〕は、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、国〔原子力規制委員会〕からの緊急事態応急対策に関する事項の指示等及び県〔県民安全総室〕からの連絡を受けた場合、直ちに関係する警察署に対し連絡を行うものとする。</p> <p>カ 関係市町村を管轄する消防本部の連絡</p> <p>関係市町村を管轄する消防本部は、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、県〔県民安全総室〕からの連絡等を受けた場合、直ちに所属消防署等に対し連絡を行うものとする。</p> <p><u>(3)</u> 県内市町村等に対する情報提供</p> <p>県〔県民安全総室〕は、県内市町村（関係市町村を除く）、県内各消防本部（関係市町村を管轄する消防本部を除く）及び指定地方公共機関に対し、発電所からの特定事象発生等の通報、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告及び環境放射線モニタリングやSPEED I等の拡散予測結果等、その他必要と思われる事項について、総合情報通信ネットワークや電子メール等により速やかに連絡するものとし、重要な指示等については、電話等でその着信を確認するものとする。</p> <p>なお、これにより連絡を受けた各機関は、県、関係市町村、発電所への問い合わせについては、緊急時対応の支障とならないよう配慮するものとする。</p>	<p>文言整理</p> <p>系統図との整合</p> <p>文言整理</p>	<p>イ 国からの連絡</p> <p>(7) 国〔原子力規制委員会〕は、発生している特定事象について、原災法第15条の原子力緊急事態に該当すると判断し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したときは、緊急事態応急対策を実施すべき市町村長及び知事に対し、内閣総理大臣が示す避難のための立退き<u>又</u>は屋内への退避の勧告<u>又</u>は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示等を文書をもって連絡することとされている。</p> <p>(イ) 国〔現地対策本部<u>又</u>は災害対策本部〕は、事態の変化により、緊急事態応急対策を実施すべき市町村及び緊急事態応急対策の内容を変更したときは、緊急事態応急対策を実施すべき市町村長及び知事に対し、国災害対策本部長（内閣総理大臣）が示す避難のための立退き<u>又</u>は屋内への退避の勧告<u>又</u>は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項の指示等を文書をもって連絡することとされている。</p> <p>ウ 県の連絡</p> <p>県〔県民安全総室〕は、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、国〔原子力規制委員会〕からの緊急事態応急対策に関する事項の指示及び環境放射線モニタリングやSPEED I等の拡散予測結果等、その他必要と思われる事項等について、図3-1-1の通報連絡系統図に<u>準</u><u>じ</u>、関係市町村及び関係機関に直ちに連絡するものとする。</p> <p>エ 関係市町村の連絡</p> <p>関係市町村は、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、国〔原子力規制委員会〕からの緊急事態応急対策に関する事項の指示等及び県〔県民安全総室〕からの連絡を受けた場合、直ちに各市町村地域防災計画原子力災害対策編に定める指定地方公共機関等に連絡を行うものとする。</p> <p>オ <u>県</u>警察本部の連絡</p> <p><u>県</u>警察本部〔災害対策課〕は、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、国〔原子力規制委員会〕からの緊急事態応急対策に関する事項の指示等及び県〔県民安全総室〕からの連絡を受けた場合、直ちに関係する警察署に対し連絡を行うものとする。</p> <p>カ 関係市町村を管轄する消防本部の連絡</p> <p>関係市町村を管轄する消防本部は、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、県〔県民安全総室〕からの連絡等を受けた場合、直ちに所属消防署等に対し連絡を行うものとする。</p> <p><u>(4)</u> 県内市町村等に対する情報提供</p> <p>県〔県民安全総室〕は、県内市町村（関係市町村を除く）、県内各消防本部（関係市町村を管轄する消防本部を除く）及び指定地方公共機関に対し、発電所からの特定事象発生等の通報、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告及び環境放射線モニタリングやSPEED I等の拡散予測結果等、その他必要と思われる事項について、総合情報通信ネットワークや電子メール等により速やかに連絡するものとし、重要な指示等については、電話等でその着信を確認するものとする。</p> <p>なお、これにより連絡を受けた各機関は、県、関係市町村、発電所への問い合わせについては、緊急時対応の支障とならないよう配慮するものとする。</p>

修正案

図3-1-1 ア 東京電力(株)福島第一原子力発電所に係る緊急時通報連絡系統図

(凡例) ———> 特定事象発生
 - - - - -> 県が5 μ Sv/hを観測したとき

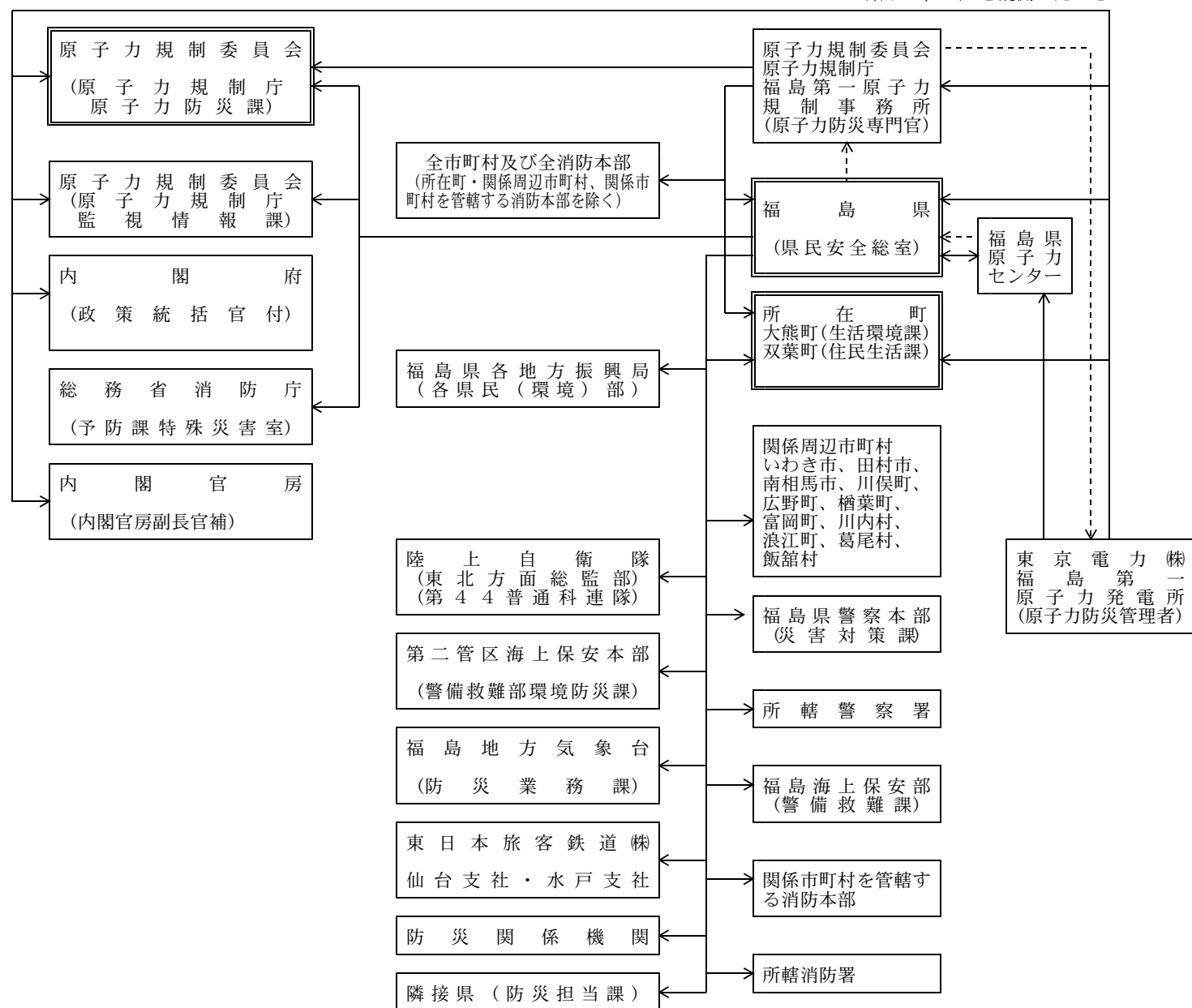


修正理由

現行

図3-1-1 ア 東京電力(株)福島第一原子力発電所に係る緊急時通報連絡系統図

(凡例) ———> 特定事象発生
 - - - - -> 県が5 μ Sv/hを観測したとき



頁

29

頁	現 行	修正理由	修 正 案																		
31	<p>2 災害対策本部の設置</p> <p>(1) 県災害対策本部の設置</p> <p>知事は、発電所に事故が発生し、次のうちの一に該当する場合には、県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置するものとする。</p> <p><u>ア</u> 発電所の原子力防災管理者から原災法第10条の特定事象発生の通報を受けた場合</p> <p><u>イ</u> 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生の通報を行うべき数値（5マイクロシーベルト/時）の検出を発見し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認された場合</p> <p><u>ウ</u> 内閣総理大臣が本県に係る原子力緊急事態宣言を発出した場合</p> <p><u>エ</u> その他知事が必要と認めるとき</p> <p>（県が設置しているモニタリングポスト等により、異常な空間線量率が計測されその原因が発電所に起因することが明らかな場合等）</p> <p>なお、原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言前に、知事が必要と認め災害対策本部を設置する場合には、国に連絡するものとする。</p> <p>(2) 職員の動員配備</p> <p>知事<u>また</u>は災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、被害の防止及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。</p> <p>非常配備の種別、内容及び時期等の基準は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="222 976 1350 1564"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備内容</th> <th>配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>原子力災害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策に当たる体制とする。</td> <td><u>1</u> 発電所の原子力防災管理者から、原災法第10条の特定事象発生の通報を受けた場合。 <u>2</u> 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生の通報を行うべき数値（5マイクロシーベルト/時）の検出を発見し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認されたとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（災害対策本部、原子力現地災害対策本部及び災害対策地方本部の設置）</td> <td><u>3</u> 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合。 <u>4</u> その他必要により、知事が当該配備を指令したとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 災害対策本部における活動</p> <p>本部長（知事）及び関係市町村長は、相互に連携しながら、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出する以前において、住民避難等の応急対策を円滑に行うための準備等を行うものとする。</p> <p>本部長（知事）及び関係市町村長は、内閣総理大臣により緊急事態宣言が発出された場合には、国の指示等に基づき迅速な住民避難等の応急対策を実施するものとする。</p> <p>本部長（知事）は、関係市町村が行う住民避難等の応急対策の実施ための準備等や、国の指示等に基づき実施する住民避難等の応急対策について、助言及び支援を行うものとする。</p> <p>本部長（知事）は、原子力防災専門官等からの特定事象に関する情報、県の対応状況等について、関係市町村及び関係機関に対する連絡や報道要請による広報を定期的実施することにより、県民の安全確保に努めるものとする。</p>	種別	配備内容	配備時期	災害対策本部体制	原子力災害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策に当たる体制とする。	<u>1</u> 発電所の原子力防災管理者から、原災法第10条の特定事象発生の通報を受けた場合。 <u>2</u> 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生の通報を行うべき数値（5マイクロシーベルト/時）の検出を発見し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認されたとき。		（災害対策本部、原子力現地災害対策本部及び災害対策地方本部の設置）	<u>3</u> 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合。 <u>4</u> その他必要により、知事が当該配備を指令したとき。	<p>県災害対策本部設置基準に警戒事象の通報を受けた場合を追加</p> <p>市町村意見</p> <p>文言整理</p> <p>市町村意見</p>	<p>2 災害対策本部の設置</p> <p>(1) 県災害対策本部の設置</p> <p>知事は、発電所に事故が発生し、次のうちの一に該当する場合には、県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置するものとする。</p> <p><u>ア</u> <u>発電所の原子力防災管理者から警戒事象発生の通報を受け、知事が必要と認めた場合</u></p> <p><u>イ</u> 発電所の原子力防災管理者から原災法第10条の特定事象発生の通報を受けた場合</p> <p><u>ウ</u> 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生の通報を行うべき数値（5マイクロシーベルト/時）の検出を発見し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認された場合<u>（当面、福島第二原子力発電所に限るものとする。）</u></p> <p><u>エ</u> 内閣総理大臣が本県に係る原子力緊急事態宣言を発出した場合</p> <p><u>オ</u> その他知事が必要と認めるとき</p> <p>（県が設置しているモニタリングポスト等により、異常な空間線量率が計測されその原因が発電所に起因することが明らかな場合等）</p> <p>なお、原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言前に、知事が必要と認め災害対策本部を設置する場合には、国に連絡するものとする。</p> <p>(2) 職員の動員配備</p> <p>知事<u>又</u>は災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、被害の防止及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。</p> <p>非常配備の種別、内容及び時期等の基準は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1632 976 2760 1564"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備内容</th> <th>配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策本部体制</td> <td>原子力災害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策に当たる体制とする。</td> <td><u>1</u> <u>発電所の原子力防災管理者から警戒事象発生の通報を受け、知事が必要と認め、当該配備を指令したとき。</u> <u>2</u> 発電所の原子力防災管理者から、原災法第10条の特定事象発生の通報を受けた場合。 <u>3</u> 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生の通報を行うべき数値（5マイクロシーベルト/時）の検出を発見し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認されたとき。<u>（当面、福島第二原子力発電所に限るものとする。）</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>（災害対策本部、原子力現地災害対策本部及び災害対策地方本部の設置）</td> <td><u>4</u> 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合。 <u>5</u> その他必要により、知事が当該配備を指令したとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)</p> <p>災害対策本部における活動</p> <p>本部長（知事）及び関係市町村長は、相互に連携しながら、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出する以前において、住民避難等の応急対策を円滑に行うための準備等を行うものとする。</p> <p>本部長（知事）及び関係市町村長は、内閣総理大臣により緊急事態宣言が発出された場合には、国の指示等に基づき迅速な住民避難等の応急対策を実施するものとする。</p> <p>本部長（知事）は、関係市町村が行う住民避難等の応急対策の実施ための準備等や、国の指示等に基づき実施する住民避難等の応急対策について、助言及び支援を行うものとする。</p> <p>本部長（知事）は、原子力防災専門官等からの特定事象に関する情報、県の対応状況等について、関係市町村及び関係機関に対する連絡や報道要請による広報を定期的実施することにより、県民の安全確保に努めるものとする。</p>	種別	配備内容	配備時期	災害対策本部体制	原子力災害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策に当たる体制とする。	<u>1</u> <u>発電所の原子力防災管理者から警戒事象発生の通報を受け、知事が必要と認め、当該配備を指令したとき。</u> <u>2</u> 発電所の原子力防災管理者から、原災法第10条の特定事象発生の通報を受けた場合。 <u>3</u> 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生の通報を行うべき数値（5マイクロシーベルト/時）の検出を発見し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認されたとき。 <u>（当面、福島第二原子力発電所に限るものとする。）</u>		（災害対策本部、原子力現地災害対策本部及び災害対策地方本部の設置）	<u>4</u> 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合。 <u>5</u> その他必要により、知事が当該配備を指令したとき。
種別	配備内容	配備時期																			
災害対策本部体制	原子力災害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策に当たる体制とする。	<u>1</u> 発電所の原子力防災管理者から、原災法第10条の特定事象発生の通報を受けた場合。 <u>2</u> 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生の通報を行うべき数値（5マイクロシーベルト/時）の検出を発見し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認されたとき。																			
	（災害対策本部、原子力現地災害対策本部及び災害対策地方本部の設置）	<u>3</u> 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合。 <u>4</u> その他必要により、知事が当該配備を指令したとき。																			
種別	配備内容	配備時期																			
災害対策本部体制	原子力災害の発生のおそれがある場合、又は発生した場合において、組織及び機能のすべてを挙げて、応急対策に当たる体制とする。	<u>1</u> <u>発電所の原子力防災管理者から警戒事象発生の通報を受け、知事が必要と認め、当該配備を指令したとき。</u> <u>2</u> 発電所の原子力防災管理者から、原災法第10条の特定事象発生の通報を受けた場合。 <u>3</u> 県が設置しているモニタリングポスト等により、特定事象発生の通報を行うべき数値（5マイクロシーベルト/時）の検出を発見し、原子力防災専門官により発電所によるものと確認されたとき。 <u>（当面、福島第二原子力発電所に限るものとする。）</u>																			
	（災害対策本部、原子力現地災害対策本部及び災害対策地方本部の設置）	<u>4</u> 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合。 <u>5</u> その他必要により、知事が当該配備を指令したとき。																			

頁	現 行	修正理由	修 正 案
32	<p>ア 災害対策本部の所掌事務</p> <p>(ア) 災害対策の総括に関する事。</p> <p>(イ) 原子力現地災害対策本部の組織、派遣要員に関する事。</p> <p>(ウ) 災害情報の収集に関する事。</p> <p>(エ) 応急対策の決定、実施に関する事。</p> <p>（緊急時モニタリング、緊急被ばく医療、警備等現地での対応を除く）</p> <p>(オ) 応急対策の実施状況に関する情報の収集に関する事。</p> <p>(カ) 原子力現地災害対策本部の活動の支援に関する事。</p> <p>(キ) 災害報道要請に関する事。</p> <p>(ク) 県有施設に対する連絡に関する事。〔県有施設〕</p> <p>(ケ) 水道の給水制限に関する事。</p> <p>(コ) 農作物の採取制限、農耕制限に関する事。</p> <p>(サ) 農作物の出荷制限に関する事。</p> <p>(シ) 畜産物の出荷制限に関する事。</p> <p>(ス) 水産物の出荷制限に関する事。</p> <p>(セ) 漁業通信に関する事。</p> <p>(ソ) 道路施設の確保に関する事。</p> <p>(タ) 教育施設との連絡に関する事。</p> <p>(チ) 暫定的な重点地域以外への情報提供、対策の実施に関する事。</p> <p>(ツ) 他都道府県、防災関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>(テ) 「イ 各班の事務分掌」に定める事。</p> <p>(ト) その他本部長が指示する事項に関する事。</p> <p>イ 災害対策本部の組織及び各班の事務分掌</p> <p>災害対策本部の組織編成及び事務分掌は、「福島県災害対策本部条例」、「福島県災害対策本部規程」及び「福島県災害対策本部事務局運営要綱」に基づき、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 災害対策本部組織</p> <p>地域防災計画（一般災害対策編）第3章第1節に定める「福島県災害対策本部組織編成表」（図3-2-1）とする。</p> <p>ただし、災害対策地方本部、原子力現地災害対策本部は除く。</p> <p>(イ) 災害対策本部事務局組織及び事務分掌</p> <p>地域防災計画（一般災害対策編）第3章第1節に定める組織編成及び事務分掌とするが、原子力現地災害対策本部への派遣要員を考慮し、構成員の一部を変更した「福島県災害対策本部事務局組織(原子力)」(図3-2-2)のとおりとする。</p> <p>(4) 原子力現地災害対策本部及び災害対策地方本部</p> <p>本部長（知事）は、原子力災害の特殊性を踏まえ、災害対策本部の設置と同時に、県原子力現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）及び災害対策地方本部を設置するものとする。</p> <p>現地本部の所掌事務等は次のとおりとする。</p> <p>なお、災害対策地方本部の所掌事務は、福島県地方防災計画（一般災害対策編及び震災対策編）に準拠するものとする。</p>	<p>文言整理</p>	<p>ア 災害対策本部の所掌事務</p> <p>(ア) 災害対策の総括に関する事。</p> <p>(イ) 原子力現地災害対策本部の組織、派遣要員に関する事。</p> <p>(ウ) 災害情報の収集に関する事。</p> <p>(エ) 応急対策の決定、実施に関する事。</p> <p>（緊急時モニタリング、緊急被ばく医療、警備等現地での対応を除く）</p> <p>(オ) 応急対策の実施状況に関する情報の収集に関する事。</p> <p>(カ) 原子力現地災害対策本部の活動の支援に関する事。</p> <p>(キ) 災害報道要請に関する事。</p> <p>(ク) 県有施設に対する連絡に関する事。〔県有施設〕</p> <p>(ケ) 水道の給水制限に関する事。</p> <p>(コ) 農作物の採取制限、農耕制限に関する事。</p> <p>(サ) 農作物の出荷制限に関する事。</p> <p>(シ) 畜産物の出荷制限に関する事。</p> <p>(ス) 水産物の出荷制限に関する事。</p> <p>(セ) 漁業通信に関する事。</p> <p>(ソ) 道路施設の確保に関する事。</p> <p>(タ) 教育施設との連絡に関する事。</p> <p>(チ) 暫定的な重点区域以外への情報提供、対策の実施に関する事。</p> <p>(ツ) 他都道府県、防災関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>(テ) 「イ 各班の事務分掌」に定める事。</p> <p>(ト) その他本部長が指示する事項に関する事。</p> <p>イ 災害対策本部の組織及び各班の事務分掌</p> <p>災害対策本部の組織編成及び事務分掌は、「福島県災害対策本部条例」、「福島県災害対策本部規程」及び「福島県災害対策本部事務局運営要綱」に基づき、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 災害対策本部組織</p> <p>地域防災計画（一般災害対策編）第3章第1節に定める「福島県災害対策本部組織編成表」（図3-2-1）とする。</p> <p>ただし、災害対策地方本部、原子力現地災害対策本部は除く。</p> <p>(イ) 災害対策本部事務局組織及び事務分掌</p> <p>地域防災計画（一般災害対策編）第3章第1節に定める組織編成及び事務分掌とするが、原子力現地災害対策本部への派遣要員を考慮し、構成員の一部を変更した「福島県災害対策本部事務局組織(原子力)」(図3-2-2)のとおりとする。</p> <p>(4) 原子力現地災害対策本部及び災害対策地方本部</p> <p>本部長（知事）は、原子力災害の特殊性を踏まえ、災害対策本部の設置と同時に、県原子力現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）及び災害対策地方本部を設置するものとする。</p> <p>現地本部の所掌事務等は次のとおりとする。</p> <p>なお、災害対策地方本部の所掌事務は、福島県地方防災計画（一般災害対策編及び震災対策編）に準拠するものとする。</p>

頁	現 行	修正理由	修 正 案																				
33	<p>ア 現地本部の所掌事務</p> <p>(7) 現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関すること。</p> <p>(イ) 機能班への要員派遣及び活動の支援に関すること。</p> <p>(ウ) 災害対策本部との連絡調整に関すること。</p> <p>(エ) 国、関係市町村及び現地の防災関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(オ) 応急対策の決定に関すること。</p> <p>(カ) 緊急時モニタリング、緊急時医療、警備等の現地における応急対策の実施に関すること。</p> <p>(キ) 実施状況に関する情報の収集に関すること。</p> <p>(ク) 緊急事態応急対策拠点施設の管理に関すること。</p> <p>(ケ) 次項「イ 各班の事務分掌」に定めること。</p> <p>(コ) その他本部長及び現地本部長が指示する事項に関すること。</p> <p>イ 現地本部の組織及び各班の事務分掌</p> <p>現地本部の活動は、図3-2-3 現地本部の組織、及び表3-2-4 現地本部の各班の事務分掌により実施するものとする。</p> <p>なお、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、本章第3節緊急事態応急対策拠点施設における活動に定める要員を、合同対策協議会及び各機能班に派遣するものとする。</p> <p>表3-2-4 現地本部の各班の事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="243 921 1350 1629"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>事 務 分 掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連 絡 調 整 班</td> <td>1 現地本部の総括に関すること。 2 原子力防災専門官、国の機関との連絡に関すること。 3 関係市町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること。 5 報道機関、住民等への広報及び指示等の伝達に関すること。 6 住民からの問い合わせに関すること。 7 災害情報の収集、提供に関すること。 8 気象情報（予報を含む）の収集に関すること。 9 現地本部活動の記録に関すること。 10 その他現地本部長が指示する事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td>緊急時モニタリング班</td> <td>1 緊急時環境放射線モニタリングに関すること。 2 放射能影響評価解析に関すること。 3 モニタリング要員の個人線量管理に関すること。 4 その他現地本部長が指示する事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td>医 療 班</td> <td>1 緊急被ばく医療措置に関すること。 2 現地本部要員（緊急時モニタリング班を除く）の個人線量管理に関すること。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td>警 察 班</td> <td>1 災害警備に関すること。 2 立入制限措置の実施に関すること。 3 交通規制に関すること。 4 その他現地本部長が指示する事項に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 防災関係機関の連絡員の派遣</p> <p>本部長（知事）は、現地本部を設置した場合には、関係市町村、発電所、自衛隊、福島海上保安部、関係市町村を管轄する消防本部及び東日本旅客鉄道その他の防災関係機関に対し連絡員を要請し、応急対策の円滑な実施を図るものとする。</p> <p>なお、原子力緊急事態宣言の発出により合同対策協議会が組織される場合は、必要としないものとする。</p>	班 名	事 務 分 掌	連 絡 調 整 班	1 現地本部の総括に関すること。 2 原子力防災専門官、国の機関との連絡に関すること。 3 関係市町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること。 5 報道機関、住民等への広報及び指示等の伝達に関すること。 6 住民からの問い合わせに関すること。 7 災害情報の収集、提供に関すること。 8 気象情報（予報を含む）の収集に関すること。 9 現地本部活動の記録に関すること。 10 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	緊急時モニタリング班	1 緊急時環境放射線モニタリングに関すること。 2 放射能影響評価解析に関すること。 3 モニタリング要員の個人線量管理に関すること。 4 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	医 療 班	1 緊急被ばく医療措置に関すること。 2 現地本部要員（緊急時モニタリング班を除く）の個人線量管理に関すること。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	警 察 班	1 災害警備に関すること。 2 立入制限措置の実施に関すること。 3 交通規制に関すること。 4 その他現地本部長が指示する事項に関すること。		<p>ア 現地本部の所掌事務</p> <p>(7) 現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会への出席に関すること。</p> <p>(イ) 機能班への要員派遣及び活動の支援に関すること。</p> <p>(ウ) 災害対策本部との連絡調整に関すること。</p> <p>(エ) 国、関係市町村及び現地の防災関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(オ) 応急対策の決定に関すること。</p> <p>(カ) 緊急時モニタリング、緊急時医療、警備等の現地における応急対策の実施に関すること。</p> <p>(キ) 実施状況に関する情報の収集に関すること。</p> <p>(ク) 緊急事態応急対策拠点施設の管理に関すること。</p> <p>(ケ) 次項「イ 各班の事務分掌」に定めること。</p> <p>(コ) その他本部長及び現地本部長が指示する事項に関すること。</p> <p>イ 現地本部の組織及び各班の事務分掌</p> <p>現地本部の活動は、図3-2-3 現地本部の組織、及び表3-2-4 現地本部の各班の事務分掌により実施するものとする。</p> <p>なお、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、本章第3節緊急事態応急対策拠点施設における活動に定める要員を、合同対策協議会及び各機能班に派遣するものとする。</p> <p>表3-2-4 現地本部の各班の事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="1647 921 2754 1629"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>事 務 分 掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連 絡 調 整 班</td> <td>1 現地本部の総括に関すること。 2 原子力防災専門官、国の機関との連絡に関すること。 3 関係市町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること。 5 報道機関、住民等への広報及び指示等の伝達に関すること。 6 住民からの問い合わせに関すること。 7 災害情報の収集、提供に関すること。 8 気象情報（予報を含む）の収集に関すること。 9 現地本部活動の記録に関すること。 10 その他現地本部長が指示する事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td>緊急時モニタリング班</td> <td>1 緊急時環境放射線モニタリングに関すること。 2 放射能影響評価解析に関すること。 3 モニタリング要員の個人線量管理に関すること。 4 その他現地本部長が指示する事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td>医 療 班</td> <td>1 緊急被ばく医療措置に関すること。 2 現地本部要員（緊急時モニタリング班を除く）の個人線量管理に関すること。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。</td> </tr> <tr> <td>警 察 班</td> <td>1 災害警備に関すること。 2 立入制限措置の実施に関すること。 3 交通規制に関すること。 4 その他現地本部長が指示する事項に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 防災関係機関の連絡員の派遣</p> <p>本部長（知事）は、現地本部を設置した場合には、関係市町村、発電所、自衛隊、福島海上保安部、関係市町村を管轄する消防本部及び東日本旅客鉄道その他の防災関係機関に対し連絡員を要請し、応急対策の円滑な実施を図るものとする。</p> <p>なお、原子力緊急事態宣言の発出により合同対策協議会が組織される場合は、必要としないものとする。</p>	班 名	事 務 分 掌	連 絡 調 整 班	1 現地本部の総括に関すること。 2 原子力防災専門官、国の機関との連絡に関すること。 3 関係市町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること。 5 報道機関、住民等への広報及び指示等の伝達に関すること。 6 住民からの問い合わせに関すること。 7 災害情報の収集、提供に関すること。 8 気象情報（予報を含む）の収集に関すること。 9 現地本部活動の記録に関すること。 10 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	緊急時モニタリング班	1 緊急時環境放射線モニタリングに関すること。 2 放射能影響評価解析に関すること。 3 モニタリング要員の個人線量管理に関すること。 4 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	医 療 班	1 緊急被ばく医療措置に関すること。 2 現地本部要員（緊急時モニタリング班を除く）の個人線量管理に関すること。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。	警 察 班	1 災害警備に関すること。 2 立入制限措置の実施に関すること。 3 交通規制に関すること。 4 その他現地本部長が指示する事項に関すること。
班 名	事 務 分 掌																						
連 絡 調 整 班	1 現地本部の総括に関すること。 2 原子力防災専門官、国の機関との連絡に関すること。 3 関係市町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること。 5 報道機関、住民等への広報及び指示等の伝達に関すること。 6 住民からの問い合わせに関すること。 7 災害情報の収集、提供に関すること。 8 気象情報（予報を含む）の収集に関すること。 9 現地本部活動の記録に関すること。 10 その他現地本部長が指示する事項に関すること。																						
緊急時モニタリング班	1 緊急時環境放射線モニタリングに関すること。 2 放射能影響評価解析に関すること。 3 モニタリング要員の個人線量管理に関すること。 4 その他現地本部長が指示する事項に関すること。																						
医 療 班	1 緊急被ばく医療措置に関すること。 2 現地本部要員（緊急時モニタリング班を除く）の個人線量管理に関すること。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。																						
警 察 班	1 災害警備に関すること。 2 立入制限措置の実施に関すること。 3 交通規制に関すること。 4 その他現地本部長が指示する事項に関すること。																						
班 名	事 務 分 掌																						
連 絡 調 整 班	1 現地本部の総括に関すること。 2 原子力防災専門官、国の機関との連絡に関すること。 3 関係市町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること。 5 報道機関、住民等への広報及び指示等の伝達に関すること。 6 住民からの問い合わせに関すること。 7 災害情報の収集、提供に関すること。 8 気象情報（予報を含む）の収集に関すること。 9 現地本部活動の記録に関すること。 10 その他現地本部長が指示する事項に関すること。																						
緊急時モニタリング班	1 緊急時環境放射線モニタリングに関すること。 2 放射能影響評価解析に関すること。 3 モニタリング要員の個人線量管理に関すること。 4 その他現地本部長が指示する事項に関すること。																						
医 療 班	1 緊急被ばく医療措置に関すること。 2 現地本部要員（緊急時モニタリング班を除く）の個人線量管理に関すること。 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。																						
警 察 班	1 災害警備に関すること。 2 立入制限措置の実施に関すること。 3 交通規制に関すること。 4 その他現地本部長が指示する事項に関すること。																						

頁	現 行	修正理由	修 正 案
34	<p>エ 現地本部の設置場所 現地本部は、原則として対策拠点施設に設置するものとする。</p> <p>オ 対策拠点施設への要員の派遣 本部長（知事）は、特定事象の発生により国が対策拠点施設に現地事故対策連絡会議を開催する場合、<u>また</u>は原子力緊急事態宣言の発出により合同対策協議会が組織される場合、3-(2)～(4)に定める職員を対策拠点施設に派遣するものとする。</p> <p>カ 現地本部機能の本部による代行 現地本部の所掌事務を本部事務局が代行する場合は、図3-2-5のとおりとする。また、その際、現地本部から、<u>本部事務局</u>に派遣する職員は、現地本部長が別に指定するものとする。</p> <p>(5) 国に対する報告及び専門家等の派遣要請 本部長（知事）は、(1)及び(4)により災害対策本部、現地本部を設置した場合には、国〔消防庁、原子力規制委員会〕に対し報告を行うものとする また、本部長（知事）は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、国〔原子力規制委員会〕に対して、原災法第10条第2項に基づく国の専門的知識を有する職員の派遣を要請するものとする。</p> <p>(6) 防災関係機関に対する応援要請、職員の派遣要請等 ア 県〔県民安全総室〕は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。 イ 県〔県民安全総室〕は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合<u>また</u>は市町村から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。 ウ 県警察<u>本部</u>〔<u>県警察本部</u>災害対策課〕は、必要に応じ、県公安委員会を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊等の出動を要請し、社会秩序の維持等の活動について応援を求めるものとする。 エ 県〔県民安全総室〕は、緊急事態応急対策<u>また</u>は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関<u>また</u>は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請し、<u>また</u>は内閣総理大臣に対し、指定行政機関<u>また</u>は指定地方行政機関の職員の派遣について<u>斡旋</u>を求めるものとする。 オ 県〔県民安全総室〕は、緊急事態応急対策<u>また</u>は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関<u>また</u>は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。</p> <p>(7) 自衛隊の派遣要請 本部長（知事）は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合<u>また</u>は関係市町村長から要請があった場合は、災害に関する情報、応急対策に関する事項等を伝え、直ちに派遣を要請するものとする。</p> <p>(8) 市町村災害対策本部の設置 関係市町村長は、災害対策本部を設置したときは、知事（本部長）に対し報告を行うものとする。</p>	<p>文言整理</p>	<p>エ 現地本部の設置場所 現地本部は、原則として対策拠点施設に設置するものとする。</p> <p>オ 対策拠点施設への要員の派遣 本部長（知事）は、特定事象の発生により国が対策拠点施設に現地事故対策連絡会議を開催する場合、<u>又</u>は原子力緊急事態宣言の発出により合同対策協議会が組織される場合、3-(2)～(4)に定める職員を対策拠点施設に派遣するものとする。</p> <p>カ 現地本部機能の本部による代行 現地本部の所掌事務を本部事務局が代行する場合は、図3-2-5のとおりとする。また、その際、現地本部から、<u>本部事務局</u>に派遣する職員は、現地本部長が別に指定するものとする。</p> <p>(5) 国に対する報告及び専門家等の派遣要請 本部長（知事）は、(1)及び(4)により災害対策本部、現地本部を設置した場合には、国〔消防庁、原子力規制委員会〕に対し報告を行うものとする また、本部長（知事）は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、国〔原子力規制委員会〕に対して、原災法第10条第2項に基づく国の専門的知識を有する職員の派遣を要請するものとする。</p> <p>(6) 防災関係機関に対する応援要請、職員の派遣要請等 ア 県〔県民安全総室〕は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。 イ 県〔県民安全総室〕は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合<u>又</u>は市町村から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請するものとする。 ウ 県警察<u>本部</u>〔<u>県警察本部</u>災害対策課〕は、必要に応じ、県公安委員会を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊等の出動を要請し、社会秩序の維持等の活動について応援を求めるものとする。 エ 県〔県民安全総室〕は、緊急事態応急対策<u>又</u>は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関<u>又</u>は指定地方行政機関の長に対し職員の派遣を要請し、<u>又</u>は内閣総理大臣に対し、指定行政機関<u>又</u>は指定地方行政機関の職員の派遣について<u>あつせん</u>を求めるものとする。 オ 県〔県民安全総室〕は、緊急事態応急対策<u>又</u>は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関<u>又</u>は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。</p> <p>(7) 自衛隊の派遣要請 本部長（知事）は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合<u>又</u>は関係市町村長から要請があった場合は、災害に関する情報、応急対策に関する事項等を伝え、直ちに派遣を要請するものとする。</p> <p>(8) 市町村災害対策本部の設置 関係市町村長は、災害対策本部を設置したときは、知事（本部長）に対し報告を行うものとする。</p>

頁	現 行	修正理由	修 正 案
35	<p>図3-2-1 福島県災害対策本部組織編成表</p>	<p>一般災害対策編との整合</p>	<p>図3-2-1 福島県災害対策本部組織編成表</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修正理由	修 正 案
36	<p>大規模な災害が発生した場合、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するために、目的別に組織編成（部、班編制）を変更することができる。</p> <p>災害対策本部員会議 災害対策本部設置期間中に、被害状況及び災害応急対策について情報共有並びに災害対応の指示を行うため、本部員会議を定期的に開催する。 発災後の初回の本部員会議は、災害発生後1時間以内に開催するものとし、2回目以降は本部長の指示により開催する。 なお、本部員会議には、本部長の要請により国及び関係機関の代表（自衛隊、応援都道府県、医療関係者、物資関係者等）をオブザーバーとして参加させ、意見を<u>聞</u>くことができる。</p>	<p>文言修正</p>	<p>大規模な災害が発生した場合、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するために、目的別に組織編成（部、班編制）を変更することができる。</p> <p>災害対策本部員会議 災害対策本部設置期間中に、被害状況及び災害応急対策について情報共有並びに災害対応の指示を行うため、本部員会議を定期的に開催する。 発災後の初回の本部員会議は、災害発生後1時間以内に開催するものとし、2回目以降は本部長の指示により開催する。 なお、本部員会議には、本部長の要請により国及び関係機関の代表（自衛隊、応援都道府県、医療関係者、物資関係者等）をオブザーバーとして参加させ、意見を<u>聴</u>くことができる。</p>

頁	現 行	修正理由	修 正 案
38	<div data-bbox="270 296 1389 422"> <p>広報班（総員12名） 班 長 広報課長 副班長 ・ 広報課主幹 班 員 ・ 知事直轄部から10名配置</p> </div> <div data-bbox="270 449 1389 575"> <p>渉外班（総員7名） 班 長 企画調整課長 副班長 ・ 復興・総合計画課長 班 員 ・ 企画調整部から5名配置</p> </div> <div data-bbox="270 602 1389 728"> <p>活動支援班（総員10名） 班 長 人事課長 副班長 ・ 教育庁主幹 班 員 ・ 総務部、教育部から各4名配置</p> </div> <div data-bbox="270 756 1389 1127"> <p>救援班（総員20名） 班 長 保健福祉総務課長 副班長 ・ 一般廃棄物課長 ・ 地域医療課長 ・ 食品生活衛生課長 ・ 建築住宅課長 ・ 病院総務課長 班 員 ・ 保健福祉部から4名配置 ・ 生活環境部から3名配置 ・ 土木部、病院部から各2名配置 ・ 農林水産部、企業部から各1名配置 ・ 消防保安課から1名配置 連絡員 ・ 福島県医師会及び災害医療コーディネーターから配置</p> </div> <div data-bbox="270 1155 1389 1386"> <p>物資班（総員17名） 班 長 商工総務課長 副班長 ・ 農林総務課長 ・ 出納総務課長 班 員 ・ 商工労働部から4名配置 ・ 農林水産部、出納部から各3名配置 ・ 保健福祉部、教育部から各2名配置 連絡員 ・ 福島県倉庫協会及び福島県トラック協会から配置</p> </div> <div data-bbox="270 1413 1389 1539"> <p>原子力班（総員22名） 班 長 原子力安全対策課長 副班長 ・ 原子力安全対策課主幹（2名） 班 員 ・ 原子力安全対策課から19名配置</p> </div> <div data-bbox="270 1566 1389 1692"> <p>警察班（総員4名） 班 長 県警災害対策課長 副班長 ・ 県警災害対策官 班 員 ・ 県警から2名配置</p> </div> <div data-bbox="270 1719 1389 1780"> <p>プロジェクトチーム</p> </div>		<div data-bbox="1679 296 2798 422"> <p>広報班（総員12名） 班 長 広報課長 副班長 ・ 広報課主幹 班 員 ・ 知事直轄部から10名配置</p> </div> <div data-bbox="1679 449 2798 575"> <p>渉外班（総員7名） 班 長 企画調整課長 副班長 ・ 復興・総合計画課長 班 員 ・ 企画調整部から5名配置</p> </div> <div data-bbox="1679 602 2798 728"> <p>活動支援班（総員10名） 班 長 人事課長 副班長 ・ 教育庁主幹 班 員 ・ 総務部、教育部から各4名配置</p> </div> <div data-bbox="1679 756 2798 1127"> <p>救援班（総員20名） 班 長 保健福祉総務課長 副班長 ・ 一般廃棄物課長 ・ 地域医療課長 ・ 食品生活衛生課長 ・ 建築住宅課長 ・ 病院総務課長 班 員 ・ 保健福祉部から4名配置 ・ 生活環境部から3名配置 ・ 土木部、病院部から各2名配置 ・ 農林水産部、企業部から各1名配置 ・ 消防保安課から1名配置 連絡員 ・ 福島県医師会及び災害医療コーディネーターから配置</p> </div> <div data-bbox="1679 1155 2798 1386"> <p>物資班（総員17名） 班 長 商工総務課長 副班長 ・ 農林総務課長 ・ 出納総務課長 班 員 ・ 商工労働部から4名配置 ・ 農林水産部、出納部から各3名配置 ・ 保健福祉部、教育部から各2名配置 連絡員 ・ 福島県倉庫協会及び福島県トラック協会から配置</p> </div> <div data-bbox="1679 1413 2798 1539"> <p>原子力班（総員22名） 班 長 原子力安全対策課長 副班長 ・ 原子力安全対策課主幹（2名） 班 員 ・ 原子力安全対策課から19名配置</p> </div> <div data-bbox="1679 1566 2798 1692"> <p>警察班（総員4名） 班 長 県警災害対策課長 副班長 ・ 県警災害対策官 班 員 ・ 県警から2名配置</p> </div> <div data-bbox="1679 1719 2798 1780"> <p>プロジェクトチーム</p> </div>

頁	現 行	修正理由	修 正 案																																								
39	<p>(ア)本部長は、初動対応において各部各班と事務局各班の業務を迅速かつ円滑に遂行するため必要があると認めるときは、部局長を事務局各班の臨時の最高責任者とすることができる。</p> <p>(イ)情報連絡員を災害対策本部から派遣する際は、各部各班の構成員をもって組織し、派遣先市町村と県(災害対策地方本部)との連絡調整を行う。</p> <p>(ウ)事務局各班の人数については、事務局長の判断により柔軟に増減できるものとする。</p> <p>イ 事務局共通事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="210 533 1394 814"> <tr><td>1</td><td>事務局各班の業務計画の作成に関すること。</td></tr> <tr><td>2</td><td>行動記録の作成に関すること。</td></tr> <tr><td>3</td><td>所管事務に関する関係機関に対する情報提供、報告、通報の実施に関すること。</td></tr> <tr><td>4</td><td>所管事務に関する関係機関との連絡調整に関すること。</td></tr> <tr><td>5</td><td>関係する各部各班との連絡調整に関すること。</td></tr> <tr><td>6</td><td>所掌事務に係る各部各班に対する事務の実施についての指示及び進捗状況の把握に関すること。</td></tr> <tr><td>7</td><td>その他事務局長の命ずること。</td></tr> </table> <p>ウ 事務局特定事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="210 919 1394 1885"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>事 務 分 掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策の基本方針及び総合災害対策計画の企画に関すること。 2 災害応急対策の把握及び総合調整に関すること。 3 本部の予算に関すること。 4 本部員会議の運営及び記録に関すること。 5 本部長の補佐に関すること。 6 事務局各班の連絡調整及び事務局会議に関すること。 7 地方対策本部及び現地対策本部に関すること。 8 災害救助法（市町村への事務委任手続きを含む。）の適用に関すること。 9 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 10 緊急消防援助隊の要請に関すること。 11 国及び他都道府県に対する応援要請に関すること。 12 プロジェクトチームの設置に関すること。 13 その他の災害対策に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>広域応援・避難班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 国及び他都道府県に対する連絡調整に関すること。 2 救助部隊の調整に関すること。 3 防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 各機関のヘリコプターの運航調整に関すること。 5 国現地災害対策本部との調整に関すること。 6 応急救助（被災者の捜索・救助、死体の検索）に関すること。 7 市町村が行う住民避難の支援に関すること。 8 被災住民の避難（避難時の食料等の供与及び医療の提供等を除く。）に関すること。 9 避難所の開設、運営及び避難所における通信設備の確保に関すること。 10 避難路及び緊急輸送路等の確保に関すること。 11 避難手段及び輸送手段の確保(緊急通行車両の申請手続きを含む。)に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	1	事務局各班の業務計画の作成に関すること。	2	行動記録の作成に関すること。	3	所管事務に関する関係機関に対する情報提供、報告、通報の実施に関すること。	4	所管事務に関する関係機関との連絡調整に関すること。	5	関係する各部各班との連絡調整に関すること。	6	所掌事務に係る各部各班に対する事務の実施についての指示及び進捗状況の把握に関すること。	7	その他事務局長の命ずること。	班 名	事 務 分 掌	総括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策の基本方針及び総合災害対策計画の企画に関すること。 2 災害応急対策の把握及び総合調整に関すること。 3 本部の予算に関すること。 4 本部員会議の運営及び記録に関すること。 5 本部長の補佐に関すること。 6 事務局各班の連絡調整及び事務局会議に関すること。 7 地方対策本部及び現地対策本部に関すること。 8 災害救助法（市町村への事務委任手続きを含む。）の適用に関すること。 9 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 10 緊急消防援助隊の要請に関すること。 11 国及び他都道府県に対する応援要請に関すること。 12 プロジェクトチームの設置に関すること。 13 その他の災害対策に関すること。 	広域応援・避難班	<ol style="list-style-type: none"> 1 国及び他都道府県に対する連絡調整に関すること。 2 救助部隊の調整に関すること。 3 防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 各機関のヘリコプターの運航調整に関すること。 5 国現地災害対策本部との調整に関すること。 6 応急救助（被災者の捜索・救助、死体の検索）に関すること。 7 市町村が行う住民避難の支援に関すること。 8 被災住民の避難（避難時の食料等の供与及び医療の提供等を除く。）に関すること。 9 避難所の開設、運営及び避難所における通信設備の確保に関すること。 10 避難路及び緊急輸送路等の確保に関すること。 11 避難手段及び輸送手段の確保(緊急通行車両の申請手続きを含む。)に関すること。 		<p>(ア)本部長は、初動対応において各部各班と事務局各班の業務を迅速かつ円滑に遂行するため必要があると認めるときは、部局長を事務局各班の臨時の最高責任者とすることができる。</p> <p>(イ)情報連絡員を災害対策本部から派遣する際は、各部各班の構成員をもって組織し、派遣先市町村と県(災害対策地方本部)との連絡調整を行う。</p> <p>(ウ)事務局各班の人数については、事務局長の判断により柔軟に増減できるものとする。</p> <p>イ 事務局共通事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="1623 533 2807 814"> <tr><td>1</td><td>事務局各班の業務計画の作成に関すること。</td></tr> <tr><td>2</td><td>行動記録の作成に関すること。</td></tr> <tr><td>3</td><td>所管事務に関する関係機関に対する情報提供、報告、通報の実施に関すること。</td></tr> <tr><td>4</td><td>所管事務に関する関係機関との連絡調整に関すること。</td></tr> <tr><td>5</td><td>関係する各部各班との連絡調整に関すること。</td></tr> <tr><td>6</td><td>所掌事務に係る各部各班に対する事務の実施についての指示及び進捗状況の把握に関すること。</td></tr> <tr><td>7</td><td>その他事務局長の命ずること。</td></tr> </table> <p>ウ 事務局特定事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="1623 919 2807 1885"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>事 務 分 掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策の基本方針及び総合災害対策計画の企画に関すること。 2 災害応急対策の把握及び総合調整に関すること。 3 本部の予算に関すること。 4 本部員会議の運営及び記録に関すること。 5 本部長の補佐に関すること。 6 事務局各班の連絡調整及び事務局会議に関すること。 7 地方対策本部及び現地対策本部に関すること。 8 災害救助法（市町村への事務委任手続きを含む。）の適用に関すること。 9 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 10 緊急消防援助隊の要請に関すること。 11 国及び他都道府県に対する応援要請に関すること。 12 プロジェクトチームの設置に関すること。 13 その他の災害対策に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>広域応援・避難班</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 国及び他都道府県に対する連絡調整に関すること。 2 救助部隊の調整に関すること。 3 防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 各機関のヘリコプターの運航調整に関すること。 5 国現地災害対策本部との調整に関すること。 6 応急救助（被災者の捜索・救助、死体の検索）に関すること。 7 市町村が行う住民避難の支援に関すること。 8 被災住民の避難（避難時の食料等の供与及び医療の提供等を除く。）に関すること。 9 避難所の開設、運営及び避難所における通信設備の確保に関すること。 10 避難路及び緊急輸送路等の確保に関すること。 11 避難手段及び輸送手段の確保(緊急通行車両の申請手続きを含む。)に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	1	事務局各班の業務計画の作成に関すること。	2	行動記録の作成に関すること。	3	所管事務に関する関係機関に対する情報提供、報告、通報の実施に関すること。	4	所管事務に関する関係機関との連絡調整に関すること。	5	関係する各部各班との連絡調整に関すること。	6	所掌事務に係る各部各班に対する事務の実施についての指示及び進捗状況の把握に関すること。	7	その他事務局長の命ずること。	班 名	事 務 分 掌	総括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策の基本方針及び総合災害対策計画の企画に関すること。 2 災害応急対策の把握及び総合調整に関すること。 3 本部の予算に関すること。 4 本部員会議の運営及び記録に関すること。 5 本部長の補佐に関すること。 6 事務局各班の連絡調整及び事務局会議に関すること。 7 地方対策本部及び現地対策本部に関すること。 8 災害救助法（市町村への事務委任手続きを含む。）の適用に関すること。 9 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 10 緊急消防援助隊の要請に関すること。 11 国及び他都道府県に対する応援要請に関すること。 12 プロジェクトチームの設置に関すること。 13 その他の災害対策に関すること。 	広域応援・避難班	<ol style="list-style-type: none"> 1 国及び他都道府県に対する連絡調整に関すること。 2 救助部隊の調整に関すること。 3 防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 各機関のヘリコプターの運航調整に関すること。 5 国現地災害対策本部との調整に関すること。 6 応急救助（被災者の捜索・救助、死体の検索）に関すること。 7 市町村が行う住民避難の支援に関すること。 8 被災住民の避難（避難時の食料等の供与及び医療の提供等を除く。）に関すること。 9 避難所の開設、運営及び避難所における通信設備の確保に関すること。 10 避難路及び緊急輸送路等の確保に関すること。 11 避難手段及び輸送手段の確保(緊急通行車両の申請手続きを含む。)に関すること。
1	事務局各班の業務計画の作成に関すること。																																										
2	行動記録の作成に関すること。																																										
3	所管事務に関する関係機関に対する情報提供、報告、通報の実施に関すること。																																										
4	所管事務に関する関係機関との連絡調整に関すること。																																										
5	関係する各部各班との連絡調整に関すること。																																										
6	所掌事務に係る各部各班に対する事務の実施についての指示及び進捗状況の把握に関すること。																																										
7	その他事務局長の命ずること。																																										
班 名	事 務 分 掌																																										
総括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策の基本方針及び総合災害対策計画の企画に関すること。 2 災害応急対策の把握及び総合調整に関すること。 3 本部の予算に関すること。 4 本部員会議の運営及び記録に関すること。 5 本部長の補佐に関すること。 6 事務局各班の連絡調整及び事務局会議に関すること。 7 地方対策本部及び現地対策本部に関すること。 8 災害救助法（市町村への事務委任手続きを含む。）の適用に関すること。 9 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 10 緊急消防援助隊の要請に関すること。 11 国及び他都道府県に対する応援要請に関すること。 12 プロジェクトチームの設置に関すること。 13 その他の災害対策に関すること。 																																										
広域応援・避難班	<ol style="list-style-type: none"> 1 国及び他都道府県に対する連絡調整に関すること。 2 救助部隊の調整に関すること。 3 防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 各機関のヘリコプターの運航調整に関すること。 5 国現地災害対策本部との調整に関すること。 6 応急救助（被災者の捜索・救助、死体の検索）に関すること。 7 市町村が行う住民避難の支援に関すること。 8 被災住民の避難（避難時の食料等の供与及び医療の提供等を除く。）に関すること。 9 避難所の開設、運営及び避難所における通信設備の確保に関すること。 10 避難路及び緊急輸送路等の確保に関すること。 11 避難手段及び輸送手段の確保(緊急通行車両の申請手続きを含む。)に関すること。 																																										
1	事務局各班の業務計画の作成に関すること。																																										
2	行動記録の作成に関すること。																																										
3	所管事務に関する関係機関に対する情報提供、報告、通報の実施に関すること。																																										
4	所管事務に関する関係機関との連絡調整に関すること。																																										
5	関係する各部各班との連絡調整に関すること。																																										
6	所掌事務に係る各部各班に対する事務の実施についての指示及び進捗状況の把握に関すること。																																										
7	その他事務局長の命ずること。																																										
班 名	事 務 分 掌																																										
総括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策の基本方針及び総合災害対策計画の企画に関すること。 2 災害応急対策の把握及び総合調整に関すること。 3 本部の予算に関すること。 4 本部員会議の運営及び記録に関すること。 5 本部長の補佐に関すること。 6 事務局各班の連絡調整及び事務局会議に関すること。 7 地方対策本部及び現地対策本部に関すること。 8 災害救助法（市町村への事務委任手続きを含む。）の適用に関すること。 9 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 10 緊急消防援助隊の要請に関すること。 11 国及び他都道府県に対する応援要請に関すること。 12 プロジェクトチームの設置に関すること。 13 その他の災害対策に関すること。 																																										
広域応援・避難班	<ol style="list-style-type: none"> 1 国及び他都道府県に対する連絡調整に関すること。 2 救助部隊の調整に関すること。 3 防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 各機関のヘリコプターの運航調整に関すること。 5 国現地災害対策本部との調整に関すること。 6 応急救助（被災者の捜索・救助、死体の検索）に関すること。 7 市町村が行う住民避難の支援に関すること。 8 被災住民の避難（避難時の食料等の供与及び医療の提供等を除く。）に関すること。 9 避難所の開設、運営及び避難所における通信設備の確保に関すること。 10 避難路及び緊急輸送路等の確保に関すること。 11 避難手段及び輸送手段の確保(緊急通行車両の申請手続きを含む。)に関すること。 																																										

頁	現 行	修正理由	修 正 案																												
40	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="210 289 371 464">広域応援・避難班</td> <td data-bbox="371 289 1397 464"> 12 県外避難を含む広域避難対策（7から11までに掲げる事務）に関する事。 13 役場機能の移転に関する事。 14 社会秩序の維持及び安全の確保（立入制限地域の設定及び危険物質の除去等を含む。）に関する事。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 464 371 884">情報班</td> <td data-bbox="371 464 1397 884"> 1 被害情報の収集及び集計に関する事。 2 生活情報（ライフラインの被害及び復旧状況等む。）の収集に関する事。 3 道路被害及び交通規制状況（位置情報含む。）の収集に関する事。 4 被災地支援情報（ボランティア活動等を含む。）の収集に関する事。 5 市町村、消防本部その他の防災関係機関の応急活動の把握に関する事。 6 各班及び地方対策本部等への情報提供に関する事。 7 防災関係機関等に対する情報提供に関する事。 8 隣接各県の災害対策本部設置状況及び被害状況の取りまとめに関する事。 9 発災時以降における県民等からの被害情報、安否情報、ボランティア活動等の問い合わせへの対応に関する事。 10 情報及び記録の整理及び保存に関する事。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 884 371 1024">通信班</td> <td data-bbox="371 884 1397 1024"> 1 防災行政無線の管理統制に関する事。 2 気象情報等の收受及び通報に関する事。 3 通信・連絡体制の確保に関する事。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1024 371 1165">広報班</td> <td data-bbox="371 1024 1397 1165"> 1 災害に関する広報、報道機関の取材対応等に関する事。 2 災害用ホームページの開設に関する事。 3 消費者保護対策及び物価対策に係る情報提供に関する事。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1165 371 1285">渉外班</td> <td data-bbox="371 1165 1397 1285"> 1 政府及び国会に対する要望書等の作成に関する事。 2 政府及び国会の視察団の対応に関する事。 3 激甚災害法の各部調整に関する事。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1285 371 1644">活動支援班</td> <td data-bbox="371 1285 1397 1644"> 1 県災害対策本部の庶務に関する事。 2 対策本部室等の確保及び設置に関する事。 3 災害対応要員の確保及び勤務ローテーションに関する事。 4 国、他県等からの応援職員の取りまとめに関する事。 5 災害対応職員、県有管理職員及び県有管理施設の安全の確保に関する事。 6 災害対応要員の食料等及び宿泊先の確保に関する事。 7 県有車両の運用に関する事（土木作業用車両を除く。）。 8 事務用品、備品の管理・補給に関する事。 9 県職員等及び県管理施設の被害の集計等に関する事。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1644 371 1854">救援班</td> <td data-bbox="371 1644 1397 1854"> 1 応急救助（医療等の提供、埋葬・火葬、死体の処理等）の実施に関する事。 2 医療情報の防災関係機関及び医療関係機関への提供に関する事。 3 医療及び医薬品の確保に関する事。 4 医療救護班（所）の編成及び設置（支援）に関する事。 5 保健衛生の確保に関する事。 </td> </tr> </table>	広域応援・避難班	12 県外避難を含む広域避難対策（7から11までに掲げる事務）に関する事。 13 役場機能の移転に関する事。 14 社会秩序の維持及び安全の確保（立入制限地域の設定及び危険物質の除去等を含む。）に関する事。	情報班	1 被害情報の収集及び集計に関する事。 2 生活情報（ライフラインの被害及び復旧状況等む。）の収集に関する事。 3 道路被害及び交通規制状況（位置情報含む。）の収集に関する事。 4 被災地支援情報（ボランティア活動等を含む。）の収集に関する事。 5 市町村、消防本部その他の防災関係機関の応急活動の把握に関する事。 6 各班及び地方対策本部等への情報提供に関する事。 7 防災関係機関等に対する情報提供に関する事。 8 隣接各県の災害対策本部設置状況及び被害状況の取りまとめに関する事。 9 発災時以降における県民等からの被害情報、安否情報、ボランティア活動等の問い合わせへの対応に関する事。 10 情報及び記録の整理及び保存に関する事。	通信班	1 防災行政無線の管理統制に関する事。 2 気象情報等の收受及び通報に関する事。 3 通信・連絡体制の確保に関する事。	広報班	1 災害に関する広報、報道機関の取材対応等に関する事。 2 災害用ホームページの開設に関する事。 3 消費者保護対策及び物価対策に係る情報提供に関する事。	渉外班	1 政府及び国会に対する要望書等の作成に関する事。 2 政府及び国会の視察団の対応に関する事。 3 激甚災害法の各部調整に関する事。	活動支援班	1 県災害対策本部の庶務に関する事。 2 対策本部室等の確保及び設置に関する事。 3 災害対応要員の確保及び勤務ローテーションに関する事。 4 国、他県等からの応援職員の取りまとめに関する事。 5 災害対応職員、県有管理職員及び県有管理施設の安全の確保に関する事。 6 災害対応要員の食料等及び宿泊先の確保に関する事。 7 県有車両の運用に関する事（土木作業用車両を除く。）。 8 事務用品、備品の管理・補給に関する事。 9 県職員等及び県管理施設の被害の集計等に関する事。	救援班	1 応急救助（医療等の提供、埋葬・火葬、死体の処理等）の実施に関する事。 2 医療情報の防災関係機関及び医療関係機関への提供に関する事。 3 医療及び医薬品の確保に関する事。 4 医療救護班（所）の編成及び設置（支援）に関する事。 5 保健衛生の確保に関する事。		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1623 289 1783 464">広域応援・避難班</td> <td data-bbox="1783 289 2810 464"> 12 県外避難を含む広域避難対策（7から11までに掲げる事務）に関する事。 13 役場機能の移転に関する事。 14 社会秩序の維持及び安全の確保（立入制限地域の設定及び危険物質の除去等を含む。）に関する事。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1623 464 1783 877">情報班</td> <td data-bbox="1783 464 2810 877"> 1 被害情報の収集及び集計に関する事。 2 生活情報（ライフラインの被害及び復旧状況等む。）の収集に関する事。 3 道路被害及び交通規制状況（位置情報含む。）の収集に関する事。 4 被災地支援情報（ボランティア活動等を含む。）の収集に関する事。 5 市町村、消防本部その他の防災関係機関の応急活動の把握に関する事。 6 各班及び地方対策本部等への情報提供に関する事。 7 防災関係機関等に対する情報提供に関する事。 8 隣接各県の災害対策本部設置状況及び被害状況の取りまとめに関する事。 9 発災時以降における県民等からの被害情報、安否情報、ボランティア活動等の問い合わせへの対応に関する事。 10 情報及び記録の整理及び保存に関する事。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1623 877 1783 1018">通信班</td> <td data-bbox="1783 877 2810 1018"> 1 防災行政無線の管理統制に関する事。 2 気象情報等の收受及び通報に関する事。 3 通信・連絡体制の確保に関する事。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1623 1018 1783 1159">広報班</td> <td data-bbox="1783 1018 2810 1159"> 1 災害に関する広報、報道機関の取材対応等に関する事。 2 災害用ホームページの開設に関する事。 3 消費者保護対策及び物価対策に係る情報提供に関する事。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1623 1159 1783 1278">渉外班</td> <td data-bbox="1783 1159 2810 1278"> 1 政府及び国会に対する要望書等の作成に関する事。 2 政府及び国会の視察団の対応に関する事。 3 激甚災害法の各部調整に関する事。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1623 1278 1783 1638">活動支援班</td> <td data-bbox="1783 1278 2810 1638"> 1 県災害対策本部の庶務に関する事。 2 対策本部室等の確保及び設置に関する事。 3 災害対応要員の確保及び勤務ローテーションに関する事。 4 国、他県等からの応援職員の取りまとめに関する事。 5 災害対応職員、県有管理職員及び県有管理施設の安全の確保に関する事。 6 災害対応要員の食料等及び宿泊先の確保に関する事。 7 県有車両の運用に関する事（土木作業用車両を除く。）。 8 事務用品、備品の管理・補給に関する事。 9 県職員等及び県管理施設の被害の集計等に関する事。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1623 1638 1783 1848">救援班</td> <td data-bbox="1783 1638 2810 1848"> 1 応急救助（医療等の提供、埋葬・火葬、死体の処理等）の実施に関する事。 2 医療情報の防災関係機関及び医療関係機関への提供に関する事。 3 医療及び医薬品の確保に関する事。 4 医療救護班（所）の編成及び設置（支援）に関する事。 5 保健衛生の確保に関する事。 </td> </tr> </table>	広域応援・避難班	12 県外避難を含む広域避難対策（7から11までに掲げる事務）に関する事。 13 役場機能の移転に関する事。 14 社会秩序の維持及び安全の確保（立入制限地域の設定及び危険物質の除去等を含む。）に関する事。	情報班	1 被害情報の収集及び集計に関する事。 2 生活情報（ライフラインの被害及び復旧状況等む。）の収集に関する事。 3 道路被害及び交通規制状況（位置情報含む。）の収集に関する事。 4 被災地支援情報（ボランティア活動等を含む。）の収集に関する事。 5 市町村、消防本部その他の防災関係機関の応急活動の把握に関する事。 6 各班及び地方対策本部等への情報提供に関する事。 7 防災関係機関等に対する情報提供に関する事。 8 隣接各県の災害対策本部設置状況及び被害状況の取りまとめに関する事。 9 発災時以降における県民等からの被害情報、安否情報、ボランティア活動等の問い合わせへの対応に関する事。 10 情報及び記録の整理及び保存に関する事。	通信班	1 防災行政無線の管理統制に関する事。 2 気象情報等の收受及び通報に関する事。 3 通信・連絡体制の確保に関する事。	広報班	1 災害に関する広報、報道機関の取材対応等に関する事。 2 災害用ホームページの開設に関する事。 3 消費者保護対策及び物価対策に係る情報提供に関する事。	渉外班	1 政府及び国会に対する要望書等の作成に関する事。 2 政府及び国会の視察団の対応に関する事。 3 激甚災害法の各部調整に関する事。	活動支援班	1 県災害対策本部の庶務に関する事。 2 対策本部室等の確保及び設置に関する事。 3 災害対応要員の確保及び勤務ローテーションに関する事。 4 国、他県等からの応援職員の取りまとめに関する事。 5 災害対応職員、県有管理職員及び県有管理施設の安全の確保に関する事。 6 災害対応要員の食料等及び宿泊先の確保に関する事。 7 県有車両の運用に関する事（土木作業用車両を除く。）。 8 事務用品、備品の管理・補給に関する事。 9 県職員等及び県管理施設の被害の集計等に関する事。	救援班	1 応急救助（医療等の提供、埋葬・火葬、死体の処理等）の実施に関する事。 2 医療情報の防災関係機関及び医療関係機関への提供に関する事。 3 医療及び医薬品の確保に関する事。 4 医療救護班（所）の編成及び設置（支援）に関する事。 5 保健衛生の確保に関する事。
広域応援・避難班	12 県外避難を含む広域避難対策（7から11までに掲げる事務）に関する事。 13 役場機能の移転に関する事。 14 社会秩序の維持及び安全の確保（立入制限地域の設定及び危険物質の除去等を含む。）に関する事。																														
情報班	1 被害情報の収集及び集計に関する事。 2 生活情報（ライフラインの被害及び復旧状況等む。）の収集に関する事。 3 道路被害及び交通規制状況（位置情報含む。）の収集に関する事。 4 被災地支援情報（ボランティア活動等を含む。）の収集に関する事。 5 市町村、消防本部その他の防災関係機関の応急活動の把握に関する事。 6 各班及び地方対策本部等への情報提供に関する事。 7 防災関係機関等に対する情報提供に関する事。 8 隣接各県の災害対策本部設置状況及び被害状況の取りまとめに関する事。 9 発災時以降における県民等からの被害情報、安否情報、ボランティア活動等の問い合わせへの対応に関する事。 10 情報及び記録の整理及び保存に関する事。																														
通信班	1 防災行政無線の管理統制に関する事。 2 気象情報等の收受及び通報に関する事。 3 通信・連絡体制の確保に関する事。																														
広報班	1 災害に関する広報、報道機関の取材対応等に関する事。 2 災害用ホームページの開設に関する事。 3 消費者保護対策及び物価対策に係る情報提供に関する事。																														
渉外班	1 政府及び国会に対する要望書等の作成に関する事。 2 政府及び国会の視察団の対応に関する事。 3 激甚災害法の各部調整に関する事。																														
活動支援班	1 県災害対策本部の庶務に関する事。 2 対策本部室等の確保及び設置に関する事。 3 災害対応要員の確保及び勤務ローテーションに関する事。 4 国、他県等からの応援職員の取りまとめに関する事。 5 災害対応職員、県有管理職員及び県有管理施設の安全の確保に関する事。 6 災害対応要員の食料等及び宿泊先の確保に関する事。 7 県有車両の運用に関する事（土木作業用車両を除く。）。 8 事務用品、備品の管理・補給に関する事。 9 県職員等及び県管理施設の被害の集計等に関する事。																														
救援班	1 応急救助（医療等の提供、埋葬・火葬、死体の処理等）の実施に関する事。 2 医療情報の防災関係機関及び医療関係機関への提供に関する事。 3 医療及び医薬品の確保に関する事。 4 医療救護班（所）の編成及び設置（支援）に関する事。 5 保健衛生の確保に関する事。																														
広域応援・避難班	12 県外避難を含む広域避難対策（7から11までに掲げる事務）に関する事。 13 役場機能の移転に関する事。 14 社会秩序の維持及び安全の確保（立入制限地域の設定及び危険物質の除去等を含む。）に関する事。																														
情報班	1 被害情報の収集及び集計に関する事。 2 生活情報（ライフラインの被害及び復旧状況等む。）の収集に関する事。 3 道路被害及び交通規制状況（位置情報含む。）の収集に関する事。 4 被災地支援情報（ボランティア活動等を含む。）の収集に関する事。 5 市町村、消防本部その他の防災関係機関の応急活動の把握に関する事。 6 各班及び地方対策本部等への情報提供に関する事。 7 防災関係機関等に対する情報提供に関する事。 8 隣接各県の災害対策本部設置状況及び被害状況の取りまとめに関する事。 9 発災時以降における県民等からの被害情報、安否情報、ボランティア活動等の問い合わせへの対応に関する事。 10 情報及び記録の整理及び保存に関する事。																														
通信班	1 防災行政無線の管理統制に関する事。 2 気象情報等の收受及び通報に関する事。 3 通信・連絡体制の確保に関する事。																														
広報班	1 災害に関する広報、報道機関の取材対応等に関する事。 2 災害用ホームページの開設に関する事。 3 消費者保護対策及び物価対策に係る情報提供に関する事。																														
渉外班	1 政府及び国会に対する要望書等の作成に関する事。 2 政府及び国会の視察団の対応に関する事。 3 激甚災害法の各部調整に関する事。																														
活動支援班	1 県災害対策本部の庶務に関する事。 2 対策本部室等の確保及び設置に関する事。 3 災害対応要員の確保及び勤務ローテーションに関する事。 4 国、他県等からの応援職員の取りまとめに関する事。 5 災害対応職員、県有管理職員及び県有管理施設の安全の確保に関する事。 6 災害対応要員の食料等及び宿泊先の確保に関する事。 7 県有車両の運用に関する事（土木作業用車両を除く。）。 8 事務用品、備品の管理・補給に関する事。 9 県職員等及び県管理施設の被害の集計等に関する事。																														
救援班	1 応急救助（医療等の提供、埋葬・火葬、死体の処理等）の実施に関する事。 2 医療情報の防災関係機関及び医療関係機関への提供に関する事。 3 医療及び医薬品の確保に関する事。 4 医療救護班（所）の編成及び設置（支援）に関する事。 5 保健衛生の確保に関する事。																														

福島県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修正理由	修 正 案																
41	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="210 296 371 569">救援班</td> <td data-bbox="371 296 1397 569"> 6 災害時要援護者対策（避難対策を含む。）に関する事。※ 7 被災住宅の応急修理等に関する事。 8 借上げ住宅に関する事（制度構築等）。 9 ライフラインの確保に関する事。 10 廃棄物の処理に関する事。 11 動物（ペットに限る。）救援対策に関する事。 ※ 災害時要援護者の避難対策については、広域応援・避難班と協議を要する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 569 371 709">物資班</td> <td data-bbox="371 569 1397 709"> 1 応急救助（食品、生活必需品）の実施に関する事。 2 食品、生活必需品等の確保に関する事。 3 支援物資、寄付物資の受入及び搬送に関する事。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 709 371 1024">原子力班</td> <td data-bbox="371 709 1397 1024"> 1 緊急時モニタリングに関する事。 2 原子力発電所の被害状況に関する事。 3 原子力災害対策特別措置法に基づく通報連絡に関する事。 4 各班及び現地災害対策本部等への情報提供（原子力発電所の被害状況、原災法に基づく通報連絡）に関する事。 5 防災関係機関等への情報提供（原子力発電所の被害状況、原災法に基づく通報連絡）に関する事。 6 屋内退避及び避難の指示に関する事。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 1024 371 1094">警察班</td> <td data-bbox="371 1024 1397 1094"> 1 県警災害警備本部との連絡調整に関する事。 </td> </tr> </table>	救援班	6 災害時要援護者対策（避難対策を含む。）に関する事。※ 7 被災住宅の応急修理等に関する事。 8 借上げ住宅に関する事（制度構築等）。 9 ライフラインの確保に関する事。 10 廃棄物の処理に関する事。 11 動物（ペットに限る。）救援対策に関する事。 ※ 災害時要援護者の避難対策については、広域応援・避難班と協議を要する。	物資班	1 応急救助（食品、生活必需品）の実施に関する事。 2 食品、生活必需品等の確保に関する事。 3 支援物資、寄付物資の受入及び搬送に関する事。	原子力班	1 緊急時モニタリングに関する事。 2 原子力発電所の被害状況に関する事。 3 原子力災害対策特別措置法に基づく通報連絡に関する事。 4 各班及び現地災害対策本部等への情報提供（原子力発電所の被害状況、原災法に基づく通報連絡）に関する事。 5 防災関係機関等への情報提供（原子力発電所の被害状況、原災法に基づく通報連絡）に関する事。 6 屋内退避及び避難の指示に関する事。	警察班	1 県警災害警備本部との連絡調整に関する事。		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1623 296 1783 569">救援班</td> <td data-bbox="1783 296 2810 569"> 6 災害時要援護者対策（避難対策を含む。）に関する事。※ 7 被災住宅の応急修理等に関する事。 8 借上げ住宅に関する事（制度構築等）。 9 ライフラインの確保に関する事。 10 廃棄物の処理に関する事。 11 動物（ペットに限る。）救援対策に関する事。 ※ 災害時要援護者の避難対策については、広域応援・避難班と協議を要する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1623 569 1783 709">物資班</td> <td data-bbox="1783 569 2810 709"> 1 応急救助（食品、生活必需品）の実施に関する事。 2 食品、生活必需品等の確保に関する事。 3 支援物資、寄付物資の受入及び搬送に関する事。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1623 709 1783 1024">原子力班</td> <td data-bbox="1783 709 2810 1024"> 1 緊急時モニタリングに関する事。 2 原子力発電所の被害状況に関する事。 3 原子力災害対策特別措置法に基づく通報連絡に関する事。 4 各班及び現地災害対策本部等への情報提供（原子力発電所の被害状況、原災法に基づく通報連絡）に関する事。 5 防災関係機関等への情報提供（原子力発電所の被害状況、原災法に基づく通報連絡）に関する事。 6 屋内退避及び避難の指示に関する事。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1623 1024 1783 1094">警察班</td> <td data-bbox="1783 1024 2810 1094"> 1 県警災害警備本部との連絡調整に関する事。 </td> </tr> </table>	救援班	6 災害時要援護者対策（避難対策を含む。）に関する事。※ 7 被災住宅の応急修理等に関する事。 8 借上げ住宅に関する事（制度構築等）。 9 ライフラインの確保に関する事。 10 廃棄物の処理に関する事。 11 動物（ペットに限る。）救援対策に関する事。 ※ 災害時要援護者の避難対策については、広域応援・避難班と協議を要する。	物資班	1 応急救助（食品、生活必需品）の実施に関する事。 2 食品、生活必需品等の確保に関する事。 3 支援物資、寄付物資の受入及び搬送に関する事。	原子力班	1 緊急時モニタリングに関する事。 2 原子力発電所の被害状況に関する事。 3 原子力災害対策特別措置法に基づく通報連絡に関する事。 4 各班及び現地災害対策本部等への情報提供（原子力発電所の被害状況、原災法に基づく通報連絡）に関する事。 5 防災関係機関等への情報提供（原子力発電所の被害状況、原災法に基づく通報連絡）に関する事。 6 屋内退避及び避難の指示に関する事。	警察班	1 県警災害警備本部との連絡調整に関する事。
救援班	6 災害時要援護者対策（避難対策を含む。）に関する事。※ 7 被災住宅の応急修理等に関する事。 8 借上げ住宅に関する事（制度構築等）。 9 ライフラインの確保に関する事。 10 廃棄物の処理に関する事。 11 動物（ペットに限る。）救援対策に関する事。 ※ 災害時要援護者の避難対策については、広域応援・避難班と協議を要する。																		
物資班	1 応急救助（食品、生活必需品）の実施に関する事。 2 食品、生活必需品等の確保に関する事。 3 支援物資、寄付物資の受入及び搬送に関する事。																		
原子力班	1 緊急時モニタリングに関する事。 2 原子力発電所の被害状況に関する事。 3 原子力災害対策特別措置法に基づく通報連絡に関する事。 4 各班及び現地災害対策本部等への情報提供（原子力発電所の被害状況、原災法に基づく通報連絡）に関する事。 5 防災関係機関等への情報提供（原子力発電所の被害状況、原災法に基づく通報連絡）に関する事。 6 屋内退避及び避難の指示に関する事。																		
警察班	1 県警災害警備本部との連絡調整に関する事。																		
救援班	6 災害時要援護者対策（避難対策を含む。）に関する事。※ 7 被災住宅の応急修理等に関する事。 8 借上げ住宅に関する事（制度構築等）。 9 ライフラインの確保に関する事。 10 廃棄物の処理に関する事。 11 動物（ペットに限る。）救援対策に関する事。 ※ 災害時要援護者の避難対策については、広域応援・避難班と協議を要する。																		
物資班	1 応急救助（食品、生活必需品）の実施に関する事。 2 食品、生活必需品等の確保に関する事。 3 支援物資、寄付物資の受入及び搬送に関する事。																		
原子力班	1 緊急時モニタリングに関する事。 2 原子力発電所の被害状況に関する事。 3 原子力災害対策特別措置法に基づく通報連絡に関する事。 4 各班及び現地災害対策本部等への情報提供（原子力発電所の被害状況、原災法に基づく通報連絡）に関する事。 5 防災関係機関等への情報提供（原子力発電所の被害状況、原災法に基づく通報連絡）に関する事。 6 屋内退避及び避難の指示に関する事。																		
警察班	1 県警災害警備本部との連絡調整に関する事。																		

頁	現 行	修正理由	修 正 案																																																																																																				
42	<p>エ 県災害対策本部部・班組織共通事務分掌</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所属職員及び家族の被害状況の把握に関する事。 2 管理する施設、備品の被害状況の把握に関する事。 3 関係する各部各班に対する業務予定及び業務報告の提出に関する事。 4 所掌事務に係る関係部署・機関との連絡調整に関する事。 5 班内の対応要員の確保及びローテーションに関する事。 6 事務局各班から要請があった場合における対応要員の派遣に関する事。 7 所掌事務に係る応急復旧計画の作成及び実行に関する事。 8 公用令書の発行及びこれに伴う損失の補償に関する事。 <p>オ 県災害対策本部部・班組織特定事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="219 642 1389 1797"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班 名</th> <th>事 務 分 掌</th> <th>担当事務局班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">知事直轄部</td> <td rowspan="7">知事公室班</td> <td>1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。</td> <td>総括班</td> </tr> <tr> <td>2 災害にかかる広聴及び県民の苦情、相談等の県庁内（以下「庁内」という。）調整に関する事（臨時災害相談所への派遣を含む。）</td> <td>情報班</td> </tr> <tr> <td>3 放送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び報道協力依頼に関する事。</td> <td rowspan="5">広報班</td> </tr> <tr> <td>4 広報活動その他広報に関する事。</td> </tr> <tr> <td>5 インターネットを利用した災害情報の提供に関する事。</td> </tr> <tr> <td>6 災害写真の撮影、収集及び記録並びに国及び関係機関への広報等に関する事。</td> </tr> <tr> <td>7 プレスルームの運営に関する事。</td> </tr> <tr> <td>総合安全管理部</td> <td>総合安全管理室班</td> <td>1 危機管理における庁内調整に関する事。</td> <td>総括班</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">総務部</td> <td rowspan="3">財務班</td> <td>1 部内各班の連絡調整に関する事。</td> <td rowspan="2">総括班</td> </tr> <tr> <td>2 災害応急対策費の予算措置に関する事。</td> </tr> <tr> <td>3 県議会との連絡に関する事。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">人事班</td> <td>4 県税の減免及び猶予措置に関する事。</td> <td rowspan="4">活動支援班</td> </tr> <tr> <td>5 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。</td> </tr> <tr> <td>6 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事。</td> </tr> <tr> <td>7 部内他班の所掌に属しない事務に関する事。</td> <td>関係班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人事班</td> <td>1 災害時における職員の動員に関する事。</td> <td rowspan="2">活動支援班</td> </tr> <tr> <td>2 職員の非常招集に関する事。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人事班</td> <td>3 対応要員の確保及びローテーションに係る庁内調整に関する事。</td> <td rowspan="2">活動支援班</td> </tr> <tr> <td>4 被災地の職員の福利厚生に関する事。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人事班</td> <td>5 被災職員（家族も含む。）の集計等に関する事。</td> <td rowspan="2">活動支援班</td> </tr> <tr> <td>6 対応要員の安全確保に関する事。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人事班</td> <td>7 都道府県等に対する職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請に関する事。</td> <td>広域応援・避難班</td> </tr> <tr> <td>8 借上げ避難所等に関する事（共済組合施設に限る。）</td> <td>広域応援・避難班</td> </tr> </tbody> </table>	部	班 名	事 務 分 掌	担当事務局班	知事直轄部	知事公室班	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。	総括班	2 災害にかかる広聴及び県民の苦情、相談等の県庁内（以下「庁内」という。）調整に関する事（臨時災害相談所への派遣を含む。）	情報班	3 放送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び報道協力依頼に関する事。	広報班	4 広報活動その他広報に関する事。	5 インターネットを利用した災害情報の提供に関する事。	6 災害写真の撮影、収集及び記録並びに国及び関係機関への広報等に関する事。	7 プレスルームの運営に関する事。	総合安全管理部	総合安全管理室班	1 危機管理における庁内調整に関する事。	総括班	総務部	財務班	1 部内各班の連絡調整に関する事。	総括班	2 災害応急対策費の予算措置に関する事。	3 県議会との連絡に関する事。	人事班	4 県税の減免及び猶予措置に関する事。	活動支援班	5 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。	6 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事。	7 部内他班の所掌に属しない事務に関する事。	関係班	人事班	1 災害時における職員の動員に関する事。	活動支援班	2 職員の非常招集に関する事。	人事班	3 対応要員の確保及びローテーションに係る庁内調整に関する事。	活動支援班	4 被災地の職員の福利厚生に関する事。	人事班	5 被災職員（家族も含む。）の集計等に関する事。	活動支援班	6 対応要員の安全確保に関する事。	人事班	7 都道府県等に対する職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請に関する事。	広域応援・避難班	8 借上げ避難所等に関する事（共済組合施設に限る。）	広域応援・避難班		<p>エ 県災害対策本部部・班組織共通事務分掌</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所属職員及び家族の被害状況の把握に関する事。 2 管理する施設、備品の被害状況の把握に関する事。 3 関係する各部各班に対する業務予定及び業務報告の提出に関する事。 4 所掌事務に係る関係部署・機関との連絡調整に関する事。 5 班内の対応要員の確保及びローテーションに関する事。 6 事務局各班から要請があった場合における対応要員の派遣に関する事。 7 所掌事務に係る応急復旧計画の作成及び実行に関する事。 8 公用令書の発行及びこれに伴う損失の補償に関する事。 <p>オ 県災害対策本部部・班組織特定事務分掌</p> <table border="1" data-bbox="1626 642 2795 1797"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班 名</th> <th>事 務 分 掌</th> <th>担当事務局班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">知事直轄部</td> <td rowspan="7">知事公室班</td> <td>1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。</td> <td>総括班</td> </tr> <tr> <td>2 災害にかかる広聴及び県民の苦情、相談等の県庁内（以下「庁内」という。）調整に関する事（臨時災害相談所への派遣を含む。）</td> <td>情報班</td> </tr> <tr> <td>3 放送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び報道協力依頼に関する事。</td> <td rowspan="5">広報班</td> </tr> <tr> <td>4 広報活動その他広報に関する事。</td> </tr> <tr> <td>5 インターネットを利用した災害情報の提供に関する事。</td> </tr> <tr> <td>6 災害写真の撮影、収集及び記録並びに国及び関係機関への広報等に関する事。</td> </tr> <tr> <td>7 プレスルームの運営に関する事。</td> </tr> <tr> <td>総合安全管理部</td> <td>総合安全管理室班</td> <td>1 危機管理における庁内調整に関する事。</td> <td>総括班</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">総務部</td> <td rowspan="3">財務班</td> <td>1 部内各班の連絡調整に関する事。</td> <td rowspan="2">総括班</td> </tr> <tr> <td>2 災害応急対策費の予算措置に関する事。</td> </tr> <tr> <td>3 県議会との連絡に関する事。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">人事班</td> <td>4 県税の減免及び猶予措置に関する事。</td> <td rowspan="4">活動支援班</td> </tr> <tr> <td>5 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。</td> </tr> <tr> <td>6 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事。</td> </tr> <tr> <td>7 部内他班の所掌に属しない事務に関する事。</td> <td>関係班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人事班</td> <td>1 災害時における職員の動員に関する事。</td> <td rowspan="2">活動支援班</td> </tr> <tr> <td>2 職員の非常招集に関する事。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人事班</td> <td>3 対応要員の確保及びローテーションに係る庁内調整に関する事。</td> <td rowspan="2">活動支援班</td> </tr> <tr> <td>4 被災地の職員の福利厚生に関する事。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人事班</td> <td>5 被災職員（家族も含む。）の集計等に関する事。</td> <td rowspan="2">活動支援班</td> </tr> <tr> <td>6 対応要員の安全確保に関する事。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人事班</td> <td>7 都道府県等に対する職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請に関する事。</td> <td>広域応援・避難班</td> </tr> <tr> <td>8 借上げ避難所等に関する事（共済組合施設に限る。）</td> <td>広域応援・避難班</td> </tr> </tbody> </table>	部	班 名	事 務 分 掌	担当事務局班	知事直轄部	知事公室班	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。	総括班	2 災害にかかる広聴及び県民の苦情、相談等の県庁内（以下「庁内」という。）調整に関する事（臨時災害相談所への派遣を含む。）	情報班	3 放送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び報道協力依頼に関する事。	広報班	4 広報活動その他広報に関する事。	5 インターネットを利用した災害情報の提供に関する事。	6 災害写真の撮影、収集及び記録並びに国及び関係機関への広報等に関する事。	7 プレスルームの運営に関する事。	総合安全管理部	総合安全管理室班	1 危機管理における庁内調整に関する事。	総括班	総務部	財務班	1 部内各班の連絡調整に関する事。	総括班	2 災害応急対策費の予算措置に関する事。	3 県議会との連絡に関する事。	人事班	4 県税の減免及び猶予措置に関する事。	活動支援班	5 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。	6 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事。	7 部内他班の所掌に属しない事務に関する事。	関係班	人事班	1 災害時における職員の動員に関する事。	活動支援班	2 職員の非常招集に関する事。	人事班	3 対応要員の確保及びローテーションに係る庁内調整に関する事。	活動支援班	4 被災地の職員の福利厚生に関する事。	人事班	5 被災職員（家族も含む。）の集計等に関する事。	活動支援班	6 対応要員の安全確保に関する事。	人事班	7 都道府県等に対する職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請に関する事。	広域応援・避難班	8 借上げ避難所等に関する事（共済組合施設に限る。）	広域応援・避難班
部	班 名	事 務 分 掌	担当事務局班																																																																																																				
知事直轄部	知事公室班	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。	総括班																																																																																																				
		2 災害にかかる広聴及び県民の苦情、相談等の県庁内（以下「庁内」という。）調整に関する事（臨時災害相談所への派遣を含む。）	情報班																																																																																																				
		3 放送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び報道協力依頼に関する事。	広報班																																																																																																				
		4 広報活動その他広報に関する事。																																																																																																					
		5 インターネットを利用した災害情報の提供に関する事。																																																																																																					
		6 災害写真の撮影、収集及び記録並びに国及び関係機関への広報等に関する事。																																																																																																					
		7 プレスルームの運営に関する事。																																																																																																					
総合安全管理部	総合安全管理室班	1 危機管理における庁内調整に関する事。	総括班																																																																																																				
総務部	財務班	1 部内各班の連絡調整に関する事。	総括班																																																																																																				
		2 災害応急対策費の予算措置に関する事。																																																																																																					
		3 県議会との連絡に関する事。																																																																																																					
	人事班	4 県税の減免及び猶予措置に関する事。	活動支援班																																																																																																				
		5 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。																																																																																																					
		6 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事。																																																																																																					
		7 部内他班の所掌に属しない事務に関する事。		関係班																																																																																																			
人事班	1 災害時における職員の動員に関する事。	活動支援班																																																																																																					
	2 職員の非常招集に関する事。																																																																																																						
人事班	3 対応要員の確保及びローテーションに係る庁内調整に関する事。	活動支援班																																																																																																					
	4 被災地の職員の福利厚生に関する事。																																																																																																						
人事班	5 被災職員（家族も含む。）の集計等に関する事。	活動支援班																																																																																																					
	6 対応要員の安全確保に関する事。																																																																																																						
人事班	7 都道府県等に対する職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請に関する事。	広域応援・避難班																																																																																																					
	8 借上げ避難所等に関する事（共済組合施設に限る。）	広域応援・避難班																																																																																																					
部	班 名	事 務 分 掌	担当事務局班																																																																																																				
知事直轄部	知事公室班	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。	総括班																																																																																																				
		2 災害にかかる広聴及び県民の苦情、相談等の県庁内（以下「庁内」という。）調整に関する事（臨時災害相談所への派遣を含む。）	情報班																																																																																																				
		3 放送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び報道協力依頼に関する事。	広報班																																																																																																				
		4 広報活動その他広報に関する事。																																																																																																					
		5 インターネットを利用した災害情報の提供に関する事。																																																																																																					
		6 災害写真の撮影、収集及び記録並びに国及び関係機関への広報等に関する事。																																																																																																					
		7 プレスルームの運営に関する事。																																																																																																					
総合安全管理部	総合安全管理室班	1 危機管理における庁内調整に関する事。	総括班																																																																																																				
総務部	財務班	1 部内各班の連絡調整に関する事。	総括班																																																																																																				
		2 災害応急対策費の予算措置に関する事。																																																																																																					
		3 県議会との連絡に関する事。																																																																																																					
	人事班	4 県税の減免及び猶予措置に関する事。	活動支援班																																																																																																				
		5 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事。																																																																																																					
		6 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事。																																																																																																					
		7 部内他班の所掌に属しない事務に関する事。		関係班																																																																																																			
人事班	1 災害時における職員の動員に関する事。	活動支援班																																																																																																					
	2 職員の非常招集に関する事。																																																																																																						
人事班	3 対応要員の確保及びローテーションに係る庁内調整に関する事。	活動支援班																																																																																																					
	4 被災地の職員の福利厚生に関する事。																																																																																																						
人事班	5 被災職員（家族も含む。）の集計等に関する事。	活動支援班																																																																																																					
	6 対応要員の安全確保に関する事。																																																																																																						
人事班	7 都道府県等に対する職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請に関する事。	広域応援・避難班																																																																																																					
	8 借上げ避難所等に関する事（共済組合施設に限る。）	広域応援・避難班																																																																																																					

福島県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行				修正理由	修 正 案			
43	総務部	文書管財班	1 公立大学法人及び私立学校の被害の調査に関する事 2 被災者情報等の個人情報の取扱いに関する事 3 公立大学法人及び私立学校の児童、生徒及び学生の安否情報に関する事	情報班		文書管財班	1 公立大学法人及び私立学校の被害の調査に関する事 2 被災者情報等の個人情報の取扱いに関する事 3 公立大学法人及び私立学校の児童、生徒及び学生の安否情報に関する事	情報班	
4 県庁舎、合同庁舎、公舎及びこれらの附属施設等の被害の調査に関する事			情報班、活動支援班	4 県庁舎、合同庁舎、公舎及びこれらの附属施設等の被害の調査に関する事			情報班、活動支援班		
5 集中管理自動車の配車に関する事			活動支援班	5 集中管理自動車の配車に関する事			活動支援班		
6 私立学校における災害時要援護者対策に関する事 7 被災した私立学校の児童及び生徒に対する学用品の支給に関する事 8 被災した私立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関する事 9 被災地における私立学校の被災児童及び生徒の健康管理及びメンタルヘルスケアに関する事			救援班	6 私立学校における災害時要援護者対策に関する事 7 被災した私立学校の児童及び生徒に対する学用品の支給に関する事 8 被災した私立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関する事 9 被災地における私立学校の被災児童及び生徒の健康管理及びメンタルヘルスケアに関する事			救援班		
市 町 村 班			1 市町村の起こす災害復旧事業債の許可等に関する事	総括班			市 町 村 班	1 市町村の起こす災害復旧事業債の許可等に関する事	総括班
		2 市町村等に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関する事	広域応援・避難班	2 市町村等に対する職員の派遣及び派遣のあっせんに関する事		広域応援・避難班			
企画調整部		企画調整班	1 部内各班の連絡調整に関する事	総括班		企画調整部	1 部内各班の連絡調整に関する事	総括班	
			2 各部における政府及び国会に対する要望等並びに資料作成の総合調整に関する事 3 政府及び国会の視察団の視察の総合調整に関する事 4 激甚災害法の各部調整に関する事	渉外班			2 各部における政府及び国会に対する要望等並びに資料作成の総合調整に関する事 3 政府及び国会の視察団の視察の総合調整に関する事 4 激甚災害法の各部調整に関する事	渉外班	
			5 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事 6 部内における国、他県からの応援職員の把握に関する事	活動支援班			5 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事 6 部内における国、他県からの応援職員の把握に関する事	活動支援班	
			7 部内他班の所掌に属しない事務に関する事	関係班			7 部内他班の所掌に属しない事務に関する事	関係班	
		地域づくり班	1 各部各班、事務局各班の応援に関する事	活動支援班			地域づくり班	1 各部各班、事務局各班の応援に関する事	活動支援班
		情報統計班	1 通信連絡体制（福島県情報通信ネットワークシステム及び総合行政ネットワークに限る。）の確保に関する事	通信班			情報統計班	1 通信連絡体制（福島県情報通信ネットワークシステム及び総合行政ネットワークに限る。）の確保に関する事	通信班
		避難地域復興部	避難地域復興班	1 駐在先市町村の被害状況の把握に関する事 2 駐在先市町村と県（災害対策地方本部）との連絡調整に関する事			活動支援班	避難地域復興部	避難地域復興班
文化スポーツ部		文化スポーツ班	1 特定非営利活動法人に係る情報の収集及び提供に関する事	情報班		文化スポーツ部	1 特定非営利活動法人に係る情報の収集及び提供に関する事	情報班	
2 文化施設、体育施設等の被害に関する事			情報班 活動支援班	2 文化施設、体育施設等の被害に関する事			情報班 活動支援班		

福島県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行			修正理由	修 正 案				
44	生 活 環 境 部	生活環境班	1 部内各班の連絡調整に関する事 -----	総括班	生 活 環 境 部	1 部内各班の連絡調整に関する事 -----	総括班		
2 生活交通関係の被害の調査に関する事 -----			情報班	2 生活交通関係の被害の調査に関する事 -----		情報班			
3 青少年及び男女共同参画に係る施設の被害の調査に関する事 -----			広域応援・避難班	3 青少年及び男女共同参画に係る施設の被害の調査に関する事 -----		広域応援・避難班			
4 避難所運営等における人権・男女共参画に関する事 -----			救援班	4 避難所運営等における人権・男女共参画に関する事 -----		救援班			
5 外国人に対する支援に関する事 -----			情報班	5 外国人に対する支援に関する事 -----		情報班			
6 発災時以降における安否情報（外国籍の者に限る。）の収集、整理及び日本赤十字社への提供に関する事 -----			広報班	6 発災時以降における安否情報（外国籍の者に限る。）の収集、整理及び日本赤十字社への提供に関する事 -----		広報班			
7 被災地区における消費者保護対策に関する事 -----			広域応援・避難班	7 被災地区における消費者保護対策に関する事 -----		広域応援・避難班			
8 輸送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関及び他の民間事業の輸送力の把握に関する事 -----			活動支援班	8 輸送事業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関及び他の民間事業の輸送力の把握に関する事 -----		活動支援班			
9 被災地等における緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関する事 -----			関係班	9 被災地等における緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関する事 -----		関係班			
10 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事 -----				10 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事 -----					
11 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事 -----				11 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事 -----					
12 災害復興寄付金の受け入れに関する事 -----				12 災害復興寄付金の受け入れに関する事 -----					
13 部内他班の所掌に属しない事務に関する事 -----				13 部内他班の所掌に属しない事務に関する事 -----					
	※ 県民安全総室職員は、事務局各班員として災害対策に係る事務を行う				※ 県民安全総室職員は、事務局各班員として災害対策に係る事務を行う				
環境共生班	1 自然公園等に係る施設の被害の調査に関する事 -----	情報班	1 自然公園等に係る施設の被害の調査に関する事 -----	情報班	環境保全班	2 被災地における環境汚染（水・大気・土壌関係に限る。）の応急対策に関する事 -----	広域応援・避難班	2 被災地における環境汚染（水・大気・土壌関係に限る。）の応急対策に関する事 -----	広域応援・避難班
環境保全班	1 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関する事 -----	救援班	1 被災地における廃棄物の処理及び清掃に関する事 -----	救援班					

福島県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行				修正理由	修 正 案			
45	生活環境部	環境保全班	2 被災地における環境汚染（廃棄物に限る。）の応急対策 に関すること。	広域応援・避難班		生活環境部	環境保全班	2 被災地における環境汚染（廃棄物に限る。）の応急対策 に関すること。	広域応援・避難班
			3 除染対策の推進に係る施策の総合企画及び調整に関すること。	広域応援・避難班				3 除染対策の推進に係る施策の総合企画及び調整に関すること。	広域応援・避難班
		原子力損害対策班	1 災害救助法に基づく経費の支弁に関すること。 2 被災者生活再建支援制度に関すること。 3 災害弔慰金の支給等に関する法律の施行に関すること。 4 借上げ住宅に関すること（制度構築等）。 5 原子力損害賠償に関すること。	救援班		原子力損害対策班	1 災害救助法に基づく経費の支弁に関すること。 2 被災者生活再建支援制度に関すること。 3 災害弔慰金の支給等に関する法律の施行に関すること。 4 借上げ住宅に関すること（制度構築等）。 5 原子力損害賠償に関すること。	救援班	
	保健部	保健福祉班	1 部内各班の連絡調整に関すること。	総括班		保健部	保健福祉班	1 部内各班の連絡調整に関すること。	総括班
			2 福祉関係施設における被害の取りまとめに関すること。 3 県社会福祉事業団の安否情報の収集及び整理に関すること。 4 部内における安否情報の取りまとめに関すること。	情報班				2 福祉関係施設における被害の取りまとめに関すること。 3 県社会福祉事業団の安否情報の収集及び整理に関すること。 4 部内における安否情報の取りまとめに関すること。	情報班
			5 災害時要援護者対策に係る部内の調整に関すること。 6 被災地におけるメンタルヘルスケアに係る部内の調整に関すること。 7 災害時における国民健康保険被保険者等の保険診療支援等に関すること。 8 福祉避難所に係る部内の調整に関すること。	救援班				5 災害時要援護者対策に係る部内の調整に関すること。 6 被災地におけるメンタルヘルスケアに係る部内の調整に関すること。 7 災害時における国民健康保険被保険者等の保険診療支援等に関すること。 8 福祉避難所に係る部内の調整に関すること。	救援班
			9 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 10 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	活動支援班				9 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 10 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	活動支援班
		11 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。	関係班	11 部内他班の所掌に属しない事務に関すること。			関係班		
	福祉部	生活福祉班	1 救護施設、老人福祉施設及び老人保健施設の被害の調査に関すること。 2 県立社会福祉施設等の安否情報の収集及び整理に関すること。	情報班 活動支援班		福祉部	生活福祉班	1 救護施設、老人福祉施設及び老人保健施設の被害の調査に関すること。 2 県立社会福祉施設等の安否情報の収集及び整理に関すること。	情報班 活動支援班
			3 社会福祉協議会（ボランティアセンター）との連絡体制に関すること。	情報班				3 社会福祉協議会（ボランティアセンター）との連絡体制に関すること。	情報班
		4 高齢者等の災害時要援護者対策に関すること。 5 被災者に対する生活福祉資金の貸付けに関すること。 6 救護施設、老人福祉施設及び老人保健施設の応急復旧に関すること。 7 被災地における高齢者等のメンタルヘルスケアに関すること。 8 福祉避難所に関すること（生活福祉班が所掌するものに限る。）。	救援班	4 高齢者等の災害時要援護者対策に関すること。 5 被災者に対する生活福祉資金の貸付けに関すること。 6 救護施設、老人福祉施設及び老人保健施設の応急復旧に関すること。 7 被災地における高齢者等のメンタルヘルスケアに関すること。 8 福祉避難所に関すること（生活福祉班が所掌するものに限る。）。			救援班		
		9 災害義援金の受入れ及び配分手続き等に係る庁内調整に関すること。	物資班	9 災害義援金の受入れ及び配分手続き等に係る庁内調整に関すること。			物資班		
自立支援班	1 障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設及び児童福祉施設等の被害の調査に関すること。 2 県立社会福祉施設等の安否情報の収集及び整理に関すること。	情報班 活動支援班	自立支援班	1 障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設及び児童福祉施設等の被害の調査に関すること。 2 県立社会福祉施設等の安否情報の収集及び整理に関すること。	情報班 活動支援班				
	3 障がい者（児）、児童及び母子世帯の災害時要援護者対策に関すること。 4 被災時における心身障がい者（児）、児童及び母子世帯の援護対策に関すること。 5 障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設及び児童福祉施設等の応急復旧に関すること。 6 被災地における被災児童等のメンタルヘルスケアに関すること。 7 福祉避難所に関すること（自立支援班が所掌するものに限る。）。	救援班		3 障がい者（児）、児童及び母子世帯の災害時要援護者対策に関すること。 4 被災時における心身障がい者（児）、児童及び母子世帯の援護対策に関すること。 5 障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設及び児童福祉施設等の応急復旧に関すること。 6 被災地における被災児童等のメンタルヘルスケアに関すること。 7 福祉避難所に関すること（自立支援班が所掌するものに限る。）。	救援班				
	1 市町村保健センター、災害医療センター、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の被害の調査に関すること。 2 市町村保健センター、災害医療センター、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の安否情報の収集及び整理に関すること。	情報班		1 市町村保健センター、災害医療センター、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の被害の調査に関すること。 2 市町村保健センター、災害医療センター、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の安否情報の収集及び整理に関すること。	情報班				

福島県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行				修正理由	修 正 案			
46	保健福祉部	健康衛生班	3 被災地における感染症の予防に関すること。 4 国、他の都道府県研究機関等及び医療関係機関との連絡体制及び情報共有体制に関すること。 5 市町村保健センター、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の応急復旧に関すること。 6 被災地における被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。 7 災害時における応急医療の提供及び助産に関すること。 8 被災地への医療救護班（県立病院関係を除く。）の派遣に関すること。 9 環境衛生に関すること（衛生害虫駆除を除く。）。 10 被災地における飲料水の供給に関すること。 11 医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関すること。 12 被災地における医療救護所（臨時的医療施設を含む。）の設置に関すること。 13 医療関係団体である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び協力依頼に関すること。 14 動物（ペットに限る。）救護対策に関すること。 15 食品の安全確保及び食品衛生の確保に関すること。 16 広域火葬調整の実施に関すること。	救援班		保健福祉部	健康衛生班	3 被災地における感染症の予防に関すること。 4 国、他の都道府県研究機関等及び医療関係機関との連絡体制及び情報共有体制に関すること。 5 市町村保健センター、感染症指定医療機関等の医療機関及び水道施設等の応急復旧に関すること。 6 被災地における被災者の健康管理及びメンタルヘルスケアに関すること。 7 災害時における応急医療の提供及び助産に関すること。 8 被災地への医療救護班（県立病院関係を除く。）の派遣に関すること。 9 環境衛生に関すること（衛生害虫駆除を除く。）。 10 被災地における飲料水の供給に関すること。 11 医薬品その他衛生資材の確保及び配分に関すること。 12 被災地における医療救護所（臨時的医療施設を含む。）の設置に関すること。 13 医療関係団体である指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整及び協力依頼に関すること。 14 動物（ペットに限る。）救護対策に関すること。 15 食品の安全確保及び食品衛生の確保に関すること。 16 広域火葬調整の実施に関すること。	救援班
		17 被災地における毒物及び劇物の管理に関すること。 18 借上げ避難所に関すること（観光交流班が所掌するものを除く。）。	広域支援・避難班	17 被災地における毒物及び劇物の管理に関すること。 18 借上げ避難所に関すること（観光交流班が所掌するものを除く。）。			広域支援・避難班		
	商工労働部	商工労働班	1 部内各班の連絡調整に関すること。	総括班		商工労働部	商工労働班	1 部内各班の連絡調整に関すること。	総括班
		2 商工関係施設の被害の調査に関すること。 3 商工関係施設の応急復旧に関すること。	情報班	2 商工関係施設の被害の調査に関すること。 3 商工関係施設の応急復旧に関すること。			情報班		
		4 協力事業者等による災害支援に関すること。	救援班 物資班	4 協力事業者等による災害支援に関すること。			救援班 物資班		
		5 被害事業者等に対する各種資金の提供及びあっせんに関すること。 6 被災者に対する就業のあっせんに関すること。 7 災害支援物資等の受入・配送施設の確保に関すること。 8 災害支援物資等の受入及び配送の指示（庁内調整を含む。）に関すること。	物資班	5 被害事業者等に対する各種資金の提供及びあっせんに関すること。 6 被災者に対する就業のあっせんに関すること。 7 災害支援物資等の受入・配送施設の確保に関すること。 8 災害支援物資等の受入及び配送の指示（庁内調整を含む。）に関すること。			物資班		
		9 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 10 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。	活動支援班	9 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関すること。 10 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関すること。			活動支援班		
	産業振興班	1 応急救助のための食料品類、毛布、衣料品、寝具、ろうそく、その他生活必需品の調達に関すること。 2 物資の調達及び被災地への物資の配送に係る庁内調整に関すること。	物資班	産業振興班		産業振興班	1 応急救助のための食料品類、毛布、衣料品、寝具、ろうそく、その他生活必需品の調達に関すること。 2 物資の調達及び被災地への物資の配送に係る庁内調整に関すること。	物資班	
	観光交流部	観光交流班	1 外国人旅行者の支援に関すること。			広域支援・避難班	観光交流部	観光交流班	1 外国人旅行者の支援に関すること。
		2 災害支援物資等の受入及び配送に関すること。	物資班	2 災害支援物資等の受入及び配送に関すること。		物資班			
		3 借上げ避難所に関すること（健康衛生班が所掌するものを除く。）。	広域支援・避難班	3 借上げ避難所に関すること（健康衛生班が所掌するものを除く。）。		広域支援・避難班			

福島県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行				修正理由	修 正 案			
47	農 林 水 産 部	農 林 水 産 班	1 部内各班の連絡調整に関する事 2 災害復旧予算に関する事	総括班	農 林 水 産 部	農 林 水 産 班	1 部内各班の連絡調整に関する事 2 災害復旧予算に関する事	総括班	
3 農林水産関係の被害の取りまとめに関する事		情報班	3 農林水産関係の被害の取りまとめに関する事	情報班					
4 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事 5 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事		活動支援班	4 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事 5 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事	活動支援班					
6 部内他班の所掌に属しない事務に関する事		関係班	6 部内他班の所掌に属しない事務に関する事	関係班					
農 業 支 援 班		1 農業災害の調査に関する事 2 農業気象に関する事	情報班	農 業 支 援 班		1 農業災害の調査に関する事 2 農業気象に関する事	情報班		
3 被災農業者に対する農業金融（他班の所掌に属しないものに限る。）及び農業災害補償法に関する事		関係班	3 被災農業者に対する農業金融（他班の所掌に属しないものに限る。）及び農業災害補償法に関する事	関係班					
4 農作物の技術対策に関する事 5 農業災害の応急対策に関する事		関係班	4 農作物の技術対策に関する事 5 農業災害の応急対策に関する事	関係班					
生 産 流 通 班		1 水産関係施設（漁港関係施設を除く。）、漁船等の被害の調査に関する事	情報班	生 産 流 通 班		1 水産関係施設（漁港関係施設を除く。）、漁船等の被害の調査に関する事	情報班		
2 応急救助のための主食の調達に関する事 3 応急救助のための農産物の調達に関する事 4 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調整に関する事 5 応急救助のための畜産物の調達に関する事 6 応急救助のための水産物の調達及び応急救助用漁船の調達に関する事		物資班	2 応急救助のための主食の調達に関する事 3 応急救助のための農産物の調達に関する事 4 家畜伝染病の予防及び防疫並びに家畜飼料の調整に関する事 5 応急救助のための畜産物の調達に関する事 6 応急救助のための水産物の調達及び応急救助用漁船の調達に関する事	物資班					
7 被災漁業者に対する漁業金融及び漁業災害補償に関する事		関係班	7 被災漁業者に対する漁業金融及び漁業災害補償に関する事	関係班					
8 水産関係施設（漁港関係施設を除く。）、漁船等の応急復旧に関する事 9 家畜救護対策に関する事		救援班 情報班	8 水産関係施設（漁港関係施設を除く。）、漁船等の応急復旧に関する事 9 家畜救護対策に関する事	救援班 情報班					
農 村 整 備 班		1 農地及び農業用施設の被害の調査に関する事 2 農地及び農業用施設の応急復旧に関する事	情報班	農 村 整 備 班		1 農地及び農業用施設の被害の調査に関する事 2 農地及び農業用施設の応急復旧に関する事	情報班		
3 農業水利の確保に関する事		総括班	3 農業水利の確保に関する事	総括班					
4 災害発生時における福島市農道離着陸場活用の福島市等との調整に関する事		広域支援・避難班	4 災害発生時における福島市農道離着陸場活用の福島市等との調整に関する事	広域支援・避難班					
森 林 林 業 班		1 森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の被害の調査に関する事 2 森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の応急復旧に関する事	情報班	森 林 林 業 班		1 森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の被害の調査に関する事 2 森林、林産物及び林産物生産施設、林道施設及び治山施設の応急復旧に関する事	情報班		
3 被災林業者に対する林業金融に関する事 4 災害応急用国有林材の需要量の掌握及び払下げのあっせん並びに森林管理局との連絡に関する事		関係班	3 被災林業者に対する林業金融に関する事 4 災害応急用国有林材の需要量の掌握及び払下げのあっせん並びに森林管理局との連絡に関する事	関係班					
土 木 班		1 部内各班の連絡調整に関する事 2 災害復旧予算に関する事	総括班	土 木 班		1 部内各班の連絡調整に関する事 2 災害復旧予算に関する事	総括班		
3 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事 4 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事		活動支援班	3 部内の災害対応要員の確保及びローテーションに関する事 4 部内における国、他県等からの応援職員の把握に関する事	活動支援班					
5 部内他班の所掌に属しない事務に関する事	関係班	5 部内他班の所掌に属しない事務に関する事	関係班						

福島県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行			修正理由	修 正 案				
48	土 部	企 画 技 術 班	1 土木関係の被害の取りまとめに関する事	情報班		土	企 画 技 術 班	1 土木関係の被害の取りまとめに関する事	情報班
			2 部内の災害応急対策の取りまとめに関する事	関係班				2 部内の災害応急対策の取りまとめに関する事	関係班
		道 路 班	1 道路、橋りょう等の被害及び通行が不可能な箇所の被害に関する事	情報班		土	道 路 班	1 道路、橋りょう等の被害及び通行が不可能な箇所の被害に関する事	情報班
			2 道路及び橋りょうの被害の応急復旧に関する事	広域支援・避難班				2 道路及び橋りょうの被害の応急復旧に関する事	広域支援・避難班
			3 通行路線の調整（自衛隊、東日本高速道路株式会社等の調整を含む。）に関する事					3 通行路線の調整（自衛隊、東日本高速道路株式会社等の調整を含む。）に関する事	
			4 緊急輸送路の確保に関する事					4 緊急輸送路の確保に関する事	
	5 災害発生時における道の駅等の施設利用に関する事		5 災害発生時における道の駅等の施設利用に関する事						
	木 部	河 川 港 湾 班	1 水防情報の収集及び通報に関する事	情報班		木	河 川 港 湾 班	1 水防情報の収集及び通報に関する事	情報班
			2 公共土木施設被害の取りまとめに関する事					2 公共土木施設被害の取りまとめに関する事	
			3 河川、海岸施設、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の被害の調査に関する事					3 河川、海岸施設、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の被害の調査に関する事	
			4 土砂災害、雪崩災害の被害の調査に関する事					4 土砂災害、雪崩災害の被害の調査に関する事	
			5 水防活動に関する事					5 水防活動に関する事	
6 河川、海岸関係、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の応急復旧に関する事			6 河川、海岸関係、ダム施設、砂防関係施設、港湾、漁港関係施設及び福島空港の応急復旧に関する事						
7 土砂災害、雪崩災害の応急復旧に関する事		広域支援・避難班	7 土砂災害、雪崩災害の応急復旧に関する事	広域支援・避難班					
8 港湾及び漁港における緊急救援及び住民避難等のための船舶の受入に関する事			8 港湾及び漁港における緊急救援及び住民避難等のための船舶の受入に関する事						
9 福島空港における緊急救援及び住民避難等のための航空機の受入に関する事			9 福島空港における緊急救援及び住民避難等のための航空機の受入に関する事						
都 市 班	1 都市施設及び下水道の被害の調査に関する事	情報班		木	都 市 班	1 都市施設及び下水道の被害の調査に関する事	情報班		
	2 都市施設及び下水道の応急復旧に関する事	救援班				2 都市施設及び下水道の応急復旧に関する事	救援班		
	3 被災宅地の危険度判定に関する事					3 被災宅地の危険度判定に関する事			
建 築 班	1 応急仮設住宅の建設に関する事	救援班		木	建 築 班	1 応急仮設住宅の建設に関する事	救援班		
	2 応急仮設住宅の建設に要する資材の調達及びあっせん並びに住宅関係の資金融通に関する事					2 応急仮設住宅の建設に要する資材の調達及びあっせん並びに住宅関係の資金融通に関する事			
	3 被災建築物の応急危険度判定に関する事	情報班 活動支援班		木		3 被災建築物の応急危険度判定に関する事	情報班 活動支援班		
	4 公営住宅等の一時使用に関する事					4 公営住宅等の一時使用に関する事			
	5 借上げ住宅に関する事（契約事務等）			木		5 借上げ住宅に関する事（契約事務等）			
	6 県有施設の応急的営繕工事に関する事					6 県有施設の応急的営繕工事に関する事			
	7 県営住宅の応急復旧に関する事			木		7 県営住宅の応急復旧に関する事			
	8 県営住宅の被害調査に関する事					8 県営住宅の被害調査に関する事			
出 納 部	出 納 班	1 部内各班、事務局各班の応援に関する事	活動支援班		出 納 部	出 納 班	1 部内各班、事務局各班の応援に関する事	活動支援班	
病 院 部	病 院 班	1 県立病院の被害の調査に関する事	救援班 活動支援班		病 院 部	病 院 班	1 県立病院の被害の調査に関する事	救援班 活動支援班	
		2 県立病院の安否情報の収集及び整理に関する事					2 県立病院の安否情報の収集及び整理に関する事		
	3 災害時における応急医療及び助産に関する事	救援班	3 災害時における応急医療及び助産に関する事			救援班			
	4 被災地への医療救護班（県立病院関係に限る。）の派遣に関する事		4 被災地への医療救護班（県立病院関係に限る。）の派遣に関する事						
	5 県立病院の応急復旧に関する事		5 県立病院の応急復旧に関する事						
企 業 部	企 業 班	1 所管する施設等の被害の取りまとめに関する事	情報班		企 業 部	企 業 班	1 所管する施設等の被害の取りまとめに関する事	情報班	
		2 所管する施設の応急復旧に関する事					2 所管する施設の応急復旧に関する事		

福島県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行			修正理由	修 正 案																																												
50		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="270 279 454 426">特別支援教育班</td> <td data-bbox="454 279 1210 426"> 1 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の災害時要援護者対策に関する事 2 被災地における公立学校(特別支援学校)の被災児童及び生徒のメンタルヘル スケアに関する事。 3 被災地の特別支援教育の確保及び教職員の動員に関する事。 </td> <td data-bbox="1210 279 1389 426">救援班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="270 426 454 506"></td> <td data-bbox="454 426 1210 506"> 4 被災した公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒に対する学用品の支給に 関する事。 </td> <td data-bbox="1210 426 1389 506">物資班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="270 506 454 558"></td> <td data-bbox="454 506 1210 558"> 5 対応要員(特別支援教育関係職員に限る。)の宿泊及び食料確保に関する事。 </td> <td data-bbox="1210 506 1389 558">活動支援班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="270 558 454 663"></td> <td data-bbox="454 558 1210 663"> 6 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に 関する事。 7 公立学校(特別支援学校)の被害の調査に関する事。 </td> <td data-bbox="1210 558 1389 663">情報班</td> </tr> </table>	特別支援教育班	1 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の災害時要援護者対策に関する事 2 被災地における公立学校(特別支援学校)の被災児童及び生徒のメンタルヘル スケアに関する事。 3 被災地の特別支援教育の確保及び教職員の動員に関する事。	救援班		4 被災した公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒に対する学用品の支給に 関する事。	物資班		5 対応要員(特別支援教育関係職員に限る。)の宿泊及び食料確保に関する事。	活動支援班		6 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に 関する事。 7 公立学校(特別支援学校)の被害の調査に関する事。	情報班	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="454 663 1210 793">健康教育班</td> <td data-bbox="1210 663 1389 793"> 1 公立学校の児童及び生徒の災害時要援護者対策に関する事(特別支援教育 班が所掌するものを除く。) 2 被災した公立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関する事。 </td> <td data-bbox="1389 663 1567 793">救援班</td> </tr> </table>	健康教育班	1 公立学校の児童及び生徒の災害時要援護者対策に関する事(特別支援教育 班が所掌するものを除く。) 2 被災した公立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関する事。	救援班			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1682 279 1866 426">特別支援教育班</td> <td data-bbox="1866 279 2623 426"> 1 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の災害時要援護者対策に関する事。 2 被災地における公立学校(特別支援学校)の被災児童及び生徒のメンタルヘル スケアに関する事。 3 被災地の特別支援教育の確保及び教職員の動員に関する事。 </td> <td data-bbox="2623 279 2801 426">救援班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1682 426 1866 506"></td> <td data-bbox="1866 426 2623 506"> 4 被災した公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒に対する学用品の支給に 関する事。 </td> <td data-bbox="2623 426 2801 506">物資班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1682 506 1866 558"></td> <td data-bbox="1866 506 2623 558"> 5 対応要員(特別支援教育関係職員に限る。)の宿泊及び食料確保に関する事。 </td> <td data-bbox="2623 506 2801 558">活動支援班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1682 558 1866 663"></td> <td data-bbox="1866 558 2623 663"> 6 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に 関する事。 7 公立学校(特別支援学校)の被害の調査に関する事。 </td> <td data-bbox="2623 558 2801 663">情報班</td> </tr> </table>	特別支援教育班	1 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の災害時要援護者対策に関する事。 2 被災地における公立学校(特別支援学校)の被災児童及び生徒のメンタルヘル スケアに関する事。 3 被災地の特別支援教育の確保及び教職員の動員に関する事。	救援班		4 被災した公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒に対する学用品の支給に 関する事。	物資班		5 対応要員(特別支援教育関係職員に限る。)の宿泊及び食料確保に関する事。	活動支援班		6 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に 関する事。 7 公立学校(特別支援学校)の被害の調査に関する事。	情報班	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1866 663 2623 793">健康教育班</td> <td data-bbox="2623 663 2801 793"> 1 公立学校の児童及び生徒の災害時要援護者対策に関する事(特別支援教育 班が所掌するものを除く。) 2 被災した公立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関する事。 </td> <td data-bbox="2801 663 2968 793">救援班</td> </tr> </table>	健康教育班	1 公立学校の児童及び生徒の災害時要援護者対策に関する事(特別支援教育 班が所掌するものを除く。) 2 被災した公立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関する事。	救援班	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1576 793 1682 1100">警 察 本 部</td> <td data-bbox="1682 793 1866 1100"> 県本部災害警備本部 </td> <td data-bbox="1866 793 2623 1100"> 1 災害情報の収集並びに気象情報及び警報の伝達に関する事。 2 防災関係機関との連絡に関する事。 3 災害警備部隊の運用に関する事。 4 住民避難、誘導等に関する事。 5 被災者の安否情報の収集及び提供に関する事。 6 犯罪の予防、取締りに関する事。 7 災害時の交通の確保及び通行の禁止又は通行の制限に関する事。 8 災害時の緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関する事。 9 広報、報道対策に関する事。 10 警察通信に関する事。 11 その他災害災害警備活動一般に関する事。 </td> <td data-bbox="2623 793 2801 1100">関係班</td> </tr> </table>	警 察 本 部	県本部災害警備本部	1 災害情報の収集並びに気象情報及び警報の伝達に関する事。 2 防災関係機関との連絡に関する事。 3 災害警備部隊の運用に関する事。 4 住民避難、誘導等に関する事。 5 被災者の安否情報の収集及び提供に関する事。 6 犯罪の予防、取締りに関する事。 7 災害時の交通の確保及び通行の禁止又は通行の制限に関する事。 8 災害時の緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関する事。 9 広報、報道対策に関する事。 10 警察通信に関する事。 11 その他災害災害警備活動一般に関する事。	関係班	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1576 1100 1682 1236">その他委員会事務局</td> <td data-bbox="1682 1100 1866 1236"> 1 他都道府県議会からの調査に関する事(議会議務局)。 2 各部各班、事務局各班への災害派遣要員の応援に関する事。 </td> <td data-bbox="1866 1100 2623 1236"> 活動支援班、 関係班 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1576 1236 1682 1894"></td> <td data-bbox="1682 1236 1866 1894"> 3 他班に属しない業務に関する事。 </td> <td data-bbox="1866 1236 2623 1894"> 関係班 </td> </tr> </table>	その他委員会事務局	1 他都道府県議会からの調査に関する事(議会議務局)。 2 各部各班、事務局各班への災害派遣要員の応援に関する事。	活動支援班、 関係班		3 他班に属しない業務に関する事。	関係班
特別支援教育班	1 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の災害時要援護者対策に関する事 2 被災地における公立学校(特別支援学校)の被災児童及び生徒のメンタルヘル スケアに関する事。 3 被災地の特別支援教育の確保及び教職員の動員に関する事。	救援班																																															
	4 被災した公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒に対する学用品の支給に 関する事。	物資班																																															
	5 対応要員(特別支援教育関係職員に限る。)の宿泊及び食料確保に関する事。	活動支援班																																															
	6 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に 関する事。 7 公立学校(特別支援学校)の被害の調査に関する事。	情報班																																															
健康教育班	1 公立学校の児童及び生徒の災害時要援護者対策に関する事(特別支援教育 班が所掌するものを除く。) 2 被災した公立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関する事。	救援班																																															
特別支援教育班	1 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の災害時要援護者対策に関する事。 2 被災地における公立学校(特別支援学校)の被災児童及び生徒のメンタルヘル スケアに関する事。 3 被災地の特別支援教育の確保及び教職員の動員に関する事。	救援班																																															
	4 被災した公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒に対する学用品の支給に 関する事。	物資班																																															
	5 対応要員(特別支援教育関係職員に限る。)の宿泊及び食料確保に関する事。	活動支援班																																															
	6 公立学校(特別支援学校)の児童及び生徒の安否情報の収集及び整理に 関する事。 7 公立学校(特別支援学校)の被害の調査に関する事。	情報班																																															
健康教育班	1 公立学校の児童及び生徒の災害時要援護者対策に関する事(特別支援教育 班が所掌するものを除く。) 2 被災した公立学校の児童及び生徒の保健管理及び学校給食に関する事。	救援班																																															
警 察 本 部	県本部災害警備本部	1 災害情報の収集並びに気象情報及び警報の伝達に関する事。 2 防災関係機関との連絡に関する事。 3 災害警備部隊の運用に関する事。 4 住民避難、誘導等に関する事。 5 被災者の安否情報の収集及び提供に関する事。 6 犯罪の予防、取締りに関する事。 7 災害時の交通の確保及び通行の禁止又は通行の制限に関する事。 8 災害時の緊急通行車両等の確認証明書の発行等に関する事。 9 広報、報道対策に関する事。 10 警察通信に関する事。 11 その他災害災害警備活動一般に関する事。	関係班																																														
その他委員会事務局	1 他都道府県議会からの調査に関する事(議会議務局)。 2 各部各班、事務局各班への災害派遣要員の応援に関する事。	活動支援班、 関係班																																															
	3 他班に属しない業務に関する事。	関係班																																															

頁	現 行	修正理由	修 正 案																				
51	<p>図3-2-3 現地本部組織表</p> <p>※ ただし、原子力合同対策協議会が設置された場合を除く。</p> <p>図3-2-5 災害対策本部事務局による現地本部の代行</p> <table border="1" data-bbox="320 1680 1121 1858"> <tr><td>現地本部</td><td>災害対策本部事務局</td></tr> <tr><td>連絡調整班</td><td>総括班</td></tr> <tr><td>緊急時モニタリング班</td><td>原子力班</td></tr> <tr><td>医療班</td><td>救援班</td></tr> <tr><td>警察班</td><td>広域応援・避難班</td></tr> </table>	現地本部	災害対策本部事務局	連絡調整班	総括班	緊急時モニタリング班	原子力班	医療班	救援班	警察班	広域応援・避難班	<p>文言整理</p>	<p>図3-2-3 現地本部組織表</p> <p>※ ただし、原子力合同対策協議会が設置された場合を除く。</p> <p>図3-2-5 災害対策本部事務局による現地本部の代行</p> <table border="1" data-bbox="1730 1680 2531 1858"> <tr><td>現地本部</td><td>災害対策本部事務局</td></tr> <tr><td>連絡調整班</td><td>総括班</td></tr> <tr><td>緊急時モニタリング班</td><td>原子力班</td></tr> <tr><td>医療班</td><td>救援班</td></tr> <tr><td>警察班</td><td>警察班</td></tr> </table>	現地本部	災害対策本部事務局	連絡調整班	総括班	緊急時モニタリング班	原子力班	医療班	救援班	警察班	警察班
現地本部	災害対策本部事務局																						
連絡調整班	総括班																						
緊急時モニタリング班	原子力班																						
医療班	救援班																						
警察班	広域応援・避難班																						
現地本部	災害対策本部事務局																						
連絡調整班	総括班																						
緊急時モニタリング班	原子力班																						
医療班	救援班																						
警察班	警察班																						

組織改編との整合

頁	現 行	修正理由	修 正 案				
52	<p>3 緊急事態応急対策拠点施設における活動</p> <p>県は、特定事象の発生等により、国が対策拠点施設に現地事故対策連絡会議を開催する場合、及び原子力緊急事態宣言の発出等により合同対策協議会が組織される場合に、職員を緊急事態応急対策拠点施設に派遣し、国、市町村、事業者及び防災関係機関と共同して、情報の収集・伝達、及び環境放射線モニタリング、緊急時医療活動等の応急対策活動を行うものとする。</p> <p>(1) 対策拠点施設の設営準備への協力</p> <p>県〔県民安全総室〕は、特定事象発生時の通報を受けた場合、国が行う対策拠点施設の設営準備への協力をを行うものとする。</p> <p>(2) 現地事故対策連絡会議への職員派遣</p> <p>ア 現地事故対策連絡会議の開催</p> <p>国〔原子力規制委員会〕は、現地に派遣された指定行政機関等の職員相互の連絡・調整を行うため、必要に応じ、指定行政機関、県、市町村、指定公共機関及び原子力事業者等の職員を対策拠点施設に集合させ、現地事故対策連絡会議を開催し、関係機関と情報の共有化を図ることとされている。</p> <p>現地事故対策連絡会議の運営については、国が定める「オフサイトセンター運営要領」によるものとされている。</p> <p>イ 県は、特定事象の発生等により、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催する場合、以下の職員を派遣するものとする。</p> <p>ウ 県は、現地事故対策連絡会議に派遣された職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、市町村等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。</p> <p>表3-3-1</p> <table border="1" data-bbox="270 1131 1288 1272"> <tr> <td>現地事故対策連絡会議へ派遣する職員（現地本部における役割）</td> </tr> <tr> <td>別に定めるものとする。</td> </tr> </table> <p>(3) 原子力災害合同対策協議会への出席</p> <p>ア 原子力災害合同対策協議会の設置</p> <p>国現地対策本部長は、県現地本部長、市町村災害対策本部長及び発電所の原子力防災管理者から権限を委任された者、専門家等とともに合同対策協議会を構成し、関係者の情報共有を目的とする「全体会議」を開催することとされている。</p> <p>合同対策協議会の運営については、国が定める「オフサイトセンター運営要領」によるものとされている。</p>	現地事故対策連絡会議へ派遣する職員（現地本部における役割）	別に定めるものとする。		<p>3 緊急事態応急対策拠点施設における活動</p> <p>県は、特定事象の発生等により、国が対策拠点施設に現地事故対策連絡会議を開催する場合、及び原子力緊急事態宣言の発出等により合同対策協議会が組織される場合に、職員を緊急事態応急対策拠点施設に派遣し、国、市町村、事業者及び防災関係機関と共同して、情報の収集・伝達、及び環境放射線モニタリング、緊急時医療活動等の応急対策活動を行うものとする。</p> <p>(1) 対策拠点施設の設営準備への協力</p> <p>県〔県民安全総室〕は、特定事象発生時の通報を受けた場合、国が行う対策拠点施設の設営準備への協力をを行うものとする。</p> <p>(2) 現地事故対策連絡会議への職員派遣</p> <p>ア 現地事故対策連絡会議の開催</p> <p>国〔原子力規制委員会〕は、現地に派遣された指定行政機関等の職員相互の連絡・調整を行うため、必要に応じ、指定行政機関、県、市町村、指定公共機関及び原子力事業者等の職員を対策拠点施設に集合させ、現地事故対策連絡会議を開催し、関係機関と情報の共有化を図ることとされている。</p> <p>現地事故対策連絡会議の運営については、国が定める「オフサイトセンター運営要領」によるものとされている。</p> <p>イ 県は、特定事象の発生等により、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設にて開催する場合、以下の職員を派遣するものとする。</p> <p>ウ 県は、現地事故対策連絡会議に派遣された職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、市町村等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。</p> <p>表3-3-1</p> <table border="1" data-bbox="1673 1131 2691 1272"> <tr> <td>現地事故対策連絡会議へ派遣する職員（現地本部における役割）</td> </tr> <tr> <td>別に定めるものとする。</td> </tr> </table> <p>(3) 原子力災害合同対策協議会への出席</p> <p>ア 原子力災害合同対策協議会の設置</p> <p>国現地対策本部長は、県現地本部長、市町村災害対策本部長及び発電所の原子力防災管理者から権限を委任された者、専門家等とともに合同対策協議会を構成し、関係者の情報共有を目的とする「全体会議」を開催することとされている。</p> <p>合同対策協議会の運営については、国が定める「オフサイトセンター運営要領」によるものとされている。</p>	現地事故対策連絡会議へ派遣する職員（現地本部における役割）	別に定めるものとする。
現地事故対策連絡会議へ派遣する職員（現地本部における役割）							
別に定めるものとする。							
現地事故対策連絡会議へ派遣する職員（現地本部における役割）							
別に定めるものとする。							

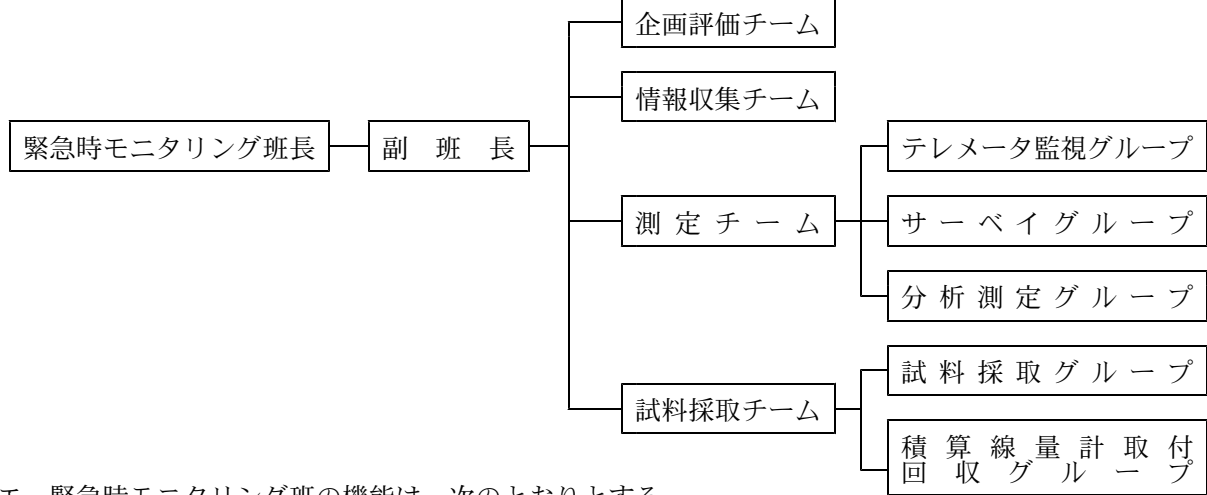
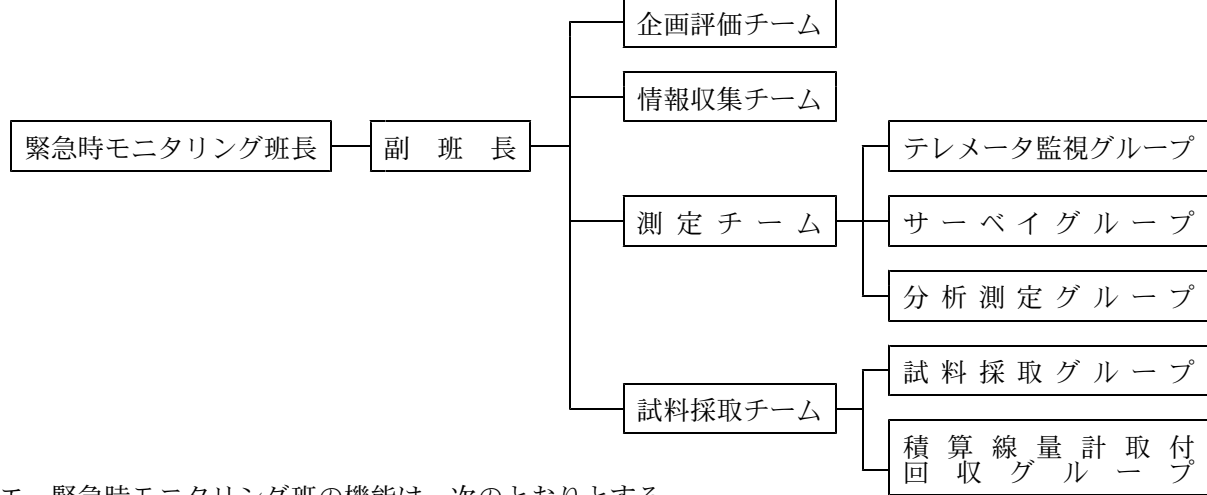
頁	現 行	修正理由	修 正 案								
53	<p>表3-3-2 合同対策協議会の役割</p> <table border="1" data-bbox="314 327 1362 743"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="314 327 1362 396">全 体 会 議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="314 396 403 743">決 定 事 項</td> <td data-bbox="403 396 1362 743"> ①緊急時対応方針の確認 ②応急対策の実施状況に関する情報の共有 ③放射線モニタリング状況・予測の報告 ④プラント状況・予測の報告 ⑤プレス広報内容の確認 ⑥住民広報内容の確認 ⑦県・町からの要望の取りまとめ ⑧政府現地対策本部長が必要と認めた事項の協議、報告 </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 県は、原子力緊急事態宣言の発出等により、対策拠点施設において合同対策協議会が設置されることとなった場合は、<u>以下の</u>職員を出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法について協議するものとする。</p> <p>ウ 県は、合同対策協議会に派遣された職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、市町村、事業者等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。</p> <p>表3-3-3 合同対策協議会に出席する職員 別に定めるものとする。</p> <p>(4) 対策拠点施設における機能班における活動 ア 機能班の設置 国現地対策本部は、対策拠点施設において、県現地本部、応急対策実施区域を管轄する市町村災害対策本部、原子力事業者、指定公共機関及び指定地方公共機関等とともに、<u>以下の</u>情報把握等のため、機能別に分けた<u>課</u>にそれぞれ職員を配置<u>することにより</u>、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、合同対策協議会（全体会議）への報告及び決定事項の関係機関への連絡、実施等を行うこととされている。 機能班の運営、機能については、国が定める「オフサイトセンター運営要領」によるものとされている。</p>	全 体 会 議		決 定 事 項	①緊急時対応方針の確認 ②応急対策の実施状況に関する情報の共有 ③放射線モニタリング状況・予測の報告 ④プラント状況・予測の報告 ⑤プレス広報内容の確認 ⑥住民広報内容の確認 ⑦県・町からの要望の取りまとめ ⑧政府現地対策本部長が必要と認めた事項の協議、報告	文言整理	<p>表3-3-2 合同対策協議会の役割</p> <table border="1" data-bbox="1715 327 2763 743"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1715 327 2763 396">全 体 会 議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1715 396 1804 743">決 定 事 項</td> <td data-bbox="1804 396 2763 743"> ①緊急時対応方針の確認 ②応急対策の実施状況に関する情報の共有 ③放射線モニタリング状況・予測の報告 ④プラント状況・予測の報告 ⑤プレス広報内容の確認 ⑥住民広報内容の確認 ⑦県・町からの要望の取りまとめ ⑧政府現地対策本部長が必要と認めた事項の協議、報告 </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 県は、原子力緊急事態宣言の発出等により、対策拠点施設において合同対策協議会が設置されることとなった場合は、<u>別に定める</u>職員を出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法について協議するものとする。</p> <p>ウ 県は、合同対策協議会に派遣された職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、市町村、事業者等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。</p> <p>表3-3-3 合同対策協議会に出席する職員 別に定めるものとする。</p> <p>(4) 対策拠点施設における機能班における活動 ア 機能班の設置 国現地対策本部は、対策拠点施設において、県現地本部、応急対策実施区域を管轄する市町村災害対策本部、原子力事業者、指定公共機関及び指定地方公共機関等とともに、<u>_____</u>情報把握等のため、機能別に分けた<u>班</u>にそれぞれ職員を配置<u>し</u>、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、合同対策協議会（全体会議）への報告及び決定事項の関係機関への連絡、実施等を行うこととされている。 機能班の運営、機能については、国が定める「オフサイトセンター運営要領」によるものとされている。</p>	全 体 会 議		決 定 事 項	①緊急時対応方針の確認 ②応急対策の実施状況に関する情報の共有 ③放射線モニタリング状況・予測の報告 ④プラント状況・予測の報告 ⑤プレス広報内容の確認 ⑥住民広報内容の確認 ⑦県・町からの要望の取りまとめ ⑧政府現地対策本部長が必要と認めた事項の協議、報告
全 体 会 議											
決 定 事 項	①緊急時対応方針の確認 ②応急対策の実施状況に関する情報の共有 ③放射線モニタリング状況・予測の報告 ④プラント状況・予測の報告 ⑤プレス広報内容の確認 ⑥住民広報内容の確認 ⑦県・町からの要望の取りまとめ ⑧政府現地対策本部長が必要と認めた事項の協議、報告										
全 体 会 議											
決 定 事 項	①緊急時対応方針の確認 ②応急対策の実施状況に関する情報の共有 ③放射線モニタリング状況・予測の報告 ④プラント状況・予測の報告 ⑤プレス広報内容の確認 ⑥住民広報内容の確認 ⑦県・町からの要望の取りまとめ ⑧政府現地対策本部長が必要と認めた事項の協議、報告										

頁	現 行	修正理由	修 正 案																																																
54	<p>表3-3-4 対策拠点施設における機能班の役割</p> <table border="1" data-bbox="243 327 1397 1167"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>機 能</th> <th>責 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 括 班</td> <td>総合調整</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 合同対策協議会の運営事務局 現地対策本部長の補佐 屋内退避／避難の勧告の検討及び緊急事態宣言解除に関する情報の集約 合同対策協議会における決定事項の関係機関への伝達 国本部、県・市町村本部等との連絡調整 </td> </tr> <tr> <td>広 報 班</td> <td>住民への広報 報道機関対応</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 住民への広報 報道機関への対応 </td> </tr> <tr> <td>プラント班</td> <td>事故状況把握 進展予測</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> プラント情報収集 事故の進展予測 </td> </tr> <tr> <td>放 射 線 班</td> <td>放射線影響評価・ 予測</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 放射線状況の整理と報告 被ばく線量の予測（SPEED I） 緊急時モニタリングデータの収集 飲食物摂取制限勧告の検討 </td> </tr> <tr> <td>医 療 班</td> <td>被災者の医療活動の 把握・調整</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握と報告 安定ヨウ素剤投与指示の検討 </td> </tr> <tr> <td>住民安全班</td> <td>被災者の援助及び 社会秩序の維持活動 の把握と調整</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 屋内退避／避難状況の把握 救助／救命状況の把握 交通規制状況の把握 緊急輸送の実施状況の把握 飲食物摂取制限の実施状況の把握 </td> </tr> <tr> <td>運営支援班</td> <td>対策拠点施設の管理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 対策拠点施設要員の食料等の調達 対策拠点施設の環境整備 対策拠点施設の出入管理 </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 県は、対策拠点施設において、合同対策協議会の組織とともに設置される機能班に現地本部要員を派遣し、発電所の状況の把握、環境放射線モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。</p> <p>なお、機能班が活動を開始した場合、それ以前に現地本部が行っていた事務の一部は、機能班に引き継ぐものとする。</p> <p>ウ 対策拠点施設の機能班に派遣される職員以外の現地本部員は、合同対策協議会（機能班）及び現地本部長（各班長）の指示等により、応急対策活動に従事するものとする。</p> <p>エ 機能班の活動により収集した情報等については、合同対策協議会において共有されるものとする。</p>	班	機 能	責 務	総 括 班	総合調整	<ul style="list-style-type: none"> 合同対策協議会の運営事務局 現地対策本部長の補佐 屋内退避／避難の勧告の検討及び緊急事態宣言解除に関する情報の集約 合同対策協議会における決定事項の関係機関への伝達 国本部、県・市町村本部等との連絡調整 	広 報 班	住民への広報 報道機関対応	<ul style="list-style-type: none"> 住民への広報 報道機関への対応 	プラント班	事故状況把握 進展予測	<ul style="list-style-type: none"> プラント情報収集 事故の進展予測 	放 射 線 班	放射線影響評価・ 予測	<ul style="list-style-type: none"> 放射線状況の整理と報告 被ばく線量の予測（SPEED I） 緊急時モニタリングデータの収集 飲食物摂取制限勧告の検討 	医 療 班	被災者の医療活動の 把握・調整	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握と報告 安定ヨウ素剤投与指示の検討 	住民安全班	被災者の援助及び 社会秩序の維持活動 の把握と調整	<ul style="list-style-type: none"> 屋内退避／避難状況の把握 救助／救命状況の把握 交通規制状況の把握 緊急輸送の実施状況の把握 飲食物摂取制限の実施状況の把握 	運営支援班	対策拠点施設の管理	<ul style="list-style-type: none"> 対策拠点施設要員の食料等の調達 対策拠点施設の環境整備 対策拠点施設の出入管理 		<p>表3-3-4 対策拠点施設における機能班の役割</p> <table border="1" data-bbox="1650 327 2804 1167"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>機 能</th> <th>責 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総 括 班</td> <td>総合調整</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 合同対策協議会の運営事務局 現地対策本部長の補佐 屋内退避／避難の勧告の検討及び緊急事態宣言解除に関する情報の集約 合同対策協議会における決定事項の関係機関への伝達 国本部、県・市町村本部等との連絡調整 </td> </tr> <tr> <td>広 報 班</td> <td>住民への広報 報道機関対応</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 住民への広報 報道機関への対応 </td> </tr> <tr> <td>プラント班</td> <td>事故状況把握 進展予測</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> プラント情報収集 事故の進展予測 </td> </tr> <tr> <td>放 射 線 班</td> <td>放射線影響評価・ 予測</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 放射線状況の整理と報告 被ばく線量の予測（SPEED I） 緊急時モニタリングデータの収集 飲食物摂取制限勧告の検討 </td> </tr> <tr> <td>医 療 班</td> <td>被災者の医療活動の 把握・調整</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握と報告 安定ヨウ素剤投与指示の検討 </td> </tr> <tr> <td>住民安全班</td> <td>被災者の援助及び 社会秩序の維持活動 の把握と調整</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 屋内退避／避難状況の把握 救助／救命状況の把握 交通規制状況の把握 緊急輸送の実施状況の把握 飲食物摂取制限の実施状況の把握 </td> </tr> <tr> <td>運営支援班</td> <td>対策拠点施設の管理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 対策拠点施設要員の食料等の調達 対策拠点施設の環境整備 対策拠点施設の出入管理 </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 県は、対策拠点施設において、合同対策協議会の組織とともに設置される機能班に現地本部要員を派遣し、発電所の状況の把握、環境放射線モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。</p> <p>なお、機能班が活動を開始した場合、それ以前に現地本部が行っていた事務の一部は、機能班に引き継ぐものとする。</p> <p>ウ 対策拠点施設の機能班に派遣される職員以外の現地本部員は、合同対策協議会（機能班）及び現地本部長（各班長）の指示等により、応急対策活動に従事するものとする。</p> <p>エ 機能班の活動により収集した情報等については、合同対策協議会において共有されるものとする。</p>	班	機 能	責 務	総 括 班	総合調整	<ul style="list-style-type: none"> 合同対策協議会の運営事務局 現地対策本部長の補佐 屋内退避／避難の勧告の検討及び緊急事態宣言解除に関する情報の集約 合同対策協議会における決定事項の関係機関への伝達 国本部、県・市町村本部等との連絡調整 	広 報 班	住民への広報 報道機関対応	<ul style="list-style-type: none"> 住民への広報 報道機関への対応 	プラント班	事故状況把握 進展予測	<ul style="list-style-type: none"> プラント情報収集 事故の進展予測 	放 射 線 班	放射線影響評価・ 予測	<ul style="list-style-type: none"> 放射線状況の整理と報告 被ばく線量の予測（SPEED I） 緊急時モニタリングデータの収集 飲食物摂取制限勧告の検討 	医 療 班	被災者の医療活動の 把握・調整	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握と報告 安定ヨウ素剤投与指示の検討 	住民安全班	被災者の援助及び 社会秩序の維持活動 の把握と調整	<ul style="list-style-type: none"> 屋内退避／避難状況の把握 救助／救命状況の把握 交通規制状況の把握 緊急輸送の実施状況の把握 飲食物摂取制限の実施状況の把握 	運営支援班	対策拠点施設の管理	<ul style="list-style-type: none"> 対策拠点施設要員の食料等の調達 対策拠点施設の環境整備 対策拠点施設の出入管理
班	機 能	責 務																																																	
総 括 班	総合調整	<ul style="list-style-type: none"> 合同対策協議会の運営事務局 現地対策本部長の補佐 屋内退避／避難の勧告の検討及び緊急事態宣言解除に関する情報の集約 合同対策協議会における決定事項の関係機関への伝達 国本部、県・市町村本部等との連絡調整 																																																	
広 報 班	住民への広報 報道機関対応	<ul style="list-style-type: none"> 住民への広報 報道機関への対応 																																																	
プラント班	事故状況把握 進展予測	<ul style="list-style-type: none"> プラント情報収集 事故の進展予測 																																																	
放 射 線 班	放射線影響評価・ 予測	<ul style="list-style-type: none"> 放射線状況の整理と報告 被ばく線量の予測（SPEED I） 緊急時モニタリングデータの収集 飲食物摂取制限勧告の検討 																																																	
医 療 班	被災者の医療活動の 把握・調整	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握と報告 安定ヨウ素剤投与指示の検討 																																																	
住民安全班	被災者の援助及び 社会秩序の維持活動 の把握と調整	<ul style="list-style-type: none"> 屋内退避／避難状況の把握 救助／救命状況の把握 交通規制状況の把握 緊急輸送の実施状況の把握 飲食物摂取制限の実施状況の把握 																																																	
運営支援班	対策拠点施設の管理	<ul style="list-style-type: none"> 対策拠点施設要員の食料等の調達 対策拠点施設の環境整備 対策拠点施設の出入管理 																																																	
班	機 能	責 務																																																	
総 括 班	総合調整	<ul style="list-style-type: none"> 合同対策協議会の運営事務局 現地対策本部長の補佐 屋内退避／避難の勧告の検討及び緊急事態宣言解除に関する情報の集約 合同対策協議会における決定事項の関係機関への伝達 国本部、県・市町村本部等との連絡調整 																																																	
広 報 班	住民への広報 報道機関対応	<ul style="list-style-type: none"> 住民への広報 報道機関への対応 																																																	
プラント班	事故状況把握 進展予測	<ul style="list-style-type: none"> プラント情報収集 事故の進展予測 																																																	
放 射 線 班	放射線影響評価・ 予測	<ul style="list-style-type: none"> 放射線状況の整理と報告 被ばく線量の予測（SPEED I） 緊急時モニタリングデータの収集 飲食物摂取制限勧告の検討 																																																	
医 療 班	被災者の医療活動の 把握・調整	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握と報告 安定ヨウ素剤投与指示の検討 																																																	
住民安全班	被災者の援助及び 社会秩序の維持活動 の把握と調整	<ul style="list-style-type: none"> 屋内退避／避難状況の把握 救助／救命状況の把握 交通規制状況の把握 緊急輸送の実施状況の把握 飲食物摂取制限の実施状況の把握 																																																	
運営支援班	対策拠点施設の管理	<ul style="list-style-type: none"> 対策拠点施設要員の食料等の調達 対策拠点施設の環境整備 対策拠点施設の出入管理 																																																	

福島県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修正理由	修 正 案
55	<p>表3-3-5 機能班に派遣する職員別に定めるものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>マニュアルの反映</p>	<p>表3-3-5 機能班に派遣する職員別に定めるものとする。</p> <p>(5) <u>原子力被災者生活支援チームとの連携</u> <u>ア 原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。</u> <u>イ 県は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等を対象とする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</u></p>

頁	現 行	修正理由	修 正 案
57	<p>イ 関係市町村における指示の伝達と広報 関係市町村は、国及び県と連携し、住民、一般事業所等に対して、次により指示の伝達と広報を行うものとする。 (7) 防災行政無線、広報車、インターネット等、携帯電話への緊急速報メール、テレビ・ラジオ、臨時災害FM局の開設、現在のコミュニティFM放送局などを活用する。 (イ) 広報車、消防団員等の巡回により、住民の安全確保に努め、必要な指示を伝達する。 (ウ) 広報に<u>あ</u>たっては、災害時要援護者、一般事業所、観光客等一時滞在者への伝達に十分配慮し、伝達ルート^アの事前確認を行うとともに、防災行政無線戸別受信機、ファクシミリ、電光掲示板等の複合的な伝達手段の活用^イに努めるものとする。</p> <p>(2) 周辺海域の船舶等に対する指示の伝達と広報 ア 浜通り地方の各漁業組合は、県〔現地本部〕の指示の<u>もと</u>、漁業無線等により、周辺地域の漁船等の船舶に対し、緊急事態の発生を周知させ、安全海域への避難を呼びかけるものとする。 イ 福島海上保安部は、周辺地域の船舶等に対し、必要な情報を提供するとともに、安全な海域へ避難するよう指示することとされている。</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の地域に対する指示の伝達と広報 ア 県〔災害対策本部〕は、関係市町村以外の県内全市町村に対し、県総合情報通信ネットワークや電子メール等を利用して、災害情報の伝達を行うものとし、重要な指示等については、電話等でその着信を確認するものとする。ただし、伝達する情報の内容については、近接する市町村、さらにそれ以外の市町村に対するもの^アに分類し、指示内容、頻度等の相違に配慮するものとする。 また、隣接県に対しては、通報を行うものとする。 イ 県〔災害対策本部〕は、(1)及び(2)以外の地域の住民等に対し、テレビ・ラジオ・新聞及びインターネット等により、必要な情報を提供するとともに、電話の自粛等災害応急対策の円滑な実施に対する協力を求めるものとする。 また、必要に応じ、国に対して国民に対する広報及び協力要請の実施を求めるものとする。</p> <p>(4) 問い合わせ窓口の設置 県は、国、市町村、事業者と連携し、必要に応じて、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を設置し、人員の配置等体制を確立するものとする。 なお、窓口を設置した時は、窓口の所在地、専用電話番号等について、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、インターネット等により、速やかに住民等に周知するものとする。 ア 現地本部（対策拠点施設）に設置する窓口における対応 イ 災害対策本部（県庁）に設置する窓口における対応 ウ 関係市町村等に設置する窓口における対応</p>	<p>文言整理</p>	<p>イ 関係市町村における指示の伝達と広報 関係市町村は、国及び県と連携し、住民、一般事業所等に対して、次により指示の伝達と広報を行うものとする。 (7) 防災行政無線、広報車、インターネット等、携帯電話への緊急速報メール、テレビ・ラジオ、臨時災害FM局の開設、現在のコミュニティFM放送局などを活用する。 (イ) 広報車、消防団員等の巡回により、住民の安全確保に努め、必要な指示を伝達する。 (ウ) 広報に<u>当</u>たっては、災害時要援護者、一般事業所、観光客等一時滞在者への伝達に十分配慮し、伝達ルート^アの事前確認を行うとともに、防災行政無線戸別受信機、ファクシミリ、電光掲示板等の複合的な伝達手段の活用^イに努めるものとする。</p> <p>(2) 周辺海域の船舶等に対する指示の伝達と広報 ア 浜通り地方の各漁業組合は、県〔現地本部〕の指示の<u>下</u>、漁業無線等により、周辺地域の漁船等の船舶に対し、緊急事態の発生を周知させ、安全海域への避難を呼びかけるものとする。 イ 福島海上保安部は、周辺地域の船舶等に対し、必要な情報を提供するとともに、安全な海域へ避難するよう指示することとされている。</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の地域に対する指示の伝達と広報 ア 県〔災害対策本部〕は、関係市町村以外の県内全市町村に対し、県総合情報通信ネットワークや電子メール等を利用して、災害情報の伝達を行うものとし、重要な指示等については、電話等でその着信を確認するものとする。ただし、伝達する情報の内容については、近接する市町村、さらにそれ以外の市町村に対するもの^アに分類し、指示内容、頻度等の相違に配慮するものとする。 また、隣接県に対しては、通報を行うものとする。 イ 県〔災害対策本部〕は、(1)及び(2)以外の地域の住民等に対し、テレビ・ラジオ・新聞及びインターネット等により、必要な情報を提供するとともに、電話の自粛等災害応急対策の円滑な実施に対する協力を求めるものとする。 また、必要に応じ、国に対して国民に対する広報及び協力要請の実施を求めるものとする。</p> <p>(4) 問い合わせ窓口の設置 県は、国、市町村、事業者と連携し、必要に応じて、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を設置し、人員の配置等体制を確立するものとする。 なお、窓口を設置した時は、窓口の所在地、専用電話番号等について、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、インターネット等により、速やかに住民等に周知するものとする。 ア 現地本部（対策拠点施設）に設置する窓口における対応 イ 災害対策本部（県庁）に設置する窓口における対応 ウ 関係市町村等に設置する窓口における対応</p>

頁	現 行	修正理由	修 正 案																								
59	<p>5 緊急時環境放射線モニタリング</p> <p>(1) 緊急時モニタリング体制</p> <p>ア 緊急時モニタリング班の設置</p> <p>県〔県民安全総室〕は、発電所の原子力防災管理者から原災法第10条の特定事象発生の通報を受けた場合、<u>また</u>は、発電所周辺地域におけるモニタリングによって空間放射線量が5マイクロシーベルト/時（≒5マイクログレイ/時）の値を検出したときは、緊急時モニタリング班を設置する。</p> <p>イ 関係機関の協力</p> <p>(7) 情報の提供</p> <p>発電所の原子力防災管理者、福島地方気象台長及び関係市町村長は、緊急時モニタリングの実施に<u>あ</u>たり、必要な情報を提供するものとする。</p> <p>(イ) 緊急時モニタリング活動に対する協力要請</p> <p>県〔県民安全総室〕は、関係市町村長に対し、緊急時モニタリング要員の派遣や実施に関する協力を要請するものとする。</p> <p>また、県〔県民安全総室〕は、必要に応じ、陸上自衛隊東北方面総監部及び福島海上保安部に対し、空中及び海上の緊急時モニタリングに対する協力を要請するものとする。</p> <p>ウ 緊急時モニタリング班の組織は次のとおりとする。</p>  <p>エ 緊急時モニタリング班の機能は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="240 1375 1380 1858"> <thead> <tr> <th colspan="2">チーム名</th> <th>機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">企画評価チーム</td> <td>放出源状況の確認 気象情報の収集 緊急時環境放射線モニタリング実施計画の策定 緊急時環境放射線モニタリング結果の評価解析 SPEEDIネットワークシステムによる予測情報の収集 放射線量率の予測地図の作成 空气中放射能濃度予測地図の作成 予測線量評価</td> </tr> <tr> <td colspan="2">情報収集チーム</td> <td>緊急時環境放射線モニタリング結果の集計整理 緊急時環境放射線モニタリングに関する情報の収集及び連絡</td> </tr> <tr> <td>測定チーム</td> <td>テレメータ監視グループ</td> <td>モニタリングポストによる監視 ダストモニタによる監視 気象観測装置による観測 移動測定車による監視</td> </tr> </tbody> </table>	チーム名		機能	企画評価チーム		放出源状況の確認 気象情報の収集 緊急時環境放射線モニタリング実施計画の策定 緊急時環境放射線モニタリング結果の評価解析 SPEEDIネットワークシステムによる予測情報の収集 放射線量率の予測地図の作成 空气中放射能濃度予測地図の作成 予測線量評価	情報収集チーム		緊急時環境放射線モニタリング結果の集計整理 緊急時環境放射線モニタリングに関する情報の収集及び連絡	測定チーム	テレメータ監視グループ	モニタリングポストによる監視 ダストモニタによる監視 気象観測装置による観測 移動測定車による監視	<p>文言整理</p>	<p>5 緊急時環境放射線モニタリング</p> <p>(1) 緊急時モニタリング体制</p> <p>ア 緊急時モニタリング班の設置</p> <p>県〔県民安全総室〕は、発電所の原子力防災管理者から原災法第10条の特定事象発生の通報を受けた場合、<u>又</u>は、発電所周辺地域におけるモニタリングによって空間放射線量が5マイクロシーベルト/時（≒5マイクログレイ/時）の値を検出したときは、緊急時モニタリング班を設置する。</p> <p>イ 関係機関の協力</p> <p>(7) 情報の提供</p> <p>発電所の原子力防災管理者、福島地方気象台長及び関係市町村長は、緊急時モニタリングの実施に<u>当</u>たり、必要な情報を提供するものとする。</p> <p>(イ) 緊急時モニタリング活動に対する協力要請</p> <p>県〔県民安全総室〕は、関係市町村長に対し、緊急時モニタリング要員の派遣や実施に関する協力を要請するものとする。</p> <p>また、県〔県民安全総室〕は、必要に応じ、陸上自衛隊東北方面総監部及び福島海上保安部に対し、空中及び海上の緊急時モニタリングに対する協力を要請するものとする。</p> <p>ウ 緊急時モニタリング班の組織は次のとおりとする。</p>  <p>エ 緊急時モニタリング班の機能は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1644 1375 2783 1858"> <thead> <tr> <th colspan="2">チーム名</th> <th>機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">企画評価チーム</td> <td>放出源状況の確認 気象情報の収集 緊急時環境放射線モニタリング実施計画の策定 緊急時環境放射線モニタリング結果の評価解析 SPEEDIネットワークシステムによる予測情報の収集 放射線量率の予測地図の作成 空气中放射能濃度予測地図の作成 予測線量評価</td> </tr> <tr> <td colspan="2">情報収集チーム</td> <td>緊急時環境放射線モニタリング結果の集計整理 緊急時環境放射線モニタリングに関する情報の収集及び連絡</td> </tr> <tr> <td>測定チーム</td> <td>テレメータ監視グループ</td> <td>モニタリングポストによる監視 ダストモニタによる監視 気象観測装置による観測 移動測定車による監視</td> </tr> </tbody> </table>	チーム名		機能	企画評価チーム		放出源状況の確認 気象情報の収集 緊急時環境放射線モニタリング実施計画の策定 緊急時環境放射線モニタリング結果の評価解析 SPEEDIネットワークシステムによる予測情報の収集 放射線量率の予測地図の作成 空气中放射能濃度予測地図の作成 予測線量評価	情報収集チーム		緊急時環境放射線モニタリング結果の集計整理 緊急時環境放射線モニタリングに関する情報の収集及び連絡	測定チーム	テレメータ監視グループ	モニタリングポストによる監視 ダストモニタによる監視 気象観測装置による観測 移動測定車による監視
チーム名		機能																									
企画評価チーム		放出源状況の確認 気象情報の収集 緊急時環境放射線モニタリング実施計画の策定 緊急時環境放射線モニタリング結果の評価解析 SPEEDIネットワークシステムによる予測情報の収集 放射線量率の予測地図の作成 空气中放射能濃度予測地図の作成 予測線量評価																									
情報収集チーム		緊急時環境放射線モニタリング結果の集計整理 緊急時環境放射線モニタリングに関する情報の収集及び連絡																									
測定チーム	テレメータ監視グループ	モニタリングポストによる監視 ダストモニタによる監視 気象観測装置による観測 移動測定車による監視																									
チーム名		機能																									
企画評価チーム		放出源状況の確認 気象情報の収集 緊急時環境放射線モニタリング実施計画の策定 緊急時環境放射線モニタリング結果の評価解析 SPEEDIネットワークシステムによる予測情報の収集 放射線量率の予測地図の作成 空气中放射能濃度予測地図の作成 予測線量評価																									
情報収集チーム		緊急時環境放射線モニタリング結果の集計整理 緊急時環境放射線モニタリングに関する情報の収集及び連絡																									
測定チーム	テレメータ監視グループ	モニタリングポストによる監視 ダストモニタによる監視 気象観測装置による観測 移動測定車による監視																									

頁	現 行	修正理由	修 正 案																				
60	<table border="1" data-bbox="243 283 1377 558"> <tr> <td rowspan="2">測定チーム</td> <td>サーベイグループ</td> <td>空間線量率の測定</td> </tr> <tr> <td>分析測定グループ</td> <td>積算線量計等による積算線量の測定 環境試料中の放射性核種分析</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">試料採取チーム</td> <td>試料採取グループ</td> <td>大気中のヨウ素採取 環境試料の採取</td> </tr> <tr> <td>積算線量計取付回収グループ</td> <td>積算線量計等の取付回収</td> </tr> </table> <p data-bbox="243 577 1403 714">オ 緊急時モニタリング実施のための派遣要員及び機器等 緊急時モニタリング実施のための要員及び機器については、緊急時モニタリング実施要領に定める。 また、緊急事態宣言が発出された場合に国から派遣される要員及び機器等についても、緊急時モニタリング実施要領に定める。</p> <p data-bbox="243 751 1403 955">(2) 緊急時モニタリング活動 緊急時モニタリング班長は、緊急時モニタリング班の設置後において、直ちに平常時のモニタリングを強化し、環境における放射性物質等の影響の有無またはその大きさを迅速に把握するとともに、適切な防護対策の決定に資するために周辺環境における予測線量を迅速に推定するための第1段階モニタリングと周辺住民が実際に被ばくしたと考えられる線量を評価し、あわせて環境中に放出された放射性物質の状況を把握する第2段階モニタリングを実施するものとする。</p> <p data-bbox="243 961 1403 1129">ア 第1段階モニタリング 第1段階モニタリングは、災害対策本部が設置されると同時に開始し、屋内退避・避難、立入制限、飲食物摂取制限等、応急対策の必要性の有無を判断するため次の措置を講ずるものとする。 なお、モニタリング要員が参集し緊急時モニタリング班としての体制が整うまでの間は、テレメータシステム等の無人観測装置による平常時のモニタリング体制の強化により対応するものとする。</p> <p data-bbox="243 1136 1403 1833">(7) 放出源状況の確認 (イ) 気象データの収集 (ウ) SPEEDIネットワークシステムによる予測情報の収集 (エ) 放射線量率の予測地図の作成 (オ) 大気中放射能濃度予測地図の作成 (カ) 予測線量評価 (キ) 緊急時モニタリング実施範囲、測定項目等の決定 (ク) 緊急時モニタリングの実施 a 測定項目 ・ 空間放射線量率（ガンマ線、中性子線） ・ 空間積算線量（ガンマ線） ・ 大気中の放射性ヨウ素濃度 ・ 大気中の放射性粒子状物質濃度 ・ 環境試料中の放射性ヨウ素、放射性セシウム等濃度（飲料水・葉菜・原乳・穀類・肉・卵・魚等） b 測定及び試料採取地点 初期段階においては以下の地点を重点的に実施するものとするが、気象条件、地理的条件及び事故の状況によっては、モニタリング実施範囲を限定することができなくなることが想定されるため、常に地域全体の分布状況の把握に努め、気象条件等の変化に応じた測定地点を選定するものとする。 なお、測定及び採取地点は、緊急時モニタリング実施要領に定める地点の内から選定するもの</p>	測定チーム	サーベイグループ	空間線量率の測定	分析測定グループ	積算線量計等による積算線量の測定 環境試料中の放射性核種分析	試料採取チーム	試料採取グループ	大気中のヨウ素採取 環境試料の採取	積算線量計取付回収グループ	積算線量計等の取付回収	<p data-bbox="1448 283 1558 315">文言整理</p>	<table border="1" data-bbox="1647 283 2781 558"> <tr> <td rowspan="2">測定チーム</td> <td>サーベイグループ</td> <td>空間線量率の測定</td> </tr> <tr> <td>分析測定グループ</td> <td>積算線量計等による積算線量の測定 環境試料中の放射性核種分析</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">試料採取チーム</td> <td>試料採取グループ</td> <td>大気中のヨウ素採取 環境試料の採取</td> </tr> <tr> <td>積算線量計取付回収グループ</td> <td>積算線量計等の取付回収</td> </tr> </table> <p data-bbox="1647 577 2807 714">オ 緊急時モニタリング実施のための派遣要員及び機器等 緊急時モニタリング実施のための要員及び機器については、緊急時モニタリング計画に定める。 また、緊急事態宣言が発出された場合に国から派遣される要員及び機器等についても、緊急時モニタリング実施要領に定める。</p> <p data-bbox="1647 751 2807 955">(2) 緊急時モニタリング活動 緊急時モニタリング班長は、緊急時モニタリング班の設置後_____、直ちに平常時のモニタリングを強化し、環境における放射性物質等の影響の有無又はその大きさを迅速に把握するとともに、適切な防護対策の決定に資するために周辺環境における予測線量を迅速に推定するための第1段階モニタリングと周辺住民が実際に被ばくしたと考えられる線量を評価し、あわせて環境中に放出された放射性物質の状況を把握する第2段階モニタリングを実施するものとする。</p> <p data-bbox="1647 961 2807 1129">ア 第1段階モニタリング 第1段階モニタリングは、災害対策本部が設置されると同時に開始し、屋内退避・避難、立入制限、飲食物摂取制限等、応急対策の必要性の有無を判断するため次の措置を講ずるものとする。 なお、モニタリング要員が参集し緊急時モニタリング班としての体制が整うまでの間は、テレメータシステム等の無人観測装置による平常時のモニタリング体制の強化により対応するものとする。</p> <p data-bbox="1647 1136 2807 1833">(7) 放出源状況の確認 (イ) 気象データの収集 (ウ) SPEEDIネットワークシステムによる予測情報の収集 (エ) 放射線量率の予測地図の作成 (オ) 大気中放射能濃度予測地図の作成 (カ) 予測線量評価 (キ) 緊急時モニタリング実施範囲、測定項目等の決定 (ク) 緊急時モニタリングの実施 a 測定項目 ・ 空間放射線量率（ガンマ線、中性子線） ・ 空間積算線量（ガンマ線） ・ 大気中の放射性ヨウ素濃度 ・ 大気中の放射性粒子状物質濃度 ・ 環境試料中の放射性ヨウ素、放射性セシウム等濃度（飲料水・葉菜・原乳・穀類・肉・卵・魚等） b 測定及び試料採取地点 初期段階においては以下の地点を重点的に実施するものとするが、気象条件、地理的条件及び事故の状況によっては、モニタリング実施範囲を限定することができなくなることが想定されるため、常に地域全体の分布状況の把握に努め、気象条件等の変化に応じた測定地点を選定するものとする。 なお、測定及び採取地点は、緊急時モニタリング計画に定める地点の内から選定するもの</p>	測定チーム	サーベイグループ	空間線量率の測定	分析測定グループ	積算線量計等による積算線量の測定 環境試料中の放射性核種分析	試料採取チーム	試料採取グループ	大気中のヨウ素採取 環境試料の採取	積算線量計取付回収グループ	積算線量計等の取付回収
測定チーム	サーベイグループ		空間線量率の測定																				
	分析測定グループ	積算線量計等による積算線量の測定 環境試料中の放射性核種分析																					
試料採取チーム	試料採取グループ	大気中のヨウ素採取 環境試料の採取																					
	積算線量計取付回収グループ	積算線量計等の取付回収																					
測定チーム	サーベイグループ	空間線量率の測定																					
	分析測定グループ	積算線量計等による積算線量の測定 環境試料中の放射性核種分析																					
試料採取チーム	試料採取グループ	大気中のヨウ素採取 環境試料の採取																					
	積算線量計取付回収グループ	積算線量計等の取付回収																					

頁	現 行	修正理由	修 正 案
61	<p>とし、必要により空中及び海上において緊急時モニタリングを実施する場合の測定地点は緊急時モニタリング班が定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気中ヨウ素最大濃度及びガンマ線最大線量率の出現予測地点 ・ 発電所近傍の陸上の全方位 ・ 予測される大気中ヨウ素最大濃度地点を中心とした約60°セクター（扇形）内 ・ 風下方向の人口密集地帯集落 <p>c 測定使用機器 測定使用機器は、緊急時モニタリング実施要領に定める。</p> <p>イ 第2段階モニタリング 第2段階モニタリングは、第1段階モニタリングに引き続き、より広範な地域について、住民の線量評価を目的とし、より詳細な測定を実施するとともに、蓄積放射能の時間的変化の追跡などを実施し、以下の評価解析を行うものとする。</p> <p>(7) 摂取による住民の甲状腺予測線量評価</p> <p>(イ) 蓄積放射能の時間的変化の追跡</p> <p>(ウ) 住民の実効線量評価</p> <p>(I) 緊急時モニタリングの実施</p> <p>a 測定項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空間放射線量率（ガンマ線） ・ 空間積算線量（ガンマ線） ・ 大気中の放射性ヨウ素濃度 ・ 大気中の放射性粒子状物質濃度 ・ 環境試料中の放射性ヨウ素、放射性セシウム濃度（飲料水・葉菜・原乳・穀類・肉・卵・魚等） ・ 環境試料中の人工放射性核種濃度 <p>b 測定及び試料採取地点 第1段階モニタリングの結果、必要と認められる地点</p> <p>c 測定方法 測定方法は、緊急時モニタリング実施要領に定める。</p> <p>(3) 測定結果の報告等 測定結果は、企画評価チームが評価・解析し、緊急時モニタリング班長に報告する。 緊急時モニタリング班長は、モニタリング結果を、随時、現地本部長に報告するものとする。 なお、原子力緊急事態宣言が発出され対策拠点施設に合同対策協議会が設置されている場合は、放射線班が、モニタリング情報を集約し、評価を行い、合同対策協議会において報告することとされている。 なお、報告様式は、緊急時モニタリング実施要領に定める。</p> <p>(4) 緊急時モニタリング実施のために通信連絡 緊急時モニタリング実施のための通信連絡系統は、緊急時モニタリング実施要領に定める。</p> <p>(5) 県内各地における空間線量率等の測定 県〔県民安全総室〕は、暫定的な重点地域外の県民等の安全を確保するため、県内の各地方振興局の所在地及び県境付近において、空間線量率等の測定を行うものとする。 測定結果については、県民安全総室または災害対策本部設置後は災害対策本部が、総合情報通信ネットワークや電子メール等により、県内全市町村、関係機関等に送付するものとする。</p>	<p>文言整理</p>	<p>とし、必要により空中及び海上において緊急時モニタリングを実施する場合の測定地点は緊急時モニタリング班が定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気中ヨウ素最大濃度及びガンマ線最大線量率の出現予測地点 ・ 発電所近傍の陸上の全方位 ・ 予測される大気中ヨウ素最大濃度地点を中心とした約60°セクター（扇形）内 ・ 風下方向の人口密集地帯集落 <p>c 測定使用機器 測定使用機器は、緊急時モニタリング計画に定める。</p> <p>イ 第2段階モニタリング 第2段階モニタリングは、第1段階モニタリングに引き続き、より広範な地域について、住民の線量評価を目的とし、より詳細な測定を実施するとともに、蓄積放射能の時間的変化の追跡などを実施し、以下の評価解析を行うものとする。</p> <p>(7) 摂取による住民の甲状腺予測線量評価</p> <p>(イ) 蓄積放射能の時間的変化の追跡</p> <p>(ウ) 住民の実効線量評価</p> <p>(I) 緊急時モニタリングの実施</p> <p>a 測定項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空間放射線量率（ガンマ線） ・ 空間積算線量（ガンマ線） ・ 大気中の放射性ヨウ素濃度 ・ 大気中の放射性粒子状物質濃度 ・ 環境試料中の放射性ヨウ素、放射性セシウム濃度（飲料水・葉菜・原乳・穀類・肉・卵・魚等） ・ 環境試料中の人工放射性核種濃度 <p>b 測定及び試料採取地点 第1段階モニタリングの結果、必要と認められる地点</p> <p>c 測定方法 測定方法は、緊急時モニタリング計画に定める。</p> <p>(3) 測定結果の報告等 測定結果は、企画評価チームが評価・解析し、緊急時モニタリング班長に報告する。 緊急時モニタリング班長は、モニタリング結果を、随時、現地本部長に報告するものとする。 なお、原子力緊急事態宣言が発出され対策拠点施設に合同対策協議会が設置されている場合は、放射線班が、モニタリング情報を集約し、評価を行い、合同対策協議会において報告することとされている。 なお、報告様式は、緊急時モニタリング計画に定める。</p> <p>(4) 緊急時モニタリング実施のために通信連絡 緊急時モニタリング実施のための通信連絡系統は、緊急時モニタリング計画に定める。</p> <p>(5) 県内各地における空間線量率等の測定 県〔県民安全総室〕は、暫定的な重点区域外の県民等の安全を確保するため、県内の各地方振興局の所在地及び県境付近において、空間線量率等の測定を行うものとする。 測定結果については、県民安全総室又は災害対策本部設置後は災害対策本部が、総合情報通信ネットワークや電子メール等により、県内全市町村、関係機関等に送付するものとする。</p>

頁	現 行	修正理由	修 正 案																						
62	<p>6 退避及び避難</p> <p>(1) 速やかな住民避難のための準備</p> <p>県及び市町村は、原災法第15条の緊急事態において、国が自治体に行う住民避難等の指示に対し、速やかに実施に移せる体制をとるため、<u>原災法第10条の通報</u>受信後、直ちに住民の屋内退避<u>また</u>は避難のための準備として、モニタリング情報の収集、気象条件はSPEED I等の情報を勘案し、避難等の範囲、避難道路、避難先及び受<u>入</u>の調整の検討を開始するとともに、避難所等の開設準備、住民輸送のための車両の確保、広報車等の準備等を行う</p> <p>(2) 屋内退避及び避難に関する指標 国及び事業者が定めるところによるものとする。 <u>ただし、国及び事業者が指標を定めるまでの間は、下表のとおり防災指針によるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="261 716 1329 1161"> <thead> <tr> <th colspan="2"><u>予測線量（単位：ミリシーベルト）</u></th> <th rowspan="2"><u>防 護 対 策 の 内 容</u></th> </tr> <tr> <th><u>外部被ばくによる実効線量</u></th> <th><u>内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1.0～5.0</u></td> <td><u>1.00～5.00</u></td> <td><u>住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線またはガンマ線の放出に対しては、現地対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するかまたは避難すること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>5.0以上</u></td> <td><u>5.00以上</u></td> <td><u>住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、または避難すること。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 <u>予測線量は、災害対策本部等において算定し、これに基づく周辺住民の防護対策措置についての指示等が行われる。</u> 2 <u>予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。</u> 3 <u>外部被ばくの実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量が同一レベルにない時は、いずれか高いレベルの線量に応じた防護対策をとるものとする。</u></p> <p>(3) 屋内退避及び避難の決定、実施</p> <p>関係市町村長は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、内閣総理大臣からの<u>屋内退避及び避難等を要する区域（以下「防護対策区域」という。）</u>についての指示に従い、<u>また</u>は独自の判断により、<u>防護対策地区における屋内退避及び避難等の実施を決定し、</u>住民等に対し<u>屋内退避または避難のための立ち退きの勧告、または指示を行うものとする。</u></p> <p>知事は、関係市町村長に対し、内閣総理大臣の指示に従い、<u>また</u>は独自の判断により、住民等に対する<u>屋内退避または避難</u>の指示の連絡、確認等の必要な緊急事態応急対策を実施するよう指示するとともに、市町村に協力して住民の避難状況等の確認を行<u>うものとする。</u></p>	<u>予測線量（単位：ミリシーベルト）</u>		<u>防 護 対 策 の 内 容</u>	<u>外部被ばくによる実効線量</u>	<u>内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量</u>	<u>1.0～5.0</u>	<u>1.00～5.00</u>	<u>住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線またはガンマ線の放出に対しては、現地対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するかまたは避難すること。</u>	<u>5.0以上</u>	<u>5.00以上</u>	<u>住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、または避難すること。</u>	<p>速やかな体制確立のため</p> <p>文言整理</p> <p>指針の反映</p> <p>マニュアルの反映</p> <p>マニュアルの反映</p>	<p>6 退避及び避難</p> <p>(1) 速やかな住民避難のための準備</p> <p>県及び市町村は、原災法第15条の緊急事態において、国が自治体に行う住民避難等の指示に対し、速やかに実施に移せる体制をとるため、<u>警戒事象の通報</u>受信後、直ちに住民の屋内退避<u>又は</u>避難のための準備として、モニタリング情報の収集、気象条件はSPEED I等の情報を勘案し、避難等の範囲、避難道路、避難先及び受<u>け入れ</u>の調整の検討を開始するとともに、避難所等の開設準備、住民輸送のための車両の確保、広報車等の準備等を行う。</p> <p>(2) 屋内退避及び避難に関する指標 <u>原子力災害対策指針</u>及び事業者が定めるところによるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1662 716 2730 1161"> <thead> <tr> <th colspan="2"><u>予測線量（単位：ミリシーベルト）</u></th> <th rowspan="2"><u>防 護 対 策 の 内 容</u></th> </tr> <tr> <th><u>外部被ばくによる実効線量</u></th> <th><u>内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1.0～5.0</u></td> <td><u>1.00～5.00</u></td> <td><u>住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線またはガンマ線の放出に対しては、現地対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するかまたは避難すること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>5.0以上</u></td> <td><u>5.00以上</u></td> <td><u>住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、または避難すること。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 <u>予測線量は、災害対策本部等において算定し、これに基づく周辺住民の防護対策措置についての指示等が行われる。</u> 2 <u>予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。</u> 3 <u>外部被ばくの実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量が同一レベルにない時は、いずれか高いレベルの線量に応じた防護対策をとるものとする。</u></p> <p>(3) 屋内退避及び避難の決定、実施</p> <p><u>ア P A Zにおける避難</u></p> <p>関係市町村長は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、内閣総理大臣からの<u>P A Zの予防的防護措置（避難）</u>についての指示に従い、<u>又は</u>独自の判断により、<u>住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。</u></p> <p>知事は、関係市町村長に対し、内閣総理大臣の指示に従い、<u>又は</u>独自の判断により、住民等に対する<u>避難のための立ち退き</u>の指示の連絡、確認等の必要な緊急事態応急対策を実施するよう指示するとともに、市町村に協力して住民の避難状況等の確認を行<u>い、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</u></p> <p>県は、<u>P A Zの避難実施に合わせ、原則としてU P Zにおける屋内退避を行うこととし、対象となる市町村に伝達するものとする。</u></p>	<u>予測線量（単位：ミリシーベルト）</u>		<u>防 護 対 策 の 内 容</u>	<u>外部被ばくによる実効線量</u>	<u>内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量</u>	<u>1.0～5.0</u>	<u>1.00～5.00</u>	<u>住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線またはガンマ線の放出に対しては、現地対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するかまたは避難すること。</u>	<u>5.0以上</u>	<u>5.00以上</u>	<u>住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、または避難すること。</u>
<u>予測線量（単位：ミリシーベルト）</u>		<u>防 護 対 策 の 内 容</u>																							
<u>外部被ばくによる実効線量</u>	<u>内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量</u>																								
<u>1.0～5.0</u>	<u>1.00～5.00</u>	<u>住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線またはガンマ線の放出に対しては、現地対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するかまたは避難すること。</u>																							
<u>5.0以上</u>	<u>5.00以上</u>	<u>住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、または避難すること。</u>																							
<u>予測線量（単位：ミリシーベルト）</u>		<u>防 護 対 策 の 内 容</u>																							
<u>外部被ばくによる実効線量</u>	<u>内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量</u>																								
<u>1.0～5.0</u>	<u>1.00～5.00</u>	<u>住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め、気密性に配慮すること。ただし、施設から直接放出される中性子線またはガンマ線の放出に対しては、現地対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するかまたは避難すること。</u>																							
<u>5.0以上</u>	<u>5.00以上</u>	<u>住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、または避難すること。</u>																							

頁	現 行	修正理由	修 正 案
65	<p>○ 開設報告事項 a 避難所開設の日時及び場所 b 箇所数及び収容人員</p> <hr/> <p>(イ) 避難所の周知 関係市町村長は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、合同対策協議会に連絡する。</p> <p>(ウ) 避難所における措置 避難所における市町村長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>a 被災者の収容 b 被災者に対する給水、給食措置 c 負傷者に対する医療救護措置 d 被災者に対する生活必需物資の供給措置 e 被災者への情報提供（必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ、インターネット等の災害情報を入手する機器及び電話、ファクシミリ等の通信機器の設置を図ること。） f その他被災状況に応じた応援救援措置</p> <hr/> <p>(イ) 県有施設の利用 県は、市町村長の要請に応じ、被災者を一時収容するため、県有施設の一部を提供するものとし、施設管理者は、市町村長が行う収容活動に協力する。</p> <hr/> <p>(オ) その他の施設の利用 関係市町村長は、あらかじめ指定した避難所で不足する場合は、県を経由して厚生労働省と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を開設するものとする。</p> <p>1 県の措置 県〔現地本部〕は、関係市町村長から避難状況、収容を要する人員及び収容状況の報告を受けたときは、その状況を把握するとともに、その指導及び実施状況を確認するものとする。</p> <p>(5) 屋内退避及び避難の実施 ア 屋内退避 (7) 関係市町村は、屋内退避を決定したときは、あらかじめ定める避難計画に基づき、屋内退避地区住民に対して、屋内退避を指示するものとする。 (イ) 県〔現地本部〕は、関係市町村が屋内退避を決定したときは、テレビ・ラジオ、新聞及びインターネット等を通じて屋内退避地区内の住民に周知するとともに、原子力災害に係る情報を提供し、住民の安全確保に努めるものとする。</p> <p>イ コンクリート屋内退避または避難 (7) 関係市町村は、コンクリート屋内退避または避難を決定したときは、対象地区の住民に対し、避難場所、携帯品等の留意事項を含め、コンクリート屋内退避または避難を指示するものとする。 (イ) 県〔現地本部〕は、関係市町村がコンクリート屋内退避または避難を決定したときは、テレビ・ラジオ、新聞及びインターネット等を通じて対象地区の住民に周知するとともに、原子力災害に係る情報を提供し、住民の安全確保に努めるものとする。 また、県は、避難者の輸送及び誘導等について、関係市町村への協力体制を整えるものとし、警察、及び周辺輸送機関等に対して協力を要請するものとする。</p>	<p>震災対策編との整合</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>文言整理</p>	<p>○ 開設報告事項 a 避難所開設の日時及び場所 b 箇所数及び収容人員 c 開設期間見込み</p> <p>(イ) 避難所の周知 関係市町村長は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、合同対策協議会に連絡する。</p> <p>(ウ) 避難所における措置 避難所における市町村長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>a 被災者の収容 b 被災者に対する給水、給食措置 c 負傷者に対する医療救護措置 d 被災者に対する生活必需物資の供給措置 e 被災者への情報提供（必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ、インターネット等の災害情報を入手する機器及び電話、ファクシミリ等の通信機器の設置を図ること。） f その他被災状況に応じた応援救援措置</p> <p>なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。</p> <p>(イ) 県有施設の利用 県は、市町村長の要請に応じ、被災者を一時収容するため、県有施設の一部を提供するものとし、施設管理者は、市町村長が行う収容活動に協力する。</p> <p>なお、施設管理者は、収容の用に供する施設の部分を明示して提供するものとし、収容した被災者の管理は、市町村長が実施する。</p> <p>(オ) その他の施設の利用 関係市町村長は、あらかじめ指定した避難所で不足する場合は、県を経由して厚生労働省と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を開設するものとする。</p> <p>2 県の措置 県〔現地本部〕は、関係市町村長から避難状況、収容を要する人員及び収容状況の報告を受けたときは、その状況を把握するとともに、その指導及び実施状況を確認するものとする。</p> <p>(7) 屋内退避及び避難の実施 ア 屋内退避 (7) 関係市町村は、屋内退避を決定したときは、あらかじめ定める避難計画に基づき、屋内退避地区住民に対して、屋内退避を指示するものとする。 (イ) 県〔現地本部〕は、関係市町村が屋内退避を決定したときは、テレビ・ラジオ、新聞及びインターネット等を通じて屋内退避地区内の住民に周知するとともに、原子力災害に係る情報を提供し、住民の安全確保に努めるものとする。</p> <p>イ コンクリート屋内退避又は避難 (7) 関係市町村は、コンクリート屋内退避又は避難を決定したときは、対象地区の住民に対し、避難場所、携帯品等の留意事項を含め、コンクリート屋内退避又は避難を指示するものとする。 (イ) 県〔現地本部〕は、関係市町村がコンクリート屋内退避又は避難を決定したときは、テレビ・ラジオ、新聞及びインターネット等を通じて対象地区の住民に周知するとともに、原子力災害に係る情報を提供し、住民の安全確保に努めるものとする。 また、県は、避難者の輸送及び誘導等について、関係市町村への協力体制を整えるものとし、警察、及び周辺輸送機関等に対して協力を要請するものとする。</p>

頁	現 行	修正理由	修 正 案
66	<p>(6) 屋内退避または避難の方法</p> <p>ア 屋内退避</p> <p>(7) 屋内退避は原則として住民等が自宅等にとどまるものである。関係市町村は、屋内退避地区内の住民等に屋外に出ないよう指示するものとする。</p> <p>また、屋外にいる住民等に対しては、速やかに自宅に戻るか、<u>また</u>は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。</p> <p>(イ) 県〔現地本部〕は、屋内退避中の住民等に対し、テレビ・ラジオ及びインターネット等により屋内退避の留意事項及び必要な情報を提供し、関係市町村は、防災行政無線及び広報車の巡回等により、災害情報を広報して住民の安全確保に努めるものとする。</p> <p>イ 避難</p> <p>(7) 集合場所への集合</p> <p>関係市町村は、あらかじめ定める避難計画により、集合場所を指定し、住民に対して避難の指示を行うとともに、消防署員・団員、警察官の誘導の<u>もと</u>に住民を集合させるものとする。</p> <p>(イ) 避難場所への輸送</p> <p>関係市町村は、あらかじめ定める避難計画により、防災関係機関の車両等の応援、<u>または、</u>必要に応じ、避難地区内の一般車両所有者等の協力を得て、集合場所に集合した住民等を避難場所へ輸送するものとする。</p> <p>関係市町村は、人員、輸送車両等に不足を生じた場合は、自衛隊の支援を要請するとともに、必要により県に支援を要請するものとする。</p> <p>(ウ) 集合場所に自力で集合することが不可能な者に対する措置</p> <p>集合場所に自力で集合することが不可能な者については、関係市町村職員、消防署員・団員及び警察官による救援活動を実施するものとする。</p> <p>(エ) 避難路の通行確保</p> <p>警察官<u>また</u>は消防職員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。</p> <p>(オ) 避難状況の把握</p> <p>関係市町村は、避難の指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における住民登録等、あらかじめ定められた方法により住民の避難状況を確認するものとし、避難もれ等のないよう配慮するものとする。</p> <p>ウ コンクリート屋内退避</p> <p>(7) 住民の防護対策については原則として屋内退避及び避難の措置を講ずるものとするが、次に掲げる有効性が認められる場合であって、国がコンクリート屋内退避が適切であると判断したときは、コンクリート屋内への退避の措置が講じられる。</p> <p>a 避難と同等程度に被ばくが低減されると認められるとき。</p> <p>b 既にコンクリート施設に退避している場合であって、そのままとどまることが有効であると認められるとき。</p> <p>(イ) コンクリート屋内退避所への集合</p> <p>関係市町村は、あらかじめ定める避難計画により、コンクリート屋内退避所を指定し、住民に対してコンクリート屋内退避の指示を行うとともに、消防署員・団員、警察官の誘導の<u>もと</u>に住民を集合させるものとする。</p>	<p>文言整理</p>	<p>(8) 屋内退避又は避難の方法</p> <p>ア 屋内退避</p> <p>(7) 屋内退避は原則として住民等が自宅等にとどまるものである。関係市町村は、屋内退避地区内の住民等に屋外に出ないよう指示するものとする。</p> <p>また、屋外にいる住民等に対しては、速やかに自宅に戻るか、<u>又は</u>近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。</p> <p>(イ) 県〔現地本部〕は、屋内退避中の住民等に対し、テレビ・ラジオ及びインターネット等により屋内退避の留意事項及び必要な情報を提供し、関係市町村は、防災行政無線及び広報車の巡回等により、災害情報を広報して住民の安全確保に努めるものとする。</p> <p>イ 避難</p> <p>(7) 集合場所への集合</p> <p>関係市町村は、あらかじめ定める避難計画により、集合場所を指定し、住民に対して避難の指示を行うとともに、消防署員・団員、警察官の誘導の<u>下</u>に住民を集合させるものとする。</p> <p>(イ) 避難場所への輸送</p> <p>関係市町村は、あらかじめ定める避難計画により、防災関係機関の車両等の応援、<u>又は</u>必要に応じ、避難地区内の一般車両所有者等の協力を得て、集合場所に集合した住民等を避難場所へ輸送するものとする。</p> <p>関係市町村は、人員、輸送車両等に不足を生じた場合は、自衛隊の支援を要請するとともに、必要により県に支援を要請するものとする。</p> <p>(ウ) 集合場所に自力で集合することが不可能な者に対する措置</p> <p>集合場所に自力で集合することが不可能な者については、関係市町村職員、消防署員・団員及び警察官による救援活動を実施するものとする。</p> <p>(エ) 避難路の通行確保</p> <p>警察官<u>又は</u>は消防職員等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努める。</p> <p>(オ) 避難状況の把握</p> <p>関係市町村は、避難の指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における住民登録等、あらかじめ定められた方法により住民の避難状況を確認するものとし、避難もれ等のないよう配慮するものとする。</p> <p>ウ コンクリート屋内退避</p> <p>(7) 住民の防護対策については原則として屋内退避及び避難の措置を講ずるものとするが、次に掲げる有効性が認められる場合であって、国がコンクリート屋内退避が適切であると判断したときは、コンクリート屋内への退避の措置が講じられる。</p> <p>a 避難と同等程度に被ばくが低減されると認められるとき。</p> <p>b 既にコンクリート施設に退避している場合であって、そのままとどまることが有効であると認められるとき。</p> <p>(イ) コンクリート屋内退避所への集合</p> <p>関係市町村は、あらかじめ定める避難計画により、コンクリート屋内退避所を指定し、住民に対してコンクリート屋内退避の指示を行うとともに、消防署員・団員、警察官の誘導の<u>下</u>に住民を集合させるものとする。</p>

頁	現 行	修正理由	修 正 案
67	<p><u>(7) 広域的な避難</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>ア 県の要請</u> 県〔現地本部〕は、<u>大規模災害により関係市町村が市町村域を越えた避難が必要であると認めるとき、または、関係市町村から他市町村への避難の要請を受けたときは、風向、予測被ばく地域等を考慮した上で住民の避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村に対し避難の受け入れ及び避難場所への設置を要請するものとする。</u> また、<u>必要に応じて職員を派遣し、避難収容等の支援にあたらせるものとする。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>イ 要請を受けた市町村の措置</u> 県から要請を受けた市町村は、当該市町村地域防災計画に定める避難所の中から、<u>受け入れ</u>に必要な避難所を開設し、関係市町村と協力してその運営を行うものとする。</p> <p><u>ウ 関係市町村の措置</u> 関係市町村は、県から他市町村への避難の指示を受けたときは、その旨を速やかに住民に指示し、避難者の輸送に努めるとともに、<u>受け入れ</u>市町村の避難所に職員を派遣し、<u>受け入れ</u>市町村との連絡及び避難者の状況把握にあたらせるものとする。</p> <p><u>エ 避難者の輸送</u> 県は、自衛隊及び指定地方公共機関の輸送機関に対し、避難者の輸送についての協力を要請し、輸送のための車両を確保するものとする。 なお、これによっても車両が不足するときは、合同対策協議会において、支援を依頼するものとする。 また、関係市町村は、避難を要する住民を指定する集合場所へ集合させ、乳幼児、妊婦等の優先順位の高い者から順に輸送するものとする。</p> <p><u>オ 県外避難</u> 県は、災害の状況等により県外への避難が必要と認めるときは、あらかじめ定める広域避難計画により、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定の枠組みによる連携を図るなど、<u>受け入れ先となる都道府県との調整を進めるとともに、被災者が避難を行うための輸送手段の調達等を支援する。</u></p>	<p>マニュアルの反映</p>	<p><u>(9) 広域的な避難</u></p> <p><u>ア 被災市町村の他市町村への避難</u> 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、<u>県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとされている。</u></p> <p><u>イ 県の対応</u> 県〔現地本部〕は、<u>市町村から協議要求があった場合、あらかじめ定める広域避難計画により、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定の枠組みによる連携を図るなど、受け入れ先となる都道府県との調整を進めるものとする。</u> また、<u>市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を当該市町村に代わって行うものとする。</u></p> <p><u>ウ 国、県の助言等</u> 国は、県から求めがあった場合には、<u>受け入れ先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受け入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとされており、県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。</u> 国（原子力災害対策本部等）は、<u>要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとされている。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとされている。</u> 県は必要に応じ、国（原子力災害対策本部等）に、<u>広域的避難収容実施計画の作成を要請するものとする。</u> 県は、被災した場合、<u>避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁と連携し、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</u></p> <p><u>エ 要請を受けた市町村の措置</u> 県から要請を受けた市町村は、当該市町村地域防災計画に定める避難所の中から、<u>受け入れ</u>に必要な避難所を開設し、関係市町村と協力してその運営を行うものとする。</p> <p><u>オ 関係市町村の措置</u> 関係市町村は、県から他市町村への避難の指示を受けたときは、その旨を速やかに住民に指示し、避難者の輸送に努めるとともに、<u>受け入れ</u>市町村の避難所に職員を派遣し、<u>受け入れ</u>市町村との連絡及び避難者の状況把握にあたらせるものとする。</p> <p><u>カ 避難者の輸送</u> 県は、自衛隊及び指定地方公共機関の輸送機関に対し、避難者の輸送についての協力を要請し、輸送のための車両を確保するものとする。 なお、これによっても車両が不足するときは、合同対策協議会において、支援を依頼するものとする。 また、関係市町村は、避難を要する住民を指定する集合場所へ集合させ、乳幼児、妊婦等の優先順位の高い者から順に輸送するものとする。</p> <hr/> <hr/> <hr/>

頁	現 行	修正理由	修 正 案
68	<p>(8) 災害時要援護者への配慮等 関係市町村は、災害時要援護者に向けた情報の提供、避難誘導、避難所での生活に関して、<u>高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者(児)及び外国人等のいわゆる「災害時要援護者」</u>に十分配慮するものとする。特に、災害時要援護者の避難所での健康状態の把握 _____ 等に努めるものとする。</p> <p>ア 情報伝達体制 (7) 社会福祉施設における情報伝達 社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。 (イ) 在宅者に対する情報伝達 関係市町村等は、直接、電話<u>あるいは</u>防災行政無線等を活用するとともに、民生・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、災害時要援護者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。 (ウ) 病院等における情報伝達 病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。 (エ) 外国人に対する情報伝達 県及び関係市町村は、ラジオ、テレビ、インターネット等を通じ多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。</p> <p>イ 避難及び避難誘導 (7) 社会福祉施設における避難等 社会福祉施設<u>管理者は、あらかじめ _____ 定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導する。</u> <u>とともに、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者の避難誘導を行う。</u> <u>また、避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。</u> さらに、老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。</p> <p>_____</p> <p>(イ) 在宅者の避難等 関係市町村は、消防機関、民生・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導する。 避難誘導に当たっては、災害時要援護者の実態に即した避難用の器具等を用いる。 (ウ) 病院等における避難等 病院、診療所等施設の管理者は、<u>消防計画による組織体制</u>に基づき<u>職員が患者を避難誘導する。</u> 必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得て患者を避難誘導する。 避難誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難所としては、医療・救護設備が整備された病院等とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>文言整理</p> <p>マニュアルの反映</p> <p>文言整理</p> <p>同上</p> <p>マニュアルの反映</p> <p>同上</p>	<p>(10) 災害時要援護者への配慮等 関係市町村は、災害時要援護者に向けた情報の提供、避難誘導、避難所での生活に関して、 _____ 災害時要援護者 _____ に十分配慮するものとする。特に、災害時要援護者の避難所での健康状態の把握、<u>福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置</u>等に努めるものとする。</p> <p>ア 情報伝達体制 (7) 社会福祉施設における情報伝達 社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。 (イ) 在宅者に対する情報伝達 関係市町村等は、直接、電話<u>又は</u>防災行政無線等を活用するとともに、民生・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、災害時要援護者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。 (ウ) 病院等における情報伝達 病院、診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。 (エ) 外国人に対する情報伝達 県及び関係市町村は、ラジオ、テレビ、インターネット等を通じ多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。</p> <p>イ 避難及び避難誘導 (7) 社会福祉施設における避難等 社会福祉施設<u>の</u>管理者は、あらかじめ<u>施設ごとに</u>定めた避難計画に基づき職員<u>の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入所者、来訪者等を避難又は他の施設へ転所させるものとする。</u> <u>必要に応じて、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者を避難誘導する。</u> _____ 避難誘導に当たっては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。 さらに、老人デイサービスセンター等の利用施設においても配慮を要する。 <u>県は、社会福祉施設の避難が必要となった場合は、国の協力の下、関係機関と連携し、入所者の転所先となる社会福祉施設を調整するものとする。県内の社会福祉施設では転所に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受け入れ協力を要請するものとする。</u></p> <p>(イ) 在宅者の避難等 関係市町村は、消防機関、民生・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導する。 避難誘導に当たっては、災害時要援護者の実態に即した避難用の器具等を用いる。 (ウ) 病院等における避難等 病院、診療所等施設の管理者は、<u>あらかじめ機関ごとに定めた避難計画(消防計画による組織体制等)</u>に基づき、<u>医師、看護師、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。</u> 必要に応じて、他の病院、診療所等から応援を得て患者を避難誘導する。 避難誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、また避難所としては、医療・救護設備が整備された病院等とする。 <u>県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力の下、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受け入れ協力を要請するものとする。</u></p> <p>(イ) 学校等施設における避難措置 学校等施設において、<u>児童・生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、学校長等施設管理者が、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率の下、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、児童・生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき児童・生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</u></p>

頁	現 行	修正理由	修 正 案
69	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(イ) 外国人の避難等</u> 市町村は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。</p> <p><u>(オ) 広域避難</u> 県は、病院の入院患者や社会福祉施設の入所者などを広域避難させる場合は、医療・福祉関係団体等と十分に連携して、受__入__元と受__入__先の病院、施設間の連絡調整を行うとともに、入院患者や入所者の症状に応じた輸送手段を確保し、避難・搬送計画の実施に<u>あ</u>たる。</p> <p>ウ 避難所における配慮等</p> <p>(7) 避難所のユニバーサルデザイン化等 障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、誰もが利用しやすいよう、速やかに多目的トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>(イ) 医療・救護、介護・援護措置 関係市町村は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。 また、介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するとともに、避難所にヘルパーを派遣するものとする。</p> <p>(ウ) メンタルヘルス対策の実施 <u>さらに</u>、市町村は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する住民等に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等による<u>リ</u>メンタルヘルス（相談）を行うものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(9) 避難等の実効を上げるための措置</u> 県〔現地本部〕は、<u>防護対策区域について</u>、外部から防災業務関係者以外の者及び車両等が進入しないよう指導するなど、<u>避難の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関に要請</u>するものとする。</p> <p><u>(10) 飲食物、生活必需品等の供給</u> 県〔現地本部〕は、<u>関係市町村からコンクリート屋内退避所、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の調達等への協力要請を受けた場合、または状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給(貸)与を行うとともに、関係機関等への物資等の調達要請を行うものとする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>マニュアルの反映</p> <p>文言整理</p> <p>震災対策編との整合</p> <p>文言整理</p> <p>マニュアルの反映</p>	<p><u>(オ) 不特定多数の者が利用する施設における避難措置</u> <u>地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、施設管理者が、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設利用者等を避難させるものとする。</u></p> <p><u>(カ) 外国人の避難等</u> 市町村は、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。</p> <p><u>(キ) 病院等の 広域避難における留意事項</u> 県は、病院の入院患者や社会福祉施設の入所者などを広域避難させる場合は、医療・福祉関係団体等と十分に連携して、受<u>け</u>入<u>れ</u>元と受<u>け</u>入<u>れ</u>先の病院、施設間の連絡調整を行うとともに、入院患者や入所者の症状に応じた輸送手段を確保し、避難・搬送計画の実施に<u>当</u>たる。</p> <p>ウ 避難所における配慮等</p> <p>(7) 避難所のユニバーサルデザイン化等 障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、誰もが利用しやすいよう、速やかに多目的トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>(イ) 医療・救護、介護・援護措置 関係市町村は、医療・救護を必要とする者に対して、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。 また、介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するとともに、避難所にヘルパーを派遣するものとする。</p> <p>(ウ) メンタルヘルス対策の実施 _____市町村は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する住民等に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等による<u>る</u>メンタルヘルス（相談）を行うものとする。</p> <p><u>(I) 栄養・食生活支援の実施</u> <u>市町村管理栄養士等は、糖尿病・腎臓病等の食事管理が必要な者や食物アレルギーを有する者、乳幼児及び高齢者等の普通の食事を食べることのできない住民等に対して栄養相談を実施して、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うものとする。また、避難の長期化に際しては、必要に応じて関係機関・関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食料の提供及び給食、炊き出し等を実施するものとする。</u></p> <p><u>(11) 避難等の実効を上げるための措置</u> 県〔現地本部〕は、<u>市町村長等が設定した警戒区域若しくは避難を勧告又は指示した区域に</u> _____ 外部から防災業務関係者以外の者及び車両等が進入しないよう指導するなど、<u>警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立</u>するものとする。</p> <p><u>(12) 飲食物、生活必需品等の供給</u> <u>ア 生活必需品の確保、分配</u> 県〔現地本部〕は、<u>関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</u></p> <p><u>イ 県の供給</u> 県は、<u>備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。</u></p>

頁	現 行	修正理由	修 正 案
70	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>7 立入制限措置等</p> <p>(1) 陸上の立入制限措置等</p> <p>ア 県〔現地本部〕は、防護対策区域内に防災業務関係者以外の者及び車両の立入りを制限<u>また</u>は禁止するよう関係市町村に指示するものとする。</p> <p>イ 県〔現地本部(警察班)、災害対策本部(広域応援・避難班)〕は、防護対策区域に係る立入制限措置を実施するとともに、暫定的な重点<u>地域</u>内及び必要に応じ暫定的な重点<u>地域</u>外において、交通規制を実施するものとする。</p> <p>(2) 海上の立入制限措置</p> <p>福島海上保安部は、<u>防護対策区域内の海域に、防災業務関係以外の船舶の立入りを制限または禁止することとされている。</u></p> <p>8 犯罪の予防等社会秩序の維持</p> <p>県〔現地本部(警察班)〕は、防護対策区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を行い、速やかな治安確保に努めるものとする。</p> <p>また、福島海上保安部は、船舶の立入制限<u>また</u>は禁止した海域及びその周辺において、警備を実施し犯罪の予防、不法行為の取締まり等、治安を確保することとされている。</p> <p>特に、避難のための立ち退きの指示等を行った<u>地域</u>については、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。</p> <p>9 飲食物の摂取制限等</p> <p>(1) 防護対策地区の住民に対する飲食物の摂取制限</p> <p>ア 県〔現地本部〕は、関係市町村が屋内退避等の防護対策を講じた場合には、防護対策区域内の住民に対し、<u>とりあえず</u>屋内に貯蔵してある飲食物以外の飲食物の摂取を<u>禁止</u>するよう、関係市町村に指示するとともに、テレビ・ラジオ、新聞及びインターネット等による広報を行うものとする。</p> <p>イ 関係市町村は、県からの指示に基づき、防護対策地区内の住民に対し、飲食物の摂取制限を指示するとともに、飲食物の供給活動を実施するものとする。</p>	<p>マニュアルの反映</p> <p>文言整理</p> <p>海上保安部意見の反映</p> <p>文言整理</p> <p>同上</p>	<p><u>ウ 調達の要請</u></p> <p><u>県及び被災した市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。</u></p> <p><u>エ 緊急を要する場合の措置</u></p> <p><u>県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。</u></p> <p><u>オ 指定公共機関等への輸送要請</u></p> <p><u>県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。</u></p> <p><u>なお、県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、緊急事態応急対策の実施のために必要があるときに限り、当該機関に対し、当該緊急事態応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。</u></p> <p>7 立入制限措置等</p> <p>(1) 陸上の立入制限措置等</p> <p>ア 県〔現地本部〕は、防護対策区域内に防災業務関係者以外の者及び車両の立入りを制限<u>又</u>は禁止するよう関係市町村に指示するものとする。</p> <p>イ 県〔現地本部(警察班)、災害対策本部(広域応援・避難班)〕は、防護対策区域に係る立入制限措置を実施するとともに、暫定的な重点<u>区域</u>内及び必要に応じ暫定的な重点<u>区域</u>外において、交通規制を実施するものとする。</p> <p>(2) 海上の立入制限措置</p> <p>福島海上保安部は、<u>巡視船艇及び航空機により、関係市町村が設定した警戒区域の警戒を実施する。</u></p> <p>8 犯罪の予防等社会秩序の維持</p> <p>県〔現地本部(警察班)〕は、防護対策区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を行い、速やかな治安確保に努めるものとする。</p> <p>また、福島海上保安部は、船舶の立入制限<u>又</u>は禁止した海域及びその周辺において、警備を実施し犯罪の予防、不法行為の取締まり等、治安を確保することとされている。</p> <p>特に、避難のための立ち退きの指示等を行った<u>区域</u>については、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。</p> <p>9 飲食物の摂取制限等</p> <p>(1) 防護対策地区の住民に対する飲食物の摂取制限</p> <p>ア 県〔現地本部〕は、関係市町村が屋内退避等の防護対策を講じた場合には、防護対策区域内の住民に対し、<u>当面</u>屋内に貯蔵してある飲食物以外の飲食物の摂取を<u>制限</u>するよう、関係市町村に指示するとともに、テレビ・ラジオ、新聞及びインターネット等による広報を行うものとする。</p> <p>イ 関係市町村は、県からの指示に基づき、防護対策地区内の住民に対し、飲食物の摂取制限を指示するとともに、飲食物の供給活動を実施するものとする。</p>

頁	現 行	修正理由	修 正 案
72	<p>10 緊急被ばく医療活動</p> <p>(1) 緊急被ばく医療の範囲 緊急被ばく医療は、次のア～ウの対応を行うものとする。 なお、活動に<u>あ</u>たっては、「<u>いつでも、どこでも、誰でも最善の医療を受けられる。</u>」という命の視点に立ち、発電所員と住民等の区別なく対応するとともに、原子力緊急事態の発生時のみならず、原子力緊急事態に至らない場合等で被ばく患者等が発生した場合にも対応するものとする。</p> <p>ア 初期被ばく医療</p> <p>(ア) 発電所における初期被ばく医療 被ばく患者等の応急処置を優先して行うとともに、放射性物質の汚染の把握（サーベイランス）、スクリーニングと被ばく線量の測定を行う。 除染や汚染の拡大防止措置を行い、汚染や被ばくの程度などに応じて、迅速に被ばく患者等を医療機関等に搬送する。 また、搬送に<u>あ</u>たっては、放射線管理要員を患者に随行させる。</p> <p>(イ) 救護所等で展開される周辺住民等を対象とする初期対応 救護所等では、住民等を対象として、サーベイランス、スクリーニング及び被ばく線量の測定等を行う。また、一般傷病者に対する医療活動や健康相談等を行う。 また、安定ヨウ素剤の予防服用の決定がなされたときは、迅速かつ的確に安定ヨウ素剤の配布を行う。</p> <p>(ウ) 医療機関における初期被ばく医療 初期被ばく医療機関では、発電所から搬送されてくる被ばく者等の外来診療（ふき取り等の簡易な除染や救急処置等）を行う。 <u>初期被ばく医療機関も含む救急指定等の各医療機関は、救護所等でのサーベイランス、スクリーニングの結果、汚染がなかった周辺住民等のうち一般傷病者について対応する。</u></p> <p>(1) 各保健福祉事務所及び中核市保健所におけるスクリーニング及び健康相談の実施 各保健福祉事務所及び中核市保健所においては、健康に不安を持つ住民等のために、所内に窓口を設け、必要に応じて健康相談及びスクリーニング等を実施する。</p> <p>イ 二次被ばく医療</p> <p>(ア) 第二次緊急時医療施設<u>における対応</u> 初期被ばく医療の結果、基準値以上の汚染が残存する場合、<u>また</u>は相当程度の被ばくをしたと推定される場合には、第二次緊急時医療施設（福島県環境医学研究所内検査除染室または福島県汚染検査室）に転送し、シャワー等による全身の除染、汚染創傷の治療等を行うとともに、ホールボディカウンタ等による体内被ばく線量の測定を行う。</p> <p>(イ) 二次被ばく医療機関における対応 初期被ばく医療<u>また</u>は第二次緊急時医療施設での対応の結果、汚染の残存する場合、<u>また</u>は相当程度の被ばくをしたと推定される場合には、二次被ばく医療機関（公立大学法人<u> </u>県立医科大学附属病院）に転送し、入院診療を行う。 なお、患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態によって、早急に救命救急措置のほか入院診療を必要とする場合には、初期被ばく医療や第二次緊急時医療施設を経ずに、<u>また</u>はこれらの機関において<u>は</u>救急救命措置を優先して行い、早急に二次被ばく医療機関への転送を行うものとする。三次被ばく医療機関への転送についても同様とする。</p> <p>ウ 三次被ばく医療 二次被ばく医療の結果、<u>さらに</u>放射線被ばくによる障害の専門的診療が<u> </u>必要とされる高線量被ばく者や重篤な内部被ばく患者等については、三次被ばく医療機関（<u>独立行政法人</u>放射線医学総合研究所<u>又は地域の三次被ばく医療機関群</u>）に転送する。<u>地域の三次被ばく医療機関は、放射線防護協力機関（線量評価や放射線防護等において緊急被ばく医療機関に協力する機関）と地域の三次被ばく医療の機関群を形成し、これらが三次被ばく医療を担う。</u></p>	<p>文言整理 第六次医療計画（素案）との整合</p> <p>同上</p> <p>施設使用不可のため</p> <p>文言整理</p>	<p>10 緊急被ばく医療活動</p> <p>(1) 緊急被ばく医療の範囲 緊急被ばく医療は、次のア～ウの対応を行うものとする。 なお、活動に<u>当</u>たっては、<u>原子力災害の特殊性を考慮しつつ、救急医療や災害時医療との整合性を図り</u>、発電所員と住民等の区別なく対応するとともに、原子力緊急事態の発生時のみならず、原子力緊急事態に至らない場合等で被ばく患者等が発生した場合にも対応するものとする。</p> <p>ア 初期被ばく医療</p> <p>(ア) 発電所における初期被ばく医療 被ばく患者等の応急処置を優先して行うとともに、放射性物質の汚染の把握（サーベイランス）、スクリーニングと被ばく線量の測定を行う。 除染や汚染の拡大防止措置を行い、汚染や被ばくの程度などに応じて、迅速に被ばく患者等を医療機関等に搬送する。 また、搬送に<u>当</u>たっては、放射線管理要員を患者に随行させる。</p> <p>(イ) 救護所等で展開される周辺住民等を対象とする初期対応 救護所等では、住民等を対象として、サーベイランス、スクリーニング及び被ばく線量の測定等を行う。また、一般傷病者に対する医療活動や健康相談等を行う。 また、安定ヨウ素剤の予防服用の決定がなされたときは、迅速かつ的確に安定ヨウ素剤の配布を行う。</p> <p>(ウ) 医療機関における初期被ばく医療 初期被ばく医療機関では、発電所から搬送されてくる被ばく者等の外来診療（ふき取り等の簡易な除染や救急処置等）を行う。 <u>また、被ばく医療機関以外の災害拠点病院や一般医療機関においては、スクリーニングレベル以下と判断された傷病者について対応する。なお、スクリーニングレベルは緊急被ばく医療活動マニュアルに定める。</u></p> <p>(1) 各保健福祉事務所及び中核市保健所におけるスクリーニング及び健康相談の実施 各保健福祉事務所及び中核市保健所においては、健康に不安を持つ住民等のために、所内に窓口を設け、必要に応じて健康相談及びスクリーニング等を実施する。</p> <p>イ 二次被ばく医療</p> <p>(ア) 第二次緊急時医療施設<u>（※警戒区域内施設のため休止中、以下同様）</u> 初期被ばく医療の結果、基準値以上の汚染が残存する場合、<u>又</u>は相当程度の被ばくをしたと推定される場合には、第二次緊急時医療施設（福島県環境医学研究所内検査除染室または福島県汚染検査室）に転送し、シャワー等による全身の除染、汚染創傷の治療等を行うとともに、ホールボディカウンタ等による体内被ばく線量の測定を行う。</p> <p>(イ) 二次被ばく医療機関における対応 初期被ばく医療<u>又</u>は第二次緊急時医療施設での対応の結果、汚染の残存する場合、<u>又</u>は相当程度の被ばくをしたと推定される場合には、二次被ばく医療機関（公立大学法人<u>福島</u>県立医科大学附属病院）に転送し、入院診療を行う。 なお、患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態によって、早急に救命救急措置のほか入院診療を必要とする場合には、初期被ばく医療や第二次緊急時医療施設を経ずに、<u>又</u>はこれらの機関において<u>は</u>救急救命措置を優先して行い、早急に二次被ばく医療機関への転送を行うものとする。三次被ばく医療機関への転送についても同様とする。</p> <p>ウ 三次被ばく医療 二次被ばく医療の結果、<u> </u>放射線被ばくによる障害の専門的診療が<u>更</u>に必要とされる高線量被ばく者や重篤な内部被ばく患者等については、三次被ばく医療機関（<u>独</u>放射線医学総合研究所<u> </u>）に転送し、診療を行う。</p>

頁	現 行	修正理由	修 正 案
74	<p>県災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> 対策拠点施設 機能班 医療班 県現地本部 医療班 <ul style="list-style-type: none"> 緊急被ばく医療派遣チーム 本部チーム スクリーニングチーム 〔初期被ばく医療（救護所等）〕 救護チーム 〔初期被ばく医療（救護所等）〕 一般医療チーム 〔初期被ばく医療（医療機関）〕 一次診断除染チーム 〔初期被ばく医療（救護所等）〕 安定ヨウ素剤配布チーム 〔初期被ばく医療（救護所等）〕 二次診断除染チーム 〔二次被ばく医療（医療施設）〕 二次被ばく医療機関 〔二次被ばく医療（医療機関）〕 〔三次被ばく医療（医療機関等）〕 <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人放射線医学総合研究所 地域三次被ばく医療機関群 緊急被ばく医療ネットワーク会議 	<p>施設使用不可のため 文言整理</p>	<p>県災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> 対策拠点施設 機能班 医療班 県現地本部 医療班 <ul style="list-style-type: none"> 緊急被ばく医療派遣チーム 本部チーム スクリーニングチーム 〔初期被ばく医療（救護所等）〕 救護チーム 〔初期被ばく医療（救護所等）〕 一般医療チーム 〔初期被ばく医療（医療機関）〕 一次診断除染チーム 〔初期被ばく医療（救護所等）〕 安定ヨウ素剤配布チーム 〔初期被ばく医療（救護所等）〕 二次診断除染チーム 〔二次被ばく医療（医療施設）〕 ※休止中 二次被ばく医療機関 〔二次被ばく医療（医療機関）〕 〔三次被ばく医療（医療機関等）〕 <ul style="list-style-type: none"> (独)放射線医学総合研究所

頁	現 行	修正理由	修 正 案																																																														
75	<p>エ 医療班チームの業務は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>チーム名称</th> <th>業 務 分 担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総括</td> <td>本部チーム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 情報収集、分析 関係機関との連絡調整 緊急被ばく医療活動の実施方針の策定 医療班に係る設備等の調達及び配備 </td> </tr> <tr> <td>緊急被ばく医療派遣チーム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急被ばく医療活動に対する専門的助言 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">初期</td> <td>スクリーニングチーム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 救護所の開設 サーベイメータ等による体表面汚染検査 除染の必要性の判断 汚染のない被災者の問診（身体異常のチェック等） </td> </tr> <tr> <td>救護チーム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 救護所の開設 一般傷病者に対する医療活動（応急手当） 救護所等における健康相談 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">被ばく</td> <td>一次診断除染チーム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 応急除染の実施 除染後の再検査 被災者の問診（身体異常のチェック等） 第二次緊急時医療施設（環境医学研究所内検査除染室等）等への搬送の判断 </td> </tr> <tr> <td>安定ヨウ素剤配布チーム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 安定ヨウ素剤の調製（粉末） 安定ヨウ素剤の運搬、配布、服用指導 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療</td> <td>一般医療チーム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一般傷病者に対する医療活動の実施（外来診療） </td> </tr> <tr> <td>初期被ばく医療機関</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害に至らない労災事故等の場合の事業所から搬送されてくる被ばく者の外来診療（簡易除染や救急処置等） ふき取り等の簡易な除染の実施 傷病に対する医療処置 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二次被ばく医療</td> <td>二次診断除染チーム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 除染の実施 体表面及び体内被ばく線量等の検査 診断及び医療活動（応急処置） 二次被ばく医療機関（公立大学法人 県立医科大学付属病院）または三次被ばく医療機関への搬送の判断 </td> </tr> <tr> <td>二次被ばく医療機関</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 除染の実施 体内被ばく線量等の検査 診断及び専門的な医療活動 </td> </tr> <tr> <td>三次被ばく医療</td> <td>三次被ばく医療機関</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (想定) 専門的な除染の実施 体表面及び内部被ばく線量等の検査 高線量被ばくや重篤な内部被ばく等に対する専門的な診断及び医療活動 </td> </tr> </tbody> </table>		チーム名称	業 務 分 担	総括	本部チーム	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、分析 関係機関との連絡調整 緊急被ばく医療活動の実施方針の策定 医療班に係る設備等の調達及び配備 	緊急被ばく医療派遣チーム	<ul style="list-style-type: none"> 緊急被ばく医療活動に対する専門的助言 	初期	スクリーニングチーム	<ul style="list-style-type: none"> 救護所の開設 サーベイメータ等による体表面汚染検査 除染の必要性の判断 汚染のない被災者の問診（身体異常のチェック等） 	救護チーム	<ul style="list-style-type: none"> 救護所の開設 一般傷病者に対する医療活動（応急手当） 救護所等における健康相談 	被ばく	一次診断除染チーム	<ul style="list-style-type: none"> 応急除染の実施 除染後の再検査 被災者の問診（身体異常のチェック等） 第二次緊急時医療施設（環境医学研究所内検査除染室等）等への搬送の判断 	安定ヨウ素剤配布チーム	<ul style="list-style-type: none"> 安定ヨウ素剤の調製（粉末） 安定ヨウ素剤の運搬、配布、服用指導 	医療	一般医療チーム	<ul style="list-style-type: none"> 一般傷病者に対する医療活動の実施（外来診療） 	初期被ばく医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 災害に至らない労災事故等の場合の事業所から搬送されてくる被ばく者の外来診療（簡易除染や救急処置等） ふき取り等の簡易な除染の実施 傷病に対する医療処置 	二次被ばく医療	二次診断除染チーム	<ul style="list-style-type: none"> 除染の実施 体表面及び体内被ばく線量等の検査 診断及び医療活動（応急処置） 二次被ばく医療機関（公立大学法人 県立医科大学付属病院）または三次被ばく医療機関への搬送の判断 	二次被ばく医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 除染の実施 体内被ばく線量等の検査 診断及び専門的な医療活動 	三次被ばく医療	三次被ばく医療機関	<ul style="list-style-type: none"> (想定) 専門的な除染の実施 体表面及び内部被ばく線量等の検査 高線量被ばくや重篤な内部被ばく等に対する専門的な診断及び医療活動 	<p>防災基本計画の反映</p> <p>委員意見の反映</p> <p>施設使用不可のため</p> <p>現状との整合</p> <p>文言整理</p> <p>第六次医療計画（素案）との整合</p> <p>同上</p>	<p>エ 医療班チームの業務は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>チーム名称</th> <th>業 務 分 担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総括</td> <td>本部チーム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 情報収集、分析 関係機関との連絡調整 緊急被ばく医療活動の実施方針の策定 医療班に係る設備等の調達及び配備 </td> </tr> <tr> <td>緊急被ばく医療派遣チーム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急被ばく医療活動に対する専門的助言、<u>緊急被ばく医療活動</u> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">初期</td> <td>スクリーニングチーム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 救護所の開設 サーベイメータによる体表面汚染検査及び頸部甲状腺検査 除染の必要性の判断 </td> </tr> <tr> <td>救護チーム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 救護所の開設 一般傷病者に対する医療活動（応急手当） 救護所等における健康相談、<u>問診（身体異常のチェック等）</u> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">被ばく</td> <td>一次診断除染チーム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 応急除染の実施 除染後の再検査 被災者の問診（身体異常のチェック等） 第二次緊急時医療施設（環境医学研究所内検査除染室等）<u>※休止中</u>等への搬送の判断 </td> </tr> <tr> <td>安定ヨウ素剤配布チーム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 安定ヨウ素剤の調製（粉末） 安定ヨウ素剤の運搬、配布、服用指導 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療</td> <td>一般医療チーム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 一般傷病者に対する医療活動の実施（外来診療） </td> </tr> <tr> <td>初期被ばく医療機関</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 労災事故や災害時において搬送されてくる被ばく者の外来診療（簡易除染や救急処置等） ふき取り等の簡易な除染の実施 傷病に対する医療処置 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二次被ばく医療</td> <td>二次診断除染チーム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 除染の実施 体表面及び体内被ばく線量等の検査 診断及び医療活動（応急処置） 二次被ばく医療機関（公立大学法人 <u>福島県立医科大学付属病院</u>）又は三次被ばく医療機関への搬送の判断 </td> </tr> <tr> <td>二次被ばく医療機関</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> シャワー設備等による身体除染 内部被ばく線量等の測定・評価 局部被ばく・汚染傷病者の診療 高線量被ばく患者の治療 重傷傷病者に対する高次の集学的治療 内部被ばくの可能性がある患者の診療 三次被ばく医療機関への搬送の判断 </td> </tr> <tr> <td>三次被ばく医療</td> <td>三次被ばく医療機関</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (独)放射線医学総合研究所 高度専門的な除染・線量評価・診療の実施 </td> </tr> </tbody> </table>		チーム名称	業 務 分 担	総括	本部チーム	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、分析 関係機関との連絡調整 緊急被ばく医療活動の実施方針の策定 医療班に係る設備等の調達及び配備 	緊急被ばく医療派遣チーム	<ul style="list-style-type: none"> 緊急被ばく医療活動に対する専門的助言、<u>緊急被ばく医療活動</u> 	初期	スクリーニングチーム	<ul style="list-style-type: none"> 救護所の開設 サーベイメータによる体表面汚染検査及び頸部甲状腺検査 除染の必要性の判断 	救護チーム	<ul style="list-style-type: none"> 救護所の開設 一般傷病者に対する医療活動（応急手当） 救護所等における健康相談、<u>問診（身体異常のチェック等）</u> 	被ばく	一次診断除染チーム	<ul style="list-style-type: none"> 応急除染の実施 除染後の再検査 被災者の問診（身体異常のチェック等） 第二次緊急時医療施設（環境医学研究所内検査除染室等）<u>※休止中</u>等への搬送の判断 	安定ヨウ素剤配布チーム	<ul style="list-style-type: none"> 安定ヨウ素剤の調製（粉末） 安定ヨウ素剤の運搬、配布、服用指導 	医療	一般医療チーム	<ul style="list-style-type: none"> 一般傷病者に対する医療活動の実施（外来診療） 	初期被ばく医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 労災事故や災害時において搬送されてくる被ばく者の外来診療（簡易除染や救急処置等） ふき取り等の簡易な除染の実施 傷病に対する医療処置 	二次被ばく医療	二次診断除染チーム	<ul style="list-style-type: none"> 除染の実施 体表面及び体内被ばく線量等の検査 診断及び医療活動（応急処置） 二次被ばく医療機関（公立大学法人 <u>福島県立医科大学付属病院</u>）又は三次被ばく医療機関への搬送の判断 	二次被ばく医療機関	<ul style="list-style-type: none"> シャワー設備等による身体除染 内部被ばく線量等の測定・評価 局部被ばく・汚染傷病者の診療 高線量被ばく患者の治療 重傷傷病者に対する高次の集学的治療 内部被ばくの可能性がある患者の診療 三次被ばく医療機関への搬送の判断 	三次被ばく医療	三次被ばく医療機関	<ul style="list-style-type: none"> (独)放射線医学総合研究所 高度専門的な除染・線量評価・診療の実施
	チーム名称	業 務 分 担																																																															
総括	本部チーム	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、分析 関係機関との連絡調整 緊急被ばく医療活動の実施方針の策定 医療班に係る設備等の調達及び配備 																																																															
	緊急被ばく医療派遣チーム	<ul style="list-style-type: none"> 緊急被ばく医療活動に対する専門的助言 																																																															
初期	スクリーニングチーム	<ul style="list-style-type: none"> 救護所の開設 サーベイメータ等による体表面汚染検査 除染の必要性の判断 汚染のない被災者の問診（身体異常のチェック等） 																																																															
	救護チーム	<ul style="list-style-type: none"> 救護所の開設 一般傷病者に対する医療活動（応急手当） 救護所等における健康相談 																																																															
被ばく	一次診断除染チーム	<ul style="list-style-type: none"> 応急除染の実施 除染後の再検査 被災者の問診（身体異常のチェック等） 第二次緊急時医療施設（環境医学研究所内検査除染室等）等への搬送の判断 																																																															
	安定ヨウ素剤配布チーム	<ul style="list-style-type: none"> 安定ヨウ素剤の調製（粉末） 安定ヨウ素剤の運搬、配布、服用指導 																																																															
医療	一般医療チーム	<ul style="list-style-type: none"> 一般傷病者に対する医療活動の実施（外来診療） 																																																															
	初期被ばく医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 災害に至らない労災事故等の場合の事業所から搬送されてくる被ばく者の外来診療（簡易除染や救急処置等） ふき取り等の簡易な除染の実施 傷病に対する医療処置 																																																															
二次被ばく医療	二次診断除染チーム	<ul style="list-style-type: none"> 除染の実施 体表面及び体内被ばく線量等の検査 診断及び医療活動（応急処置） 二次被ばく医療機関（公立大学法人 県立医科大学付属病院）または三次被ばく医療機関への搬送の判断 																																																															
	二次被ばく医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 除染の実施 体内被ばく線量等の検査 診断及び専門的な医療活動 																																																															
三次被ばく医療	三次被ばく医療機関	<ul style="list-style-type: none"> (想定) 専門的な除染の実施 体表面及び内部被ばく線量等の検査 高線量被ばくや重篤な内部被ばく等に対する専門的な診断及び医療活動 																																																															
	チーム名称	業 務 分 担																																																															
総括	本部チーム	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集、分析 関係機関との連絡調整 緊急被ばく医療活動の実施方針の策定 医療班に係る設備等の調達及び配備 																																																															
	緊急被ばく医療派遣チーム	<ul style="list-style-type: none"> 緊急被ばく医療活動に対する専門的助言、<u>緊急被ばく医療活動</u> 																																																															
初期	スクリーニングチーム	<ul style="list-style-type: none"> 救護所の開設 サーベイメータによる体表面汚染検査及び頸部甲状腺検査 除染の必要性の判断 																																																															
	救護チーム	<ul style="list-style-type: none"> 救護所の開設 一般傷病者に対する医療活動（応急手当） 救護所等における健康相談、<u>問診（身体異常のチェック等）</u> 																																																															
被ばく	一次診断除染チーム	<ul style="list-style-type: none"> 応急除染の実施 除染後の再検査 被災者の問診（身体異常のチェック等） 第二次緊急時医療施設（環境医学研究所内検査除染室等）<u>※休止中</u>等への搬送の判断 																																																															
	安定ヨウ素剤配布チーム	<ul style="list-style-type: none"> 安定ヨウ素剤の調製（粉末） 安定ヨウ素剤の運搬、配布、服用指導 																																																															
医療	一般医療チーム	<ul style="list-style-type: none"> 一般傷病者に対する医療活動の実施（外来診療） 																																																															
	初期被ばく医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 労災事故や災害時において搬送されてくる被ばく者の外来診療（簡易除染や救急処置等） ふき取り等の簡易な除染の実施 傷病に対する医療処置 																																																															
二次被ばく医療	二次診断除染チーム	<ul style="list-style-type: none"> 除染の実施 体表面及び体内被ばく線量等の検査 診断及び医療活動（応急処置） 二次被ばく医療機関（公立大学法人 <u>福島県立医科大学付属病院</u>）又は三次被ばく医療機関への搬送の判断 																																																															
	二次被ばく医療機関	<ul style="list-style-type: none"> シャワー設備等による身体除染 内部被ばく線量等の測定・評価 局部被ばく・汚染傷病者の診療 高線量被ばく患者の治療 重傷傷病者に対する高次の集学的治療 内部被ばくの可能性がある患者の診療 三次被ばく医療機関への搬送の判断 																																																															
三次被ばく医療	三次被ばく医療機関	<ul style="list-style-type: none"> (独)放射線医学総合研究所 高度専門的な除染・線量評価・診療の実施 																																																															

頁	現 行	修正理由	修 正 案
77	<p>(イ) スクリーニングの実施 スクリーニングチームは、<u>救護所等において、住民等</u> <u>の間診及び汚染検査</u> 等を実施し、必要に応じて応急除染を実施するものとする。 また、応急除染が必要と判断した場合には、速やかに救護所内の一次診断除染チームに引き継ぐものとする。</p> <p>(ウ) 一般医療の実施 救護チームは <u>救護所において、また一般医療チームはその所在地において、一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。</u></p> <p>(エ) 健康相談の実施 救護チームは救護所等において、健康に不安をもつ住民に対して健康相談を実施するものとする。</p> <p>(オ) 検査及び除染等の実施 一次診断除染チームは、救護所におけるスクリーニングの結果、応急除染が必要と判断された住民等について、応急除染、除染後の汚染検査等を実施する。応急除染後における汚染の状況等から、除染も含めた <u>さらに</u> 専門的な医療が <u>必要と判断された場合には、速やかに医療班長と協議し、第二次緊急時医療施設（環境医学研究所内検査除染室</u> <u>）に搬送を指示するものとする。</u> 二次診断除染チームは、第二次緊急時医療施設において、除染、体内被ばく線量等の検査及び医療活動等を実施するものとする。 また、放射線障害の専門的な治療のため二次被ばく医療機関（公立大学法人 <u>県立医科大学附属病院</u> <u>または三次被ばく医療機関（独立行政法人放射線医学総合研究所</u> <u>または地域の三次被ばく医療機関群）</u>）への搬送が必要と判断した場合には、速やかに医療班長と協議し、搬送を指示するものとする。</p> <p>(カ) 専門的治療等の実施 二次被ばく医療機関は、<u>除染、体内被ばく線量等の検査及び</u> 専門的な医療活動等を実施するものとする。 また、治療上必要な場合は、医療班長と協議し、三次被ばく医療機関への搬送を指示するものとする。</p> <p>(キ) 安定ヨウ素剤の配布 安定ヨウ素剤配布チームは、医療班長から指示があった場合は、住民等に対し安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。</p> <p>(ク) 各保健福祉事務所及び中核市保健所におけるスクリーニング及び健康相談等の実施 医療班による被ばく医療活動のほか、各保健福祉事務所及び中核市保健所においては、健康に不安を持つ住民のために窓口を設け、必要に応じて健康相談及びスクリーニング等を実施するものとする。</p>	<p>防災基本計画・マニュアルの反映</p> <p>支援者の明記</p> <p>施設使用不可のため</p> <p>文言整理</p> <p>第六次医療計画（素案）との整合</p>	<p>(イ) スクリーニングの実施 スクリーニングチームは、<u>原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関（(独)原子力安全基盤機構、(独)放射線医学総合研究所、(独)日本原子力研究開発機構、(社)福島県放射線技師会）の支援の下、災害対応のフェーズや対象区域等に応じ原子力災害対策本部が決定するスクリーニング基準等に基づき、住民等が避難区域等から避難した後に、住民等（状況に応じ、避難輸送に使用する車両及びその乗務員、携行物を含む。）の間診及び汚染検査、甲状腺検査等</u> 等を実施し、必要に応じて応急除染を実施するものとする。 また、応急除染が必要と判断した場合には、速やかに救護所内の一次診断除染チームに引き継ぐものとする。</p> <p>(ウ) 一般医療の実施 救護チームは、<u>(社)福島県医師会や(社)福島県看護協会等の支援の下、救護所において、また一般医療チームはその所在地において、一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。</u></p> <p>(エ) 健康相談の実施 救護チームは救護所等において、健康に不安をもつ住民に対して健康相談を実施するものとする。</p> <p>(オ) 検査及び除染等の実施 一次診断除染チームは、救護所におけるスクリーニングの結果、応急除染が必要と判断された住民等について、応急除染、除染後の汚染検査等を実施する。応急除染後における汚染の状況等から、除染も含めた <u>更に</u> 専門的な医療が <u>更に必要と判断された場合には、速やかに医療班長と協議し、第二次緊急時医療施設（環境医学研究所内検査除染室</u> <u>※休止中）に搬送を指示するものとする。</u> 二次診断除染チームは、第二次緊急時医療施設において、除染、体内被ばく線量等の検査及び医療活動等を実施するものとする。 また、放射線障害の専門的な治療のため二次被ばく医療機関（公立大学法人 <u>福島県立医科大学附属病院</u> <u>又は三次被ばく医療機関（(独)放射線医学総合研究所</u> <u>）</u>）への搬送が必要と判断した場合には、速やかに医療班長と協議し、搬送を指示するものとする。</p> <p>(カ) 専門的治療等の実施 二次被ばく医療機関は、<u>高線量被ばく・高濃度汚染傷病者の除染や治療、内部被ばく線量等の測定・評価等の</u> 専門的な医療活動等を実施するものとする。 また、治療上必要な場合は、医療班長と協議し、三次被ばく医療機関への搬送を指示するものとする。</p> <p>(キ) 安定ヨウ素剤の配布 安定ヨウ素剤配布チームは、医療班長から指示があった場合は、住民等に対し安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。</p> <p>(ク) 各保健福祉事務所及び中核市保健所におけるスクリーニング及び健康相談等の実施 医療班による被ばく医療活動のほか、各保健福祉事務所及び中核市保健所においては、健康に不安を持つ住民のために窓口を設け、必要に応じて健康相談及びスクリーニング等を実施するものとする。</p>

頁	現 行	修正理由	修 正 案
78	<p>(緊急被ばく医療措置実施体制)</p>	<p>文言整理 第六次医療計画（素案）との整合 同上</p>	<p>(緊急被ばく医療措置実施体制)</p>

頁	現 行	修正理由	修 正 案
79	<p>(4) 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>ア 服用のための準備 県〔現地本部〕は、防災指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出主たはそのおそれがある場合には、直ちに服用対象者が安定ヨウ素剤を服用できるよう準備を行うものとする。</p> <p>イ 服用の指示 県〔現地本部〕は、住民等の放射線防護のため、国の原子力災害対策本部等より安定ヨウ素剤の予防服用の時機について指示があった場合又は知事の判断により、住民等に対し安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するものとする。 安定ヨウ素剤の予防服用の方法は、防災指針によるものとする。 なお、安定ヨウ素剤の予防服用にあたっては、防災指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について、服用対象者へパンフレット等により説明するものとする。</p> <p>ウ 安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標 安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標は、防災指針_____に基づき、性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量100ミリシーベルト_____とする。 なお、原子力災害時における放射性ヨウ素の放出に対する甲状腺への放射線影響を低減させるための防護対策としては、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤予防服用等があり、放射性物質の放出状況を踏まえ、より実効性を高めるため、これらの防護対策を別々に考えるのではなく、総合的に考えるものとする。</p> <p>(5) メンタルヘルス対策 原子力災害時には、放射線による被ばく_____等に対する不安や、被ばく__が身体的な健康に及ぼす不安などの心理的変化が生じるとともに、避難や屋内退避等による生活環境の変化が精神的負担となることが考えられることから、県は、国、市町村、地域医師会等と協力して、メンタルヘルス対策を適切に実施するものとする。 メンタルヘルス対策の実施にあたっては、防災指針を踏まえ、原子力災害の経過に応じた対策、適切な情報提供を行うとともに、メンタルヘルスの専門家だけでなく住民等に接する防災業務関係者全員が、その役割を担うことを認識し取り組むものとする。</p>	<p>文言整理</p>	<p>(4) 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>ア 服用のための準備 県〔現地本部〕は、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象者が安定ヨウ素剤を服用できるよう準備を行うものとする。</p> <p>イ 服用の指示 県〔現地本部〕は、住民等の放射線防護のため、国の原子力災害対策本部等より安定ヨウ素剤の予防服用の時機について指示があった場合又は知事の判断により、住民等に対し安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するものとする。 安定ヨウ素剤の予防服用の方法は、原子力災害対策指針によるものとする。 なお、安定ヨウ素剤の予防服用に当たっては、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について、服用対象者へパンフレット等により説明するものとする。</p> <p>ウ 安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標 安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標は、原子力災害対策指針（国が新たな指標を定めるまでの間は、防災指針に基づき、性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量100ミリシーベルト）によるものとする。 なお、原子力災害時における放射性ヨウ素の放出に対する甲状腺への放射線影響を低減させるための防護対策としては、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤予防服用等があり、放射性物質の放出状況を踏まえ、より実効性を高めるため、これらの防護対策を別々に考えるのではなく、総合的に考えるものとする。</p> <p>(5) メンタルヘルス対策 原子力災害時には、放射線による被ばくや汚染等に対する不安や、被ばく等が身体的な健康に及ぼす不安などの心理的変化が生じるとともに、避難や屋内退避等による生活環境の変化が精神的負担となることが考えられることから、県は、国、市町村、地域医師会等と協力して、メンタルヘルス対策を適切に実施するものとする。 メンタルヘルス対策の実施に当たっては、原子力災害対策指針を踏まえ、原子力災害の経過に応じた対策、適切な情報提供を行うとともに、メンタルヘルスの専門家だけでなく住民等に接する防災業務関係者全員が、その役割を担うことを認識し取り組むものとする。</p>

頁	現 行	修正理由	修 正 案
81	<p>イ 交通の確保</p> <p>(7) 県警察____は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。</p> <p>(イ) 県警察____は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。</p> <p>(ウ) 県警察____及び道路管理者は、交通規制に<u>あ</u>たって、合同対策協議会等において現地の交通状況の情報を共有するなど、相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>13 防災業務関係者の安全確保</p> <p>県〔現地本部〕は、緊急事態応急対策に従事する防災業務関係者の安全確保については、次により実施するものとする。</p> <p>(1) 防災業務関係者の安全確保方針</p> <p>県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、現地本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。</p> <p>また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。</p> <p>(2) 防災業務関係者の放射線防護に係る指標</p> <p>本県における防災業務関係者の被ばく線量の指標は次のとおりとする。</p> <p>実効線量 50ミリシーベルト</p> <p>ただし、防災業務関係者のうち、災害の拡大防止、人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で 100ミリシーベルトを上限とする。</p> <p>防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、県は、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう配慮するものとする。</p> <p>(3) 防護対策</p> <p>ア 県は、必要に応じ管轄する防災業務関係者に対し、防災業務に応じて、防護服、防護マスク、個人線量計等の防護資機材を装着させるとともに、安定ヨウ素剤を予防的に服用させる等、被ばく線量を低減させるために必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>イ 県は、関係市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>(4) 防災業務関係者の被ばく管理</p> <p>ア 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとし、各機関<u>また</u>は災害対策本部ごとに、被ばく管理を行う人員を配置して、個人被ばく線量計の管理、汚染検査、除染等の措置を行うものとする。</p> <p>県は、関係市町村等各機関からの要請に応じて、被ばく管理を行う人員、防護資機材について支援するとともに、防災業務関係者の除染等の医療措置を行うものとする。</p> <p>イ 県現地本部の要員の防災業務関係者の被ばく管理は、県現地本部医療班が行うものとする。</p> <p>ただし、緊急時モニタリング要員については、緊急時モニタリング班が行うものとする。</p> <p>県現地本部医療班及び緊急時モニタリング班は、対策拠点施設に設置される医療班及び緊急被ばく医療現地派遣チームと緊密な連携の<u>もと</u>被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>ウ 県は、関係市町村等への支援等に要する被ばく管理の要員が不足する場合、高度な判断が必要な場合には、国（現地対策本部）に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。</p>	<p>文言整理</p>	<p>イ 交通の確保</p> <p>(7) 県警察<u>本部</u>は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。</p> <p>(イ) 県警察<u>本部</u>は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。</p> <p>(ウ) 県警察<u>本部</u>及び道路管理者は、交通規制に<u>当</u>たって、合同対策協議会等において現地の交通状況の情報を共有するなど、相互に密接な連絡をとるものとする。</p> <p>13 防災業務関係者の安全確保</p> <p>県〔現地本部〕は、緊急事態応急対策に従事する防災業務関係者の安全確保については、次により実施するものとする。</p> <p>(1) 防災業務関係者の安全確保方針</p> <p>県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、現地本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。</p> <p>また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。</p> <p>(2) 防災業務関係者の放射線防護に係る指標</p> <p>本県における防災業務関係者の被ばく線量の指標は次のとおりとする。</p> <p>実効線量 50ミリシーベルト</p> <p>ただし、防災業務関係者のうち、災害の拡大防止、人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で 100ミリシーベルトを上限とする。</p> <p>防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、県は、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう配慮するものとする。</p> <p>(3) 防護対策</p> <p>ア 県は、必要に応じ管轄する防災業務関係者に対し、防災業務に応じて、防護服、防護マスク、個人線量計等の防護資機材を装着させるとともに、安定ヨウ素剤を予防的に服用させる等、被ばく線量を低減させるために必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>イ 県は、関係市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。</p> <p>(4) 防災業務関係者の被ばく管理</p> <p>ア 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとし、各機関<u>又</u>は災害対策本部ごとに、被ばく管理を行う人員を配置して、個人被ばく線量計の管理、汚染検査、除染等の措置を行うものとする。</p> <p>県は、関係市町村等各機関からの要請に応じて、被ばく管理を行う人員、防護資機材について支援するとともに、防災業務関係者の除染等の医療措置を行うものとする。</p> <p>イ 県現地本部の要員の防災業務関係者の被ばく管理は、県現地本部医療班が行うものとする。</p> <p>ただし、緊急時モニタリング要員については、緊急時モニタリング班が行うものとする。</p> <p>県現地本部医療班及び緊急時モニタリング班は、対策拠点施設に設置される医療班及び緊急被ばく医療現地派遣チームと緊密な連携の<u>下</u>被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>ウ 県は、関係市町村等への支援等に要する被ばく管理の要員が不足する場合、高度な判断が必要な場合には、国（現地対策本部）に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。</p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修正理由	修 正 案
82	<p>(5) 防護資機材の確保</p> <p>ア 県は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための防護資機材を確保するものとする。</p> <p>イ 防護資機材に不足が生じた場合、<u>また</u>は生じるおそれがある場合には、県は、関係機関に対し防護資機材の調達の一助を要請を行うものとする。</p> <p><u>さらに</u>、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする</p> <p>(6) 防災関係機関との情報交換</p> <p>県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、関係市町村、事業者及び防災関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>	<p>文言整理</p>	<p>(5) 防護資機材の確保</p> <p>ア 県は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための防護資機材を確保するものとする。</p> <p>イ 防護資機材に不足が生じた場合、<u>又</u>は生じるおそれがある場合には、県は、関係機関に対し防護資機材の調達の一助を要請を行うものとする。</p> <p><u>また</u>、防護資機材が不足する場合には、関係機関に対し合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする</p> <p>(6) 防災関係機関との情報交換</p> <p>県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、関係市町村、事業者及び防災関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>

頁	現 行	修正理由	修 正 案
83	<p>第4 原子力災害<u>復旧計画</u></p> <p>本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を_____示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>1 放射性物質による<u>汚染の除去</u> <u>県〔現地本部〕は、国の指示または指導・助言をもとに、市町村、事業者及びその他の関係機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>各種制限措置の解除</u> <u>_____</u> <u>_____</u></p> <p>(1) <u>各種指示の解除</u> <u>県〔現地本部〕は、緊急時環境放射線モニタリングの測定結果等について、国が派遣する専門家等の判断等を踏まえて解析した結果、放射線による影響を受けるおそれなくなったと認めるとき、関係市町村に対し、屋内退避または避難について解除の指示をするとともに、報道機関等を通じ住民等に伝達するものとする。</u> <u>県の指示を受けた関係市町村は、屋内退避または避難している住民に対し、解除を指示するものとする。</u></p> <p>(2) <u>各種制限措置の解除</u> <u>県〔現地本部〕は、(1)と同様にして、放射線による影響を受けるおそれなくなったと認めるときは、関係市町村及び関係機関に対し立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置を解除するよう指示するものとする。</u></p> <p>3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 <u>県〔現地本部〕は、原子力緊急事態解除宣言後、_____関係機関及び事業者と協力して_____環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。</u> <u>_____</u></p> <p>4 <u>住民の健康調査の実施</u> <u>(1) 県〔健康衛生総室〕は、国及び関係市町村と連携し、原子力災害時において防護対策を講じた地区の住民に対し、健康調査を実施し、住民の健康維持を図るものとする。</u> <u>(2) 県〔健康衛生総室〕は、国及び関係市町村長と連携し、原子力発電所の周辺地域の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための窓口を設置するものとする。</u></p>	<p>マニュアルの反映</p>	<p>第4 原子力災害<u>中長期対策</u></p> <p>本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を<u>中心に</u>示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>1 放射性物質による<u>環境汚染への対処</u> <u>県〔現地本部〕は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>緊急事態解除宣言後の対応</u> <u>県〔現地本部〕は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</u></p> <p>(1) <u>原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定</u> <u>県は、市町村が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受けるものとする。</u> <u>_____</u> <u>_____</u></p> <p>(2) <u>各種制限措置の解除</u> <u>県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</u></p> <p>3 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 <u>県〔現地本部〕は、原子力緊急事態解除宣言後、<u>国</u>、関係機関及び事業者と協力して<u>継続的に</u>環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。</u> <u>その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。</u></p> <p>4 <u>心身の健康相談体制の整備</u> <u>_____</u> <u>県〔健康衛生総室〕は、<u>国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び市町村とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。</u></u> <u>_____</u> <u>_____</u></p>

福島県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

頁	現 行	修正理由	修 正 案
85	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>7 災害対策本部の解散 <u>知事</u>は、国の原子力緊急事態の解除宣言後、原子力災害に係る応急対策が概ね完了したと認めるとき、<u>また</u>は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部及び現地本部を解散するとともに、関係市町村に、市町村災害対策本部の解散を指示するものとする。</p>	<p>マニュアルの反映</p> <p>文言整理</p>	<p>8 被災中小企業等に対する支援 <u>県は、国と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。</u> <u>また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。</u></p> <p>9 復旧・復興事業からの暴力団排除 <u>県〔県警察本部〕は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災した県、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</u></p> <p>10 災害対策本部の解散 <u>本部長（知事）</u>は、国の原子力緊急事態の解除宣言後、原子力災害に係る応急対策が<u>おおむね</u>完了したと認めるとき、<u>又</u>は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部及び現地本部を解散するとともに、関係市町村に、市町村災害対策本部の解散を指示するものとする。</p>